

多摩市地域福祉計画

2026（令和8）年度～2028（令和10）年度



2026（令和8）年3月

多摩市

はじめに - 多摩市地域福祉計画の見直しにあたって -

本計画は、2023（令和5）年度から2028（令和10）年度までの6年間の地域福祉計画として策定し、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが繋がり、認め合い、支え合いながら、みんなが笑顔でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指してまいりました。

そして、中間年を迎える2026（令和8）年、計画の目指す方向性や地域づくりの視点等の枠組みは大きく変えず、重層的支援体制整備事業実施計画の一体的な策定、実効的な評価による事業改善を目的としたロジックモデルの導入等により、さらに地域福祉を推し進めるため、計画の見直しを行いました。



多摩市では、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちを目指して「健幸まちづくり」を推進しています。

多摩市地域福祉計画は、その考え方にに基づき、福祉分野や関連する諸計画の地域福祉に関する理念や方向性を横断的に示したものであり、多摩市が目指す「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」の実現には欠かせないものと考えています。

計画策定にあたっては、学識経験者、民生・児童委員、福祉・教育・商工関係団体を委員とする「多摩市地域福祉計画推進市民委員会」において検討いただきました。また、地域福祉の車の両輪といわれる「多摩市地域福祉活動計画（多摩市社会福祉協議会）」の策定にあたっては、合同委員会を開催するなど、連携して策定を進めてきました。今後の計画推進にあたっては、引き続き両計画が連携して取り組みます。

最後になりますが、多摩市地域福祉計画推進市民委員会委員をはじめ、各場面で貴重なご意見・ご提言をお寄せくださった皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

多摩市長 阿部裕行

目次

第1章 計画の見直しにあたって	1
第1節 計画見直しの趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 地域福祉活動計画との連携	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定・推進体制	5
第6節 地域福祉について	7
第7節 地域共生社会について	8
第8節 近年の地域福祉に関する新たな社会課題	9
第2章 健幸都市の実現に向けて	11
第1節 健幸都市の実現について	11
第2節 多摩市の健幸まちづくり	12
第3章 計画の基本的な考え方	19
第1節 前期3年間の振り返り・今後の評価手法について	19
第2節 本市の地域福祉における主な課題	20
第3節 基本理念	22
第4節 施策の体系	24
第5節 地域福祉計画における重点事項	27
第6節 地域福祉の圏域について	28
第4章 施策の展開	30
基本施策1 地域への関心を高める	32
基本施策2 子どもから大人まで地域ぐるみで「健幸」を目指す	38
基本施策3 地域の包括的なネットワークを充実する	44
基本施策4 地域で課題に向き合い・寄りそう	49
基本施策5 多様な支援を推進する	57
関連資料1	72
第1節 近年の地域福祉に関する法令改正等	72
第2節 統計データでみる地域福祉の状況	75
第3節 アンケート調査結果にみる地域福祉の状況	90
第4節 多摩市地域福祉計画推進市民委員会における意見	94
関連資料2	96
1 策定経過	96
2 多摩市地域福祉計画推進市民委員会	97
3 多摩市地域福祉計画庁内委員会	100
4 用語説明	103

※本計画における「害」の字表記のルール

1. 「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、あるいは可能な場合には他の言葉で表現します。
2. 国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

第1章 計画の見直しにあたって

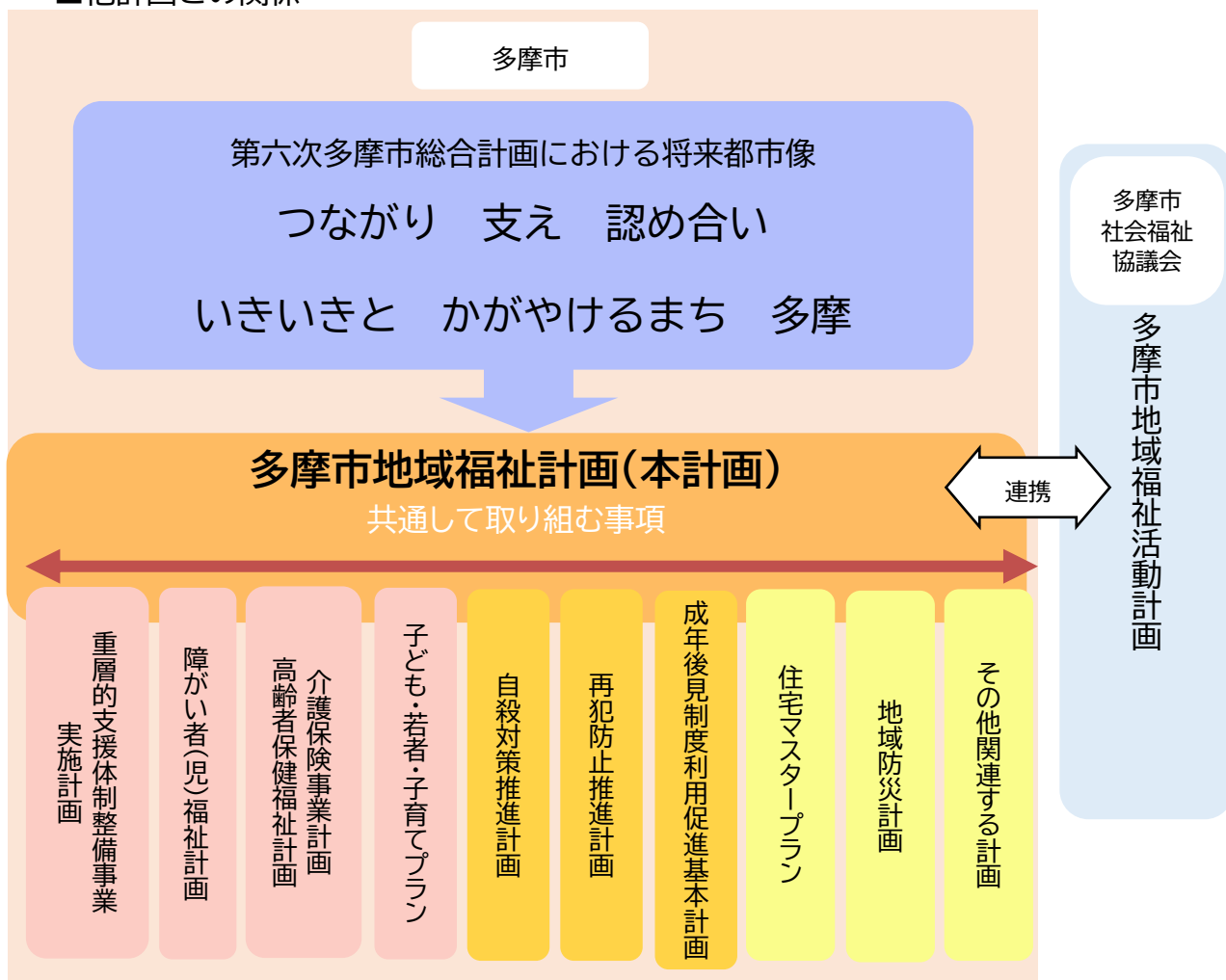
第1節 計画見直しの趣旨

- 今日、少子高齢化や単身世帯の増加、プライバシーの意識の高まり、ライフスタイルの多様化等の社会変化に伴い、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う機能の低下が進んでいます。
- また、社会的に孤立する中で、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかずに課題が深刻化する状況が見られます。このため、地域における人と人とのつながりを再構築し、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい尊厳のある生活をおくることができる社会が求められます。
- さらに近年、8050問題から9060問題への移行、ダブルケア、ひきこもり、社会的孤立、孤立死等の複合化・複雑化する課題への対応が必要となっています。また、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など対象者別の支援のみでは解決が困難となるケースが増加しています。
- 国は、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」という方向性を打ち出しました。
- また、社会福祉法等の改正により、地域福祉計画が地域における高齢者、障害者、児童その他福祉の分野における「上位計画」に位置付けられました。また、市町村は、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることが出来る環境の整備と、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備する事などが努力義務化されました。そして、2021（令和3）年の社会福祉法改正では、重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 多摩市においても、2023（令和5）年度に「第六次多摩市総合計画」を策定し、健幸まちづくりのさらなる推進を基盤に、地域における複雑化・多様化した課題の解決のため、市民自らが地域課題の共有、課題に取り組む市民自治によるまちづくりを推進しています。
- 本計画は、こうした近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、今後3年間における多摩市の地域福祉の方向性を定め、地域福祉のより一層の充実を図ることを目的として策定しました。

第2節 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定しており、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進、地域生活課題の解決に向けた施策の設定や支援体制等の整備をしていくことを目的とする計画です。
- 多摩市の最上位計画である「第六次多摩市総合計画」における将来都市像にもとづき、福祉分野や関連する諸計画の地域福祉に関する理念や方向性を横断的に示すとともに、SDGsの理念を取り入れ、計画を推進します。
- 本計画は、社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものであり、多摩市における包括的な支援体制整備のための具体的事項について示すものです。同事業の評価・見直しについては、本計画と一体的に行います。
- また、多摩市社会福祉協議会が中心となって策定する住民の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」と密接な連携を図ります。

■他計画との関係



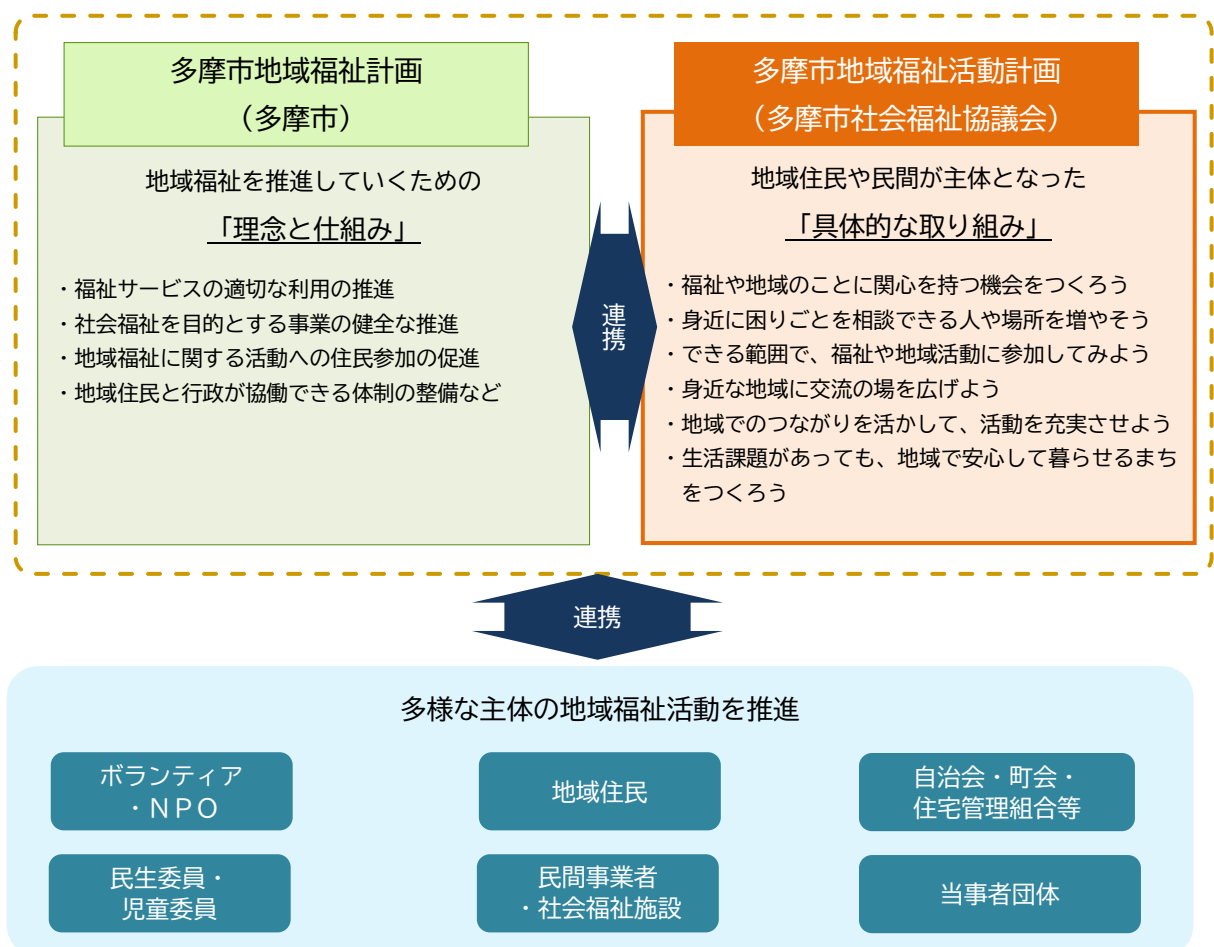
第3節 地域福祉活動計画との連携

○多摩市が策定する「多摩市地域福祉計画」は、地域福祉を推進し、地域共生社会の実現に向けた「理念」と「仕組み」づくりに重点を置いた計画です。

○これに対して、多摩市社会福祉協議会が策定する「多摩市地域福祉活動計画」は、市民の皆さんが主体となって活動を行うための「住民参加型計画」です。「多摩市地域福祉計画」との連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けて地域のネットワークづくりや、住民の活動について、具体的な取組を市民の皆さんと考え、展開していく計画となります。

○行政、多摩市社会福祉協議会、事業者や団体、市民が相互に協力しながら地域福祉を推進するために、「多摩市地域福祉計画」と「多摩市地域福祉活動計画」が共通の目標のもと、連携しながら取り組むこととしています。

■多摩市社会福祉協議会の計画との関係



第4節 計画の期間

- 本計画は、2023（令和5）年度を初年度とし、2028（令和10）年度までの6年間を計画期間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。
- 計画期間は6年間ですが、中間の3年目にあたる2025（令和7）年度に、社会情勢の変化に対応するため、計画の見直しを行い、後期3年間の地域福祉を推進します。

■計画の期間

（年度）

	～	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	～
総合計画	第五次計画						第六次計画							
地域福祉計画		第4次計画			見直し計画		第5次計画			見直し計画(本計画)				
重層的支援体制整備事業 実施計画										第1次計画				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第7期			第8期			第9期			第10期			
障がい者基本計画		(2018～2023年)						(2024～2029年)						
障害福祉計画		第5期			第6期			第7期			第8期			
子ども・若者・子育てプラン		(2020～2024年)						(2025～2029年)						
自殺対策推進計画		(2019～2023年)						(2024～2028年)						
再犯防止推進計画		(2021～2025年)						(2025～2029年)						
調布市、日野市、狛江市、多摩 市、稲城市成年後見制度利用促 進基本計画		(2020～2023年)												
地域福祉活動計画 (多摩市社会福祉協議会)		第4次計画			見直し版		第5次計画			見直し計画				

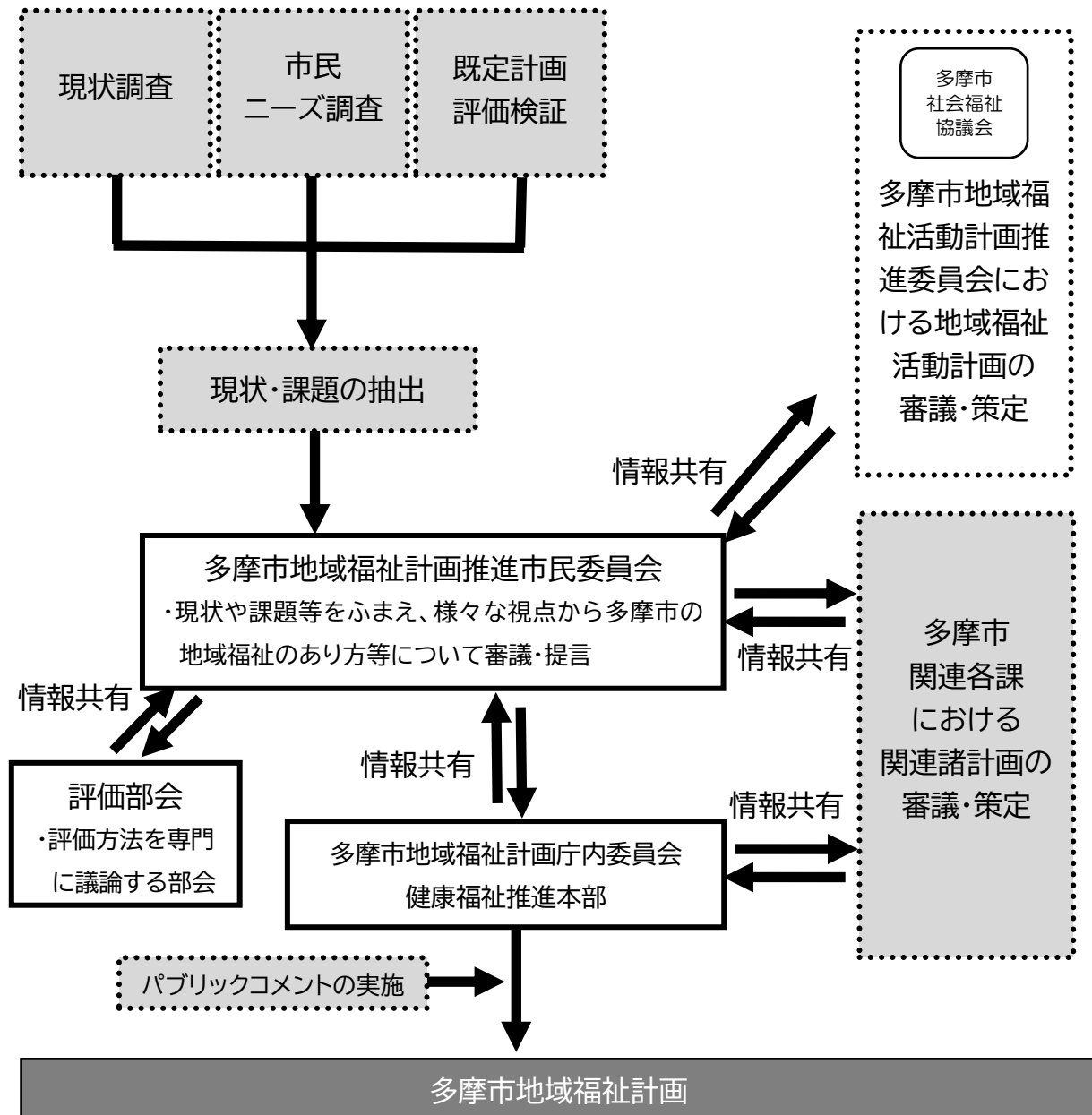
第5節 計画の策定・推進体制

本計画の策定にあたっては、市民参加の「多摩市地域福祉計画推進市民委員会」（評価方法を専門に議論する評価部会を含む）及び庁内組織の「多摩市地域福祉計画庁内委員会」における内容の審議・提案を踏まえ、最終的な内容の確定をしました。

また、当初から、同時期に多摩市社会福祉協議会において策定される第5次多摩市地域福祉活動計画との整合・連携を図りながら策定を行いました。

なお、市民、地域福祉活動団体、福祉サービス提供者を対象に実施した市民ニーズ調査や、パブリックコメントの実施等を通じ、広く市民や関係者等の意見を反映させた計画となるように努めました。

■計画の策定フロー

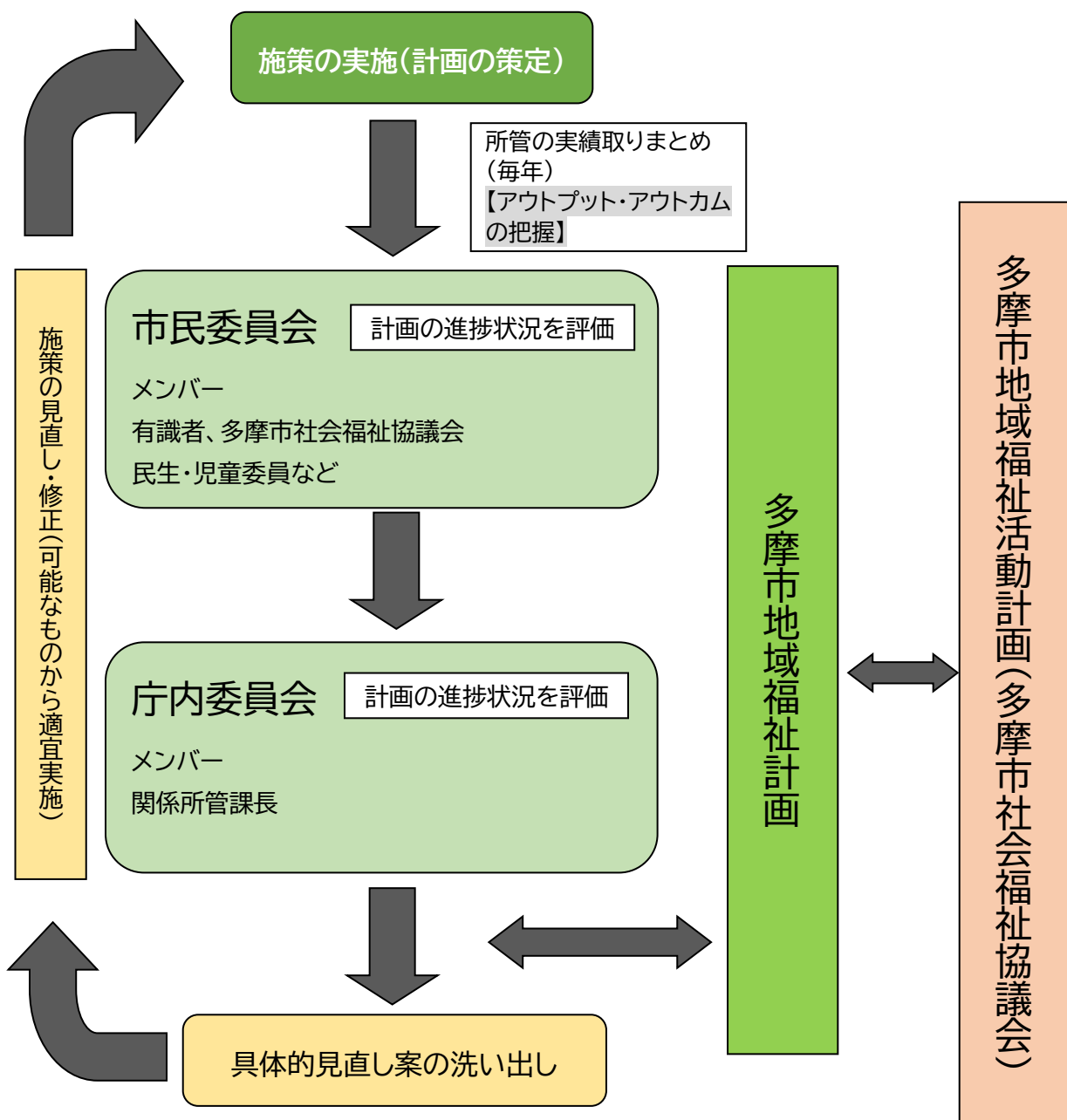


本計画の着実な推進に向けて、各施策、具体的事業について、年間の進行管理を通じて、行政として行ったこととしてのアウトプット（活動指標）を確実に把握するとともに、市民評価を通じて、市民の目線でどのような成果が得られたのかというアウトカム（成果指標）を把握します。

それらを総合的に評価し、改善につなげるため、市民を交えた「多摩市地域福祉計画推進市民委員会」（以下「市民委員会」）及び「多摩市地域福祉計画庁内委員会」（以下「庁内委員会」）により検討します。

計画の推進にあたっては、多摩市社会福祉協議会と連携し、取り組みます。

■計画の推進体制



第6節 地域福祉について

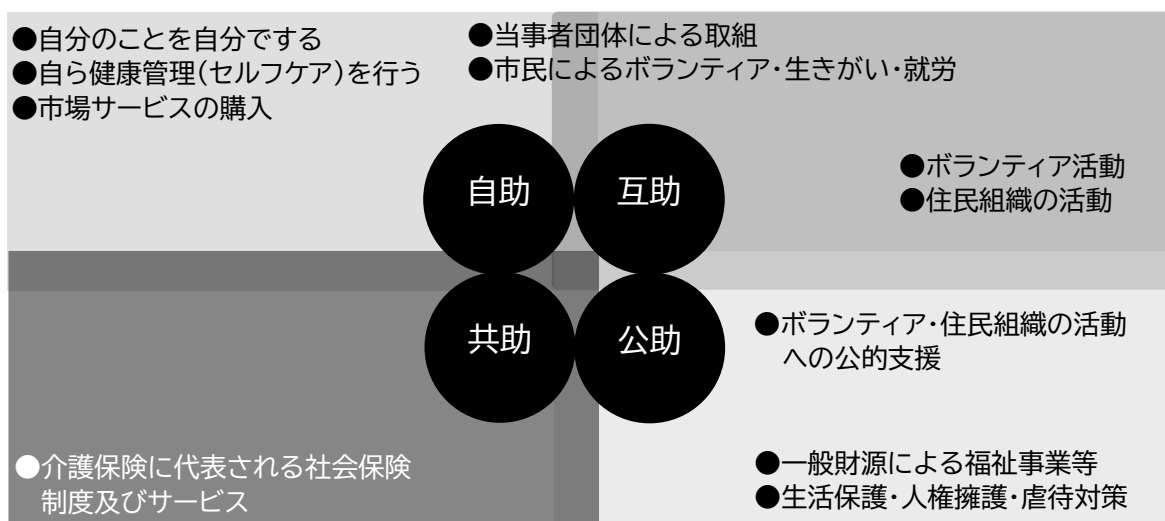
○人は誰でも、ライフステージを通じて、しばしば一人では解決が難しい何らかの課題や生きづらさを抱えることがあります。医療や介護、その他様々な福祉制度などが、生涯における多様な困難を低減する仕組みとして存在しますが、多様化・複雑化する課題に対し、対象者別の制度の支援のみでは全ての解決は難しく、制度の狭間で課題を抱えこんでしまうケースもあります。

○地域福祉とは、誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活を送れるよう、行政や福祉関係者、市民等が互いに協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。また、地域福祉では、高齢者、障がい者、子どもなどを縦割りですとらえるのではなく横断的に支援する必要があります。さらには、生活困窮者やダブルケア、ひきこもり等、複合的な課題も視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。

○市民、福祉関係者、多摩市社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たすとともに、自分のことを自分でする「自助」、住民組織の活動など自発的に相互に支え合う「互助」、社会保険制度など費用負担の制度的な裏付けをもとに相互に支え合う「共助」、税による公の負担に基づく「公助」を重層的に組み合わせ、全ての人々を社会的孤立・排除等から援護し、地域社会の一員として包み支え合う、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の理念に基づき地域福祉を推進する必要があります。

○これからの地域福祉では、地域共生社会の実現に向け、誰もが「我が事」として参加し、地域「丸ごと」つながることで、「支え手」「受け手」の関係が地域の様々な場面において、自然な形で相互に表れる地域を創っていくことが求められます。

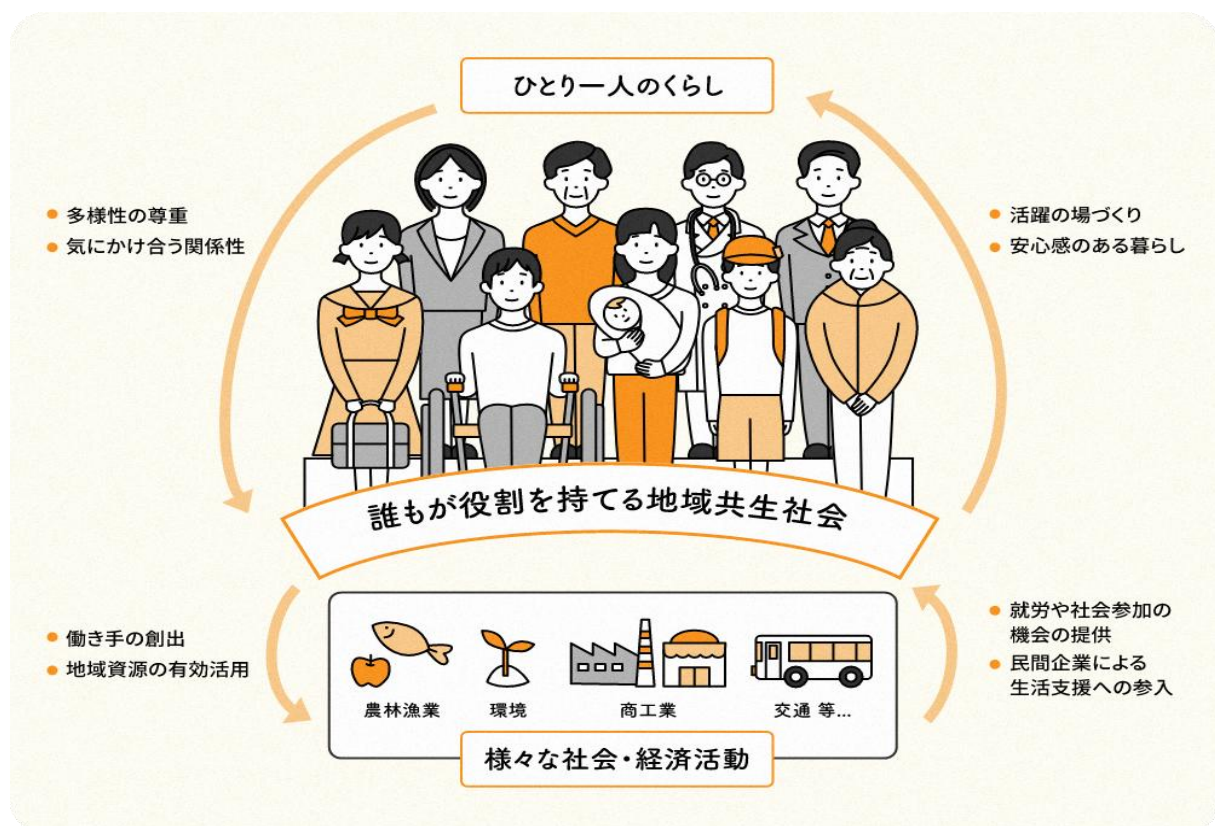
■助け合いの基盤となる「自助」「互助」「共助」「公助」



第7節 地域共生社会について

地域コミュニケーションの希薄化などに加え、社会的孤立等、制度の狭間の問題などが顕在化しています。地域を取り巻く状況が一層多様化、複雑化する中、将来に向けて健康で幸せを感じる住み良いまちづくりを進めていくためには、市民同士の助け合いや市民と行政との協働などをさらに推進していくことが重要です。

こうした取組を進めるとともに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の構築を図ります。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

第8節 近年の地域福祉に関する新たな社会課題

○SDGsの視点

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015 (平成 27) 年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、持続可能な開発のために達成すべき課題と目標で、2030 (令和 12) 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットで構成されています。

この目標達成に向けて、全世界のあらゆる関係者が力を結集することを呼びかけています。多摩市でも、「第六次多摩市総合計画」の中で、基本計画の前提として、SDGsの達成に向けた取組の必要性が掲げられています。そこで、本計画を推進していくに当たり、特に地域福祉と強く関連する項目を基本施策ごとに整理し、意識的に取り組みます。



○ヤングケアラーについて

2024 (令和 6) 年6月、子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。一般的にこどもが家庭内での役割として担う「お手伝い」と比較して、ヤングケアラーは、こどもの年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っています。2025 (令和 7) 年3月にはヤングケアラー支援ガイドライン (仮称) が定められ、各自治体はヤングケアラー支援についての検討・取組を進めています。

○孤独・孤立対策

2021 (令和 3) 年2月、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、孤独・孤立対策担当室が設置されました。孤独・孤立に関わる各

事業の担当が各省庁に点在している中、政府一体となって孤独・孤立問題に取り組むことを目指すものです。

さらに、2021（令和3）年12月には孤独・孤立対策の重点計画が策定されました。「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」「状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる」「見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との『つながり』を実感できる地域づくりを行う」「孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する」ことを基本方針とし、関係省庁、NPO等の関係団体の連携によって孤独・孤立対策を推進するための計画です。

さらに、内閣府は2024（令和6）年4月に施行された孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策推進本部」を設置し、検討を進めています。

○重層的支援体制整備事業の実施

地域共生社会の実現に向け、2017（平成29）年の社会福祉法改正において、包括的な支援体制の整備が努力義務とされました。具体的な内容は、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備③支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備です。

さらに、2020（令和2）年の社会福祉法の改正において、包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、国からの財政支援等について明記されました。具体的な内容は、本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものとされました。

多摩市でも、従来、「多摩市版地域包括ケアシステム」として、高齢者に限らず、子育て家庭、障がい者、ひきこもり、生活困窮者等何らかの支援を必要とする住民を対象として、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築してきました。この考え方を多摩市における重層的支援体制整備事業実施の基本として、2024（令和6）年度より、同事業を実施しています。

○生活困窮者の住居支援

単身高齢者の増加、生活保護受給者の増加により、住居確保が困難なケースが増加しています。また、単身高齢者への住宅の貸し出しは、大家にとって、死後の手続き等に関するコストが高い等の課題があります。こうした背景を受け、2023（令和5）年度に生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が制定されました。具体的な内容は、単に住居を確保するだけでなく、入居後の生活再建、支援までを行うことや見守りの支援の努力義務化等が規定されました。

第2章 健幸都市の実現に向けて

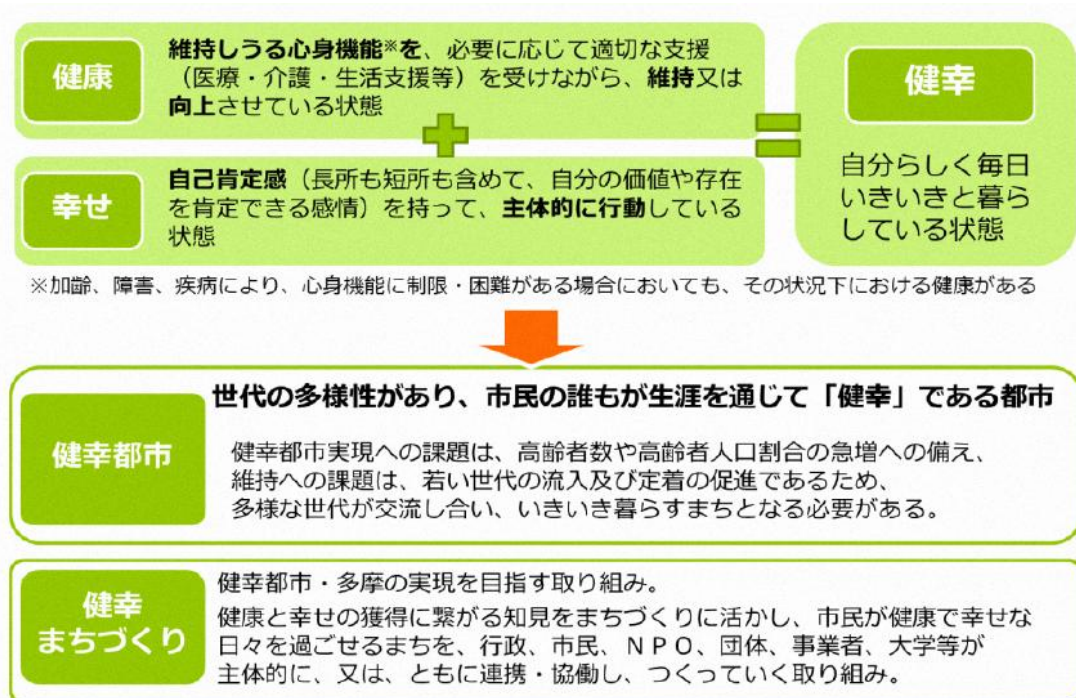
第1節 健幸都市の実現について

○健幸とは、「健康」と「幸せ」の両方が備わり、自分らしく毎日いきいきと暮らしている状態のことで、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまちが健幸都市（スマートウェルネスシティ）です。

○「第六次多摩市総合計画」では、分野横断的に取り組むべき重点テーマとして「健幸まちづくりの推進」を位置づけ、これまでの取組を発展させていくとともに、市の各政策を充実させ、各地域や一人ひとりの市民にとっての取組として根付かせていくことを目標としています。

○この地域福祉計画の中でも、市民と関係団体・機関等が密接に連携し、健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取組を推進していきます。

■「健幸」の定義



○市民の誰もが健康で幸せな都市、健幸都市の実現のためには、市民が主体的に地域や社会とつながりをもつ活動を維持することが大切です。一方、今後、高齢者独居世帯や老々世帯の割合が増加し、生活支援や見守りなど、地域福祉のニーズが高まることが想定される中で、地域の福祉ニーズを踏まえた事業サービスの展開が望まれ、そのための仕組みづくりが求められています。健幸まちづくりでは、「健幸的な生活の獲得支援」、「安全・安心なくらしの確保」及び「世代の多様性の確保」の3つの柱を設け、誰もがいきいき暮らすまちの実現を目指しています。

○地域福祉は、地域の人々の健康と幸せにつながる知見を、自分自身や身近な家族、そして地域のために活かし、誰もが健康で幸せな日々を過ごせる地域をつくっていく取組です。またそれはまさに、健幸まちづくりが目指すものと合致しています。

第2節 多摩市の健幸まちづくり

1 健幸を実現する要素

(1) 健康を実現する要素

健康の実現のためには、栄養（食事・口腔ケア）、運動を含めた身体活動、社会参加と人とのつながり、休息、などに関する健康的な生活習慣を獲得することが必要となります。くわえて、定期的に健康診断を受診し、自身の健康状態を把握することも重要となります。また、加齢、障害、疾病に伴う心身機能の低下などの際に適切な支援（医療・介護・生活支援等）を受けられることも必要です。

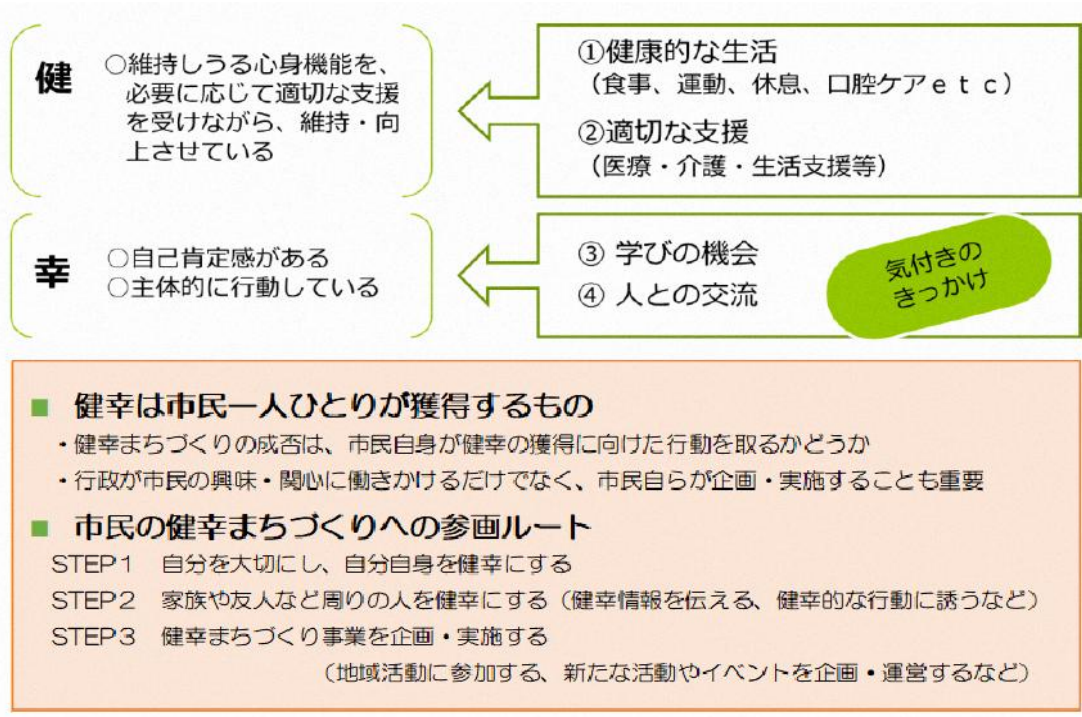
(2) 幸せを実現する要素

健幸まちづくりでは、幸せを、自己肯定感があり、主体的に行動している状態と定義しています。これらの獲得に繋がる気付きを得るために、学びの機会や人との交流が必要です。

(3) 健幸の実現のための市民の参画

健幸は外部から与えるものではなく、市民一人ひとりが獲得する必要があるため、健幸まちづくりの成否は市民の参画（健幸の獲得に向けた行動を取るかどうか）にかかっています。

また、市民の健幸獲得行動を呼び起こすためには、市民の興味・関心を捉え、働きかける必要がありますが、市民の興味・関心は多様であることから、その全てに対応することは困難です。したがって、健幸まちづくりの効果的な実施のためには、市民自身が望む活動を自ら企画・実施することも重要であると言えます。



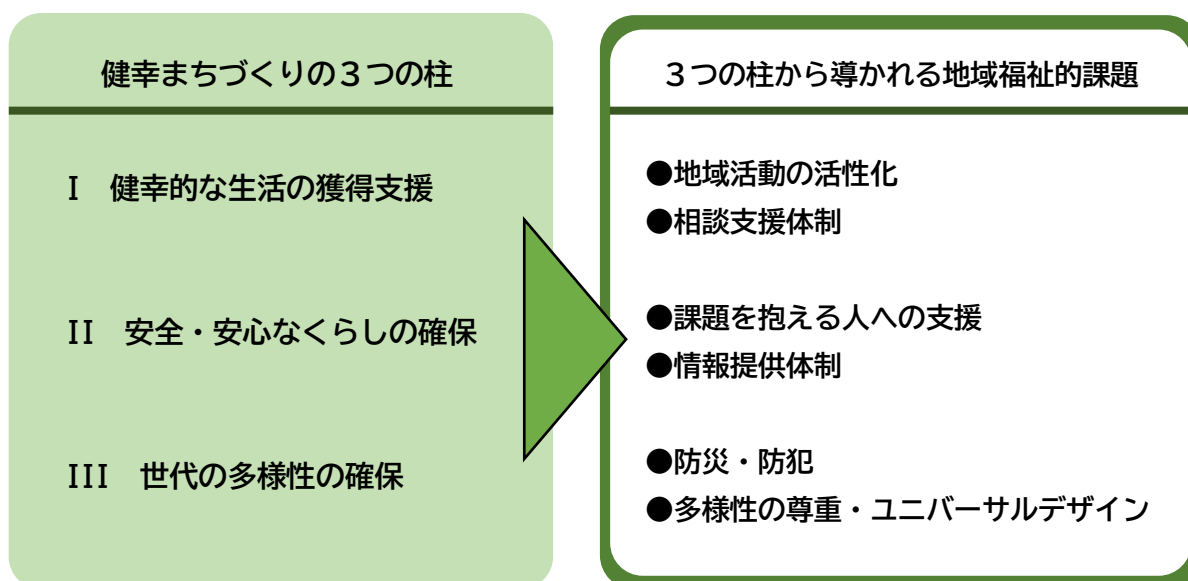
2 健幸まちづくりの体系と展開方針

(1) 健幸まちづくりの体系

健幸まちづくりの体系として、「I 健幸的な生活の獲得支援」「II 安全・安心なくらしの確保」「III 世代の多様性の確保」の3つの柱を設定しています。

上記の、健幸まちづくりの体系を、地域福祉的課題に関連づけたものが次の図です。

■健幸まちづくりの3つの柱と地域福祉的課題



(2) 健幸まちづくりの展開方針（「多摩市健幸まちづくり基本方針」より）

健幸まちづくりの3つの柱それぞれの展開方針は次のとおりです。

I 健幸的な生活の獲得支援

健幸まちづくりは、生涯を通じて健幸であることを目指す取組であり、全年齢の市民を対象としています。年齢ごとの世代の特徴を捉え、獲得目標及び推奨行動を設定し、健幸的な生活の獲得支援を実施します。

①意識啓発

健康づくりに無関心な層や、関心があっても実際の行動に踏み出せていない層が存在するという認識のもと、無関心層にも届くような情報発信や、関心はあるが実際の行動に至っていない層を後押しするきっかけづくりに取り組みます。

なお、健幸であるためには、身体健康だけでなく、心の健康も大切です。近年は、幅広い世代において様々な要因で、心の健康を損なうことが誰にでも起こり得ることになってきました。心の健康を維持するためにも身体を動かすこと、休息をとること、身近な人と話することなど、自分なりのリフレッシュをすることも大切です。このほか、自身や周囲の心の不調に気づき、必要に応じて医療機関や市の相談窓口などへの相談ができるよう、必要な情報発信に取り組みます。

30代から50代においては、仕事や家庭、育児などで忙しく、健康づくりとの両立が難しい時期でもあります。一人ひとりへの健康づくりのきっかけづくり等にも取り組みつつ、健幸！ワーク宣言など企業や関係団体の協力も得ながら、職場においても健康づくりを進められるような環境づくりができるよう取り組みます。

また、今後の後期高齢者人口（75歳以上人口）の更なる増加に備えて、高齢者が知っておくべき知識の普及を引き続き推進していく必要があります。特に、フレイルと呼ばれる加齢により心身が弱ってきた状態に関する知識や、在宅医療介護や介護保険制度に関する知識の情報発信、また、死をどう迎えるかという死生観の獲得、もしもの時に、どのような医療やケアを望むのか、自分が大切にしていることや望んでいることを前もって考え、親しい人たちと何度も話し合い、共有しておくこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の実践に繋がる情報発信に取り組みます。

このほか、最近では、若い世代からの痩せによる低栄養や妊娠・産後の期間も含めた女性特有の不調のほか、スポーツ庁が実施している体力・運動能力に関する調査結果においても、40代女性の体力が低下傾向であることが示されるなど、様々な観点から女性の健康についても注目が集まっています。こうしたことも含め、社会情勢も踏まえながら、子どもから高齢者まで幅広い世代等の健康づくりに関する情報発信や健康づくりを進められるような環境づくりに取り組みます。

②「健幸的な生活」を実践しやすい環境づくり

健康づくりに無関心なままでも、特に自覚せずとも健幸的な生活に誘導されるような環境づくりに取り組みます。

例えば、健康的な食事処が多い、歩きやすい・歩きたくなる街並みである、「楽しそう」・「面白そう」・「参加してみたい」と思えるイベントがある、行きたくなる場所がある、家庭や職場・学校以外にも、その人にとって居心地のよい居場所があるという環境を整えることなどによって、自然と健康的に食べている、思わずまちに出て活動している、学び、人と交流していることを目指します。

学びや人との交流の中で、互いに多様性を認め合い、受け容れ・受け容れられる経験をすることにより、自分の存在の意義に気付き、自己肯定感を醸成すること、自らの興味・関心に気付き、主体的な行動へと結びつくことを狙います。

また、平均寿命が大幅に伸びた今、多くの人は、60～70歳に退職したとして、更に20年近い日々を過ごすことを踏まえると、若いうちから、職場等を離れたつながりを得ていくことが重要です。

Ⅱ 安全・安心なくらしの確保

①多摩市版地域包括ケアシステム

加齢、障害、疾病に伴う心身機能の低下、生活困窮、子育て・子育て上の困難などに直面した際には適切な支援を受けることが必要です。支援を効果的に実施するには関係機関が有機的に結びつき、対象者の生活の場面を想定しながら、支援を切れ目なく一体的に実施することが重要です。

(分野内連携と分野横断的連携)

この取組は、高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者支援、生活保護、ひきこもり対策、子育て困難家庭支援、犯罪被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援等、何らかの困難を抱える市民を支援する事業全般を対象とします。各分野内で支援者間の連携を図るとともに、部門を超えた支援者間の連携の充実を図り、横断的な相談・支援体制（多摩市版地域包括ケアシステム）の構築を行い、取り組んでいます。また、令和2年の社会福祉法改正により、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する制度改正（重層的支援事業体制の整備）がなされたことを踏まえ、多摩市版地域包括ケアシステムを強化していきます。

これらにより、高齢の親に障がいのある子ども、介護と子育てなど、複数の課題を抱える世帯に対してより有効な支援を提供できることを目指します。

(進行する高齢化への対応)

多摩市版地域包括ケアシステムが市民の期待に応えた機能を果たせるよう、自助・互助・共助・公助のそれぞれの充実を図ることが重要です。公助である生活保護等の適切な実施、共助である介護保険等の適切な運営（在宅医療介護の必要な質・量の確保）、自らの健康管理等の自助の推進を引き続き行っています。加えて、今後の後期高齢者人口割合の増加、高齢者独居や老々世帯の増加に伴い需要が伸びると見込まれる見守りや生活支援について、互

助の促進も行いながら、高齢者を一人にしない地域づくりや、一人でも健康的に食事ができる環境づくりに努めます。

多摩市には趣味等でつながった「知縁」というつながりもありますが、加齢により心身機能が低下すると行動可能範囲が狭まり、社会性の維持や地域での支え合い体制のためにも、身近な地域でのつながりが重要となるため、知縁に加えて、身近な地域でのつながりである「地縁」を豊かにする取組が重要です。

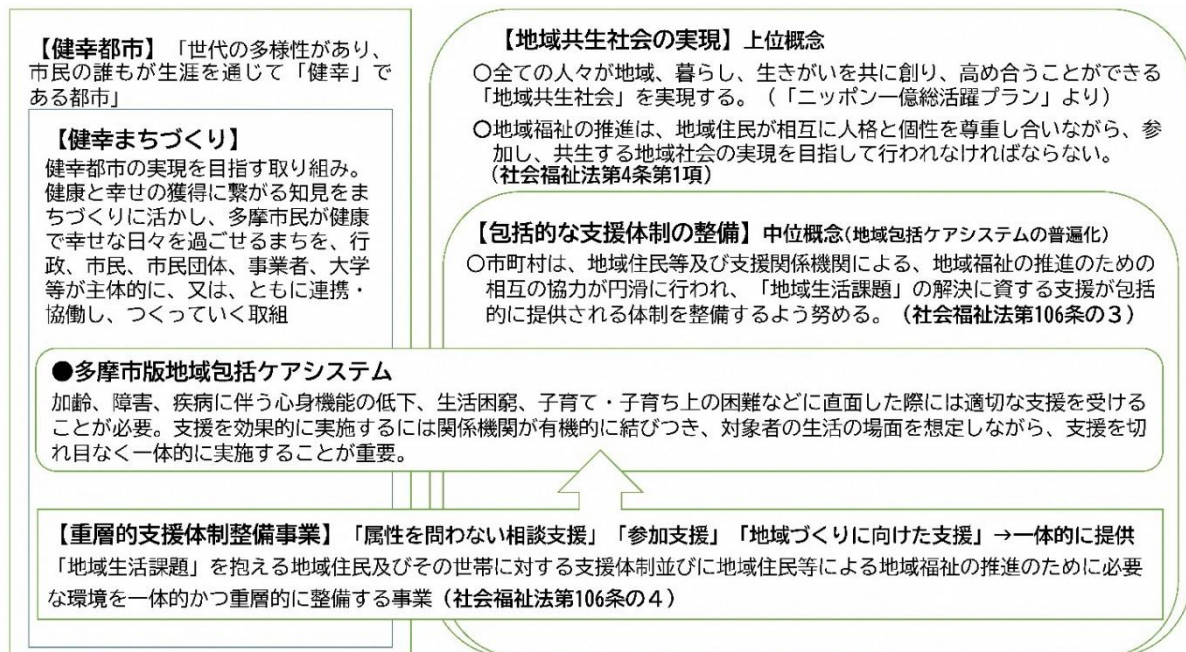
②安全・安心を支える基盤整備

市民生活の基礎であり、暮らしの安全・安心の基盤となる、防災・防犯対策、公共施設・道路・公園・下水道等の維持・管理に取り組みます。

特に、防災・減災活動、消防団活動などは、地域の多世代交流にも繋がり得ることから、多摩市版地域包括ケアシステムを支える地域づくりとしても、また、まちぐるみで子どもを見守る、子育て世帯に魅力的な環境づくりとしても重要であるため、推進していきます。

■「健幸都市」への取組と「多摩市版地域包括ケアシステム」

なお、多摩市は誰もが幸せを実感できるまち「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」を目指していますが、下図イメージにあるように「多摩市版地域包括ケアシステム」は、この下支えの1つになるものです。



出典：第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画《令和6～8年度（2024～2026年度）》

また、上記のような枠組みにより、2024（令和6）年度から、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として、社会福祉法に位置づけられた、「重層的支援体制整備事業」を新たに実施しています。

Ⅲ 世代の多様性の確保

多摩市は、みどり豊かな環境、歩車分離が整備され、安全に歩行できる街並み、ゆとりある空間設定等、子育てに適した環境が形成されています。また、都心までの交通の便が良いことも利点です。人口減少・高齢化の進行に伴い、住居の空きが増加が見込まれることも踏まえ、ニュータウン再生等の動きとも連動し、子育てに適した環境の維持・充実を図り、そしてそのことを広く情報発信することで、若い世代の流入・定着を促進します。

また、国が掲げる「こどもまんなか」社会の実現は、これまで本市が進めてきた子ども・若者政策と大きく重なることから、積極的に取組を進めていきます。

(1) 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現

子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちを目指します。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けられるよう、取り組みます。

(2) 子育てしやすい環境の充実

子育て世帯に対する経済的支援を行うだけでなく、安心して子育てができるよう相談支援体制の充実や、学童クラブに限らず子どもの居場所の選択肢の拡充、子育て世帯とその親世帯の隣居・近居促進などにより、子育て世代を応援します。また、地域における子どもの見守り体制を充実することによって、子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現を目指します。

(3) 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進

多摩市では、環境や平和など地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すE S Dに取り組んでいます。E S Dを充実・発展し、自分以外の人や社会、自然環境との関係性を認識し、関わりやつながりを尊重できる個人を育み、持続可能な社会の担い手を育成していきます。

(4) 多世代の参画・多分野の協働の創出による、多世代共生型のコミュニティの形成

多世代にわたる参画、多分野における協働が創出されるよう、必要な環境整備を行うことで、誰もがつながり合えるコミュニティが形成され、これが広がりを持つことによって、様々な地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力や地域の価値が創造されることを目指します。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 前期3年間の振り返り・今後の評価手法について

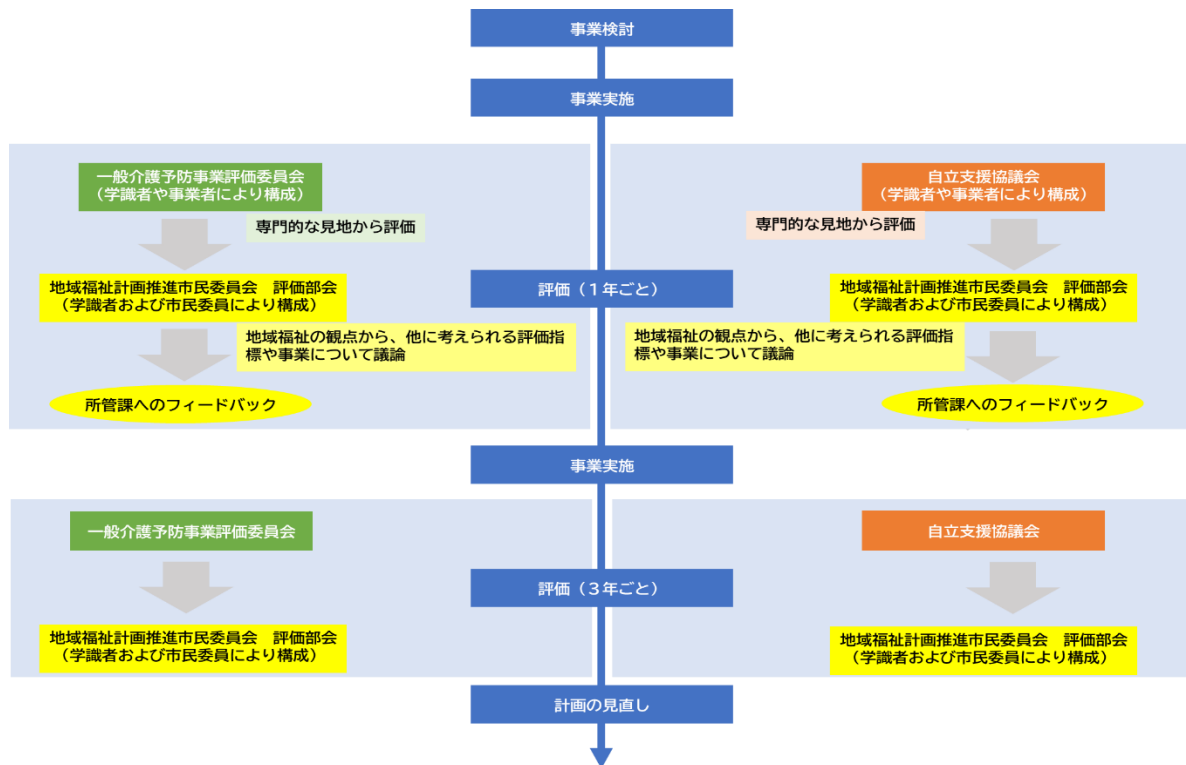
多摩市地域福祉計画の進行管理については、市民・関係機関による「推進市民委員会」及び庁内関係課による「地域福祉計画庁内委員会」により行っています。

地域福祉計画に掲載している各事業については、年度ごとに、各事業担当課による自己評価により進捗管理・評価を実施しています。例えば、2024（令和6）年度 of 取組状況に関する調査では、地域福祉計画に掲載している事業のうち、8割超がA評価を達成していましたが、より実効的な評価による事業改善を行うため、今回の見直しより、2つの施策（※）にロジックモデルを導入します。具体的には、目指す地域像（最終アウトカム）から逆算し、中期的な成果（中間アウトカム）、短期的な成果（初期アウトカム）を、地域と市民のそれぞれで設定します。また、それぞれの成果について、評価指標を設定し、事業を改善することを目指します。

※市が目指す健幸都市の実現に向けた健幸まちづくりの3つの柱（→P13）から導かれる地域福祉の課題に合致する事業など重要と考えられる事業から、以下の2事業を導入することとしました。

- ①高齢者の介護予防事業（P42）
- ②障がい者の差別解消事業（P69）

評価のサイクルや評価を行う会議体は、以下の図のとおりです。



第2節 本市の地域福祉における主な課題

市民アンケートや関係する委員会を通じ、本市の地域福祉における課題について、4つに整理いたしました。

(地域福祉に関するデータはP75、市民アンケート調査の結果は「多摩市地域福祉計画・第5次多摩市地域福祉活動計画 市民アンケート調査報告書」において掲載しております。)

課題1 地縁型の地域活動の活発化	
アンケート結果より	<ul style="list-style-type: none"> 地域での日常的な交流は増えつつある一方、地域活動の重要性を認識しつつも参加に至らない人々が多い現状が見て取れました。
委員会における議論	<ul style="list-style-type: none"> 地縁型の地域活動は地域の共有財であるとの認識にたち、こうした地域活動を活発化させることが課題であると結論づけました。 ※地縁型の地域活動とは、一定区域内に居住するという地理的な縁（地縁）に基づき行われる地域での様々な活動です。 地域活動を行う団体が地域やジャンルを超えて連携することで新たな取り組んだ事例が共有され、地域やジャンルを超えた連携を促進することが課題であると結論付けました。
課題に対応する施策	基本施策1 地域への関心を高める (1) 地域活動に関する意識啓発と情報発信 (→P35) (2) 地域活動・交流のきっかけづくり (→P35) 基本施策2 子どもから大人まで地域ぐるみで「健幸」を目指す (2) 市民活動・ボランティア活動への支援 (→P43)

課題2 個々の価値観の違いに即した活動参加へのアプローチ	
アンケート結果より	<ul style="list-style-type: none"> 特に30代以下の若い世代において、近所付き合いの大切さを認識しつつも、近所付き合いに至っていない現状が見て取れました。
委員会における議論	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の最中の若年層において、集団内のコミュニケーションの経験が不足している事例が共有されました。 若い世代の価値観の変化や高齢者の就業率が上昇している現状も共有され、各世代の状況変化に応じた活動参加へのアプローチを検討していくことが課題であると結論付けました。
課題に対応する施策	基本施策1 地域への関心を高める (1) 地域活動に関する意識啓発と情報発信 (→P35) (2) 地域活動・交流のきっかけづくり (→P35)

課題3 効果的な情報発信・相談支援体制の整備と周知	
アンケート結果より	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を得る機会が増えている現状が見て取れた一方、情報にアクセスできていない人々や相談に至らないケースが多いことも分かりました。
委員会における議論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談に至らない理由について、情報を得られていないことや本人の認知機能の低下、相談するという発想に至らない事例が共有されました。 ・ 各年代やターゲットに応じた効果的な情報発信が課題であると結論付けました（例：学生に向けたオンライン相談窓口の周知）
課題に対応する施策	基本施策3 地域の包括的なネットワークを充実する （2）地域の多様な主体の活動の推進（→P48）、 基本施策4 地域で課題に向き合い・寄りそう （1）重層的な支援体制づくりの推進（→P52）

課題4 潜在的・複合的な課題を抱える当事者及びその支援者に対する支援	
アンケート結果より	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的・複合的な課題を抱える人々が増えている現状が見て取れました。 ・ 福祉専門職における人手不足の高まりが見て取れました。
委員会における議論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的・複合的な課題を抱える当事者及びその親族等の支援者に対し、制度利用につながる効果的な周知を通じた、支援を受けられる環境の整備が課題であると結論付けました。 ・ 潜在的・複合的な課題を抱える当事者及びその親族等の支援者を支える福祉専門職に対しても、一定の支援が必要であると結論付けました。
課題に対応する施策	基本施策4 地域で課題に向き合い・寄りそう （1）重層的な支援体制づくりの推進（→P52） （2）地域を支える人材・組織の育成強化（→P56）

第3節 基本理念

- 住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと笑顔で暮らせる地域づくりに向けて、市民、地域団体、事業所、行政等、様々な主体が連携しながら、支え合い、助け合いを進めていくことが重要です。
- 多摩市では、第六次多摩市総合計画を2023（令和5）年度に策定しました。その中で、「コロナ禍を踏まえた新しい日常・価値観」「担い手不足」「SDGs」など、いくつかの計画策定の前提・背景となる事項が示されています。本計画においても、これらの事項を踏まえながら、計画を推進していく必要があります。
- 多摩市では、高齢化の進行、課題の複雑化・多様化、コロナ禍などの影響により、これまで進めてきた「参画」、「協働」が頭打ちになりつつあり、市民との協働によるまちづくりを将来にわたって持続可能にしていくためには、新たなしくみが必要となっています。具体的には、多様な主体が地域でつながり、地域を行政や中間支援組織が支え、新たな担い手を掘り起こす「地域協創」のしくみが必要とされています。
- 本計画では、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが繋がり、認め合い、支え合いながら、みんなが笑顔でいきいきと暮らし続けられるまちの実現に向けて、目指す方向性を「誰もが認め合い 支え合う みんな笑顔で健幸なまち 多摩」と定めるとともに、「Ⅰ身近な地域で健幸的な生活を楽しむ」「Ⅱ地域でつながりを深める」「Ⅲ地域のみみんなで見守り支え合う」の3つの視点を常に市民や団体、事業者等と共有しながら、計画を推進します。
- 第1節において述べたとおり、これらの方向性に基づき事業を効果的に実施し、改善していくため、ロジックモデルを試験的に導入します。最終的に目指す姿から逆算した目標や指標を設定し、事業を評価していくこととします。

■目指す方向性

誰もが認め合い 支え合う みんな笑顔で健幸なまち 多摩

■地域づくりの視点

I 身近な地域で健幸的な生活を楽しむ

- 身近な地域についての関心を高め、自分に合った活動を見つけ、気軽に参加しやすい地域を目指します。
- 誰もが幸せを実感し、自分らしく毎日いきいきと暮らせる健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現を目指します。
- 感染症の流行など、社会情勢の変化があっても、人と人とのつながりが絶えない地域を目指します。

II 地域でつながりを深める

- 地域の多様なネットワークを活かし、地域ぐるみで課題に取り組むまちを目指します。
- 社会福祉法人や民生・児童委員など、多様な主体による地域づくりが進むとともに、障害があっても、高齢でも、子育て中であっても、誰もが担い手・支え手となって、助け合い・支え合える地域を目指します。
- 支援する人、支援される人で役割が分かれるのではなく、ある時は支える側に、ある時は支えられる側になりながら、誰もがお互いに役割を持ちながら助け合うことで、いきいきと笑顔で健幸に暮らし続けられる地域を目指します。

III 地域のみんなで見守り支え合う

- 社会的孤立の防止や複合化する課題への対応など、支援を求める声に耳を傾け、支援を必要とする人が抱える困りごとに寄り添い、住民同士が身近に見守り・支え合いながら、誰一人取り残さない地域を目指します。
- 年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、互いに理解し尊重し合える地域を目指します。

第4節 施策の体系

最終ゴール	地域共生社会の実現 ≡ 健幸都					
目指す方向性	誰もが認め合い 支					
地域づくりの視点	I 身近な地域で健幸的な生活を楽しむ				II	
目指す地域像 (最終アウトカム)	1 地域コミュニティの参加者が多く、 年代問わず、 地域活動が活発な地域		2 子育て中であっても、 障害があっても、 子どもから高齢者まで、 誰もが幸せを実感できる地域		3 困りごとがあっ 支援のネットワー 地	
中間アウトカム	地域	・市民主体の活動が広がっている ・世代や属性を問わず活躍している ・中間支援組織が構築されている	・人とのつながり、居場所がある ・世代や属性を問わず活躍している	・地域(市民・団体・ ネットワークが強い ・市民主体の活動 ・人とのつながり、	・支援のネットワー いる	・地域の担い手・支 かけがある ・自発的に参加、活
	個人	・地域の担い手・支え手となるきつ かけがある ・自発的に参加、活動している	・元気な状態を維持している ・生きがいを持っている	・市民同士の情報交換が行われて いる ・多様な主体と交流している ・行きたいときに行ける場所がある ・適切なサービスを利用している ・相談先を知っている ・「健幸」への関心が高まっている	・市民同士の情報交換が行われて いる ・多様な主体と交流している ・行きたいときに行ける場所がある ・見守りを受ける ・知り合いが増える ・多様な主体と交	・多様な活動、サー 活動に参加する・ ある
初期アウトカム	地域	・市民同士の情報交換が行われて いる ・多様な主体と交流している ・行きたいときに行ける場所がある ・知り合いが増える ・多様な主体と交流している	・市民同士の情報交換が行われて いる ・多様な主体と交流している ・行きたいときに行ける場所がある ・適切なサービスを利用している ・相談先を知っている ・「健幸」への関心が高まっている	・多様な活動、サー 活動に参加する／活躍する機会が ある	・多様な活動、サー 活動に参加する・ ある	・活動に参加する ・情報を入手する
	個人	・多様な活動、活動場所がある ・活動に参加する機会がある	・多様な活動、サービスがある ・活動に参加する／活躍する機会が ある	・活動に参加する ・活動に参加する	・活動に参加する ・活動に参加する	・活動に参加する ・情報を入手する
アウトプット	地域	・多様な活動、活動場所がある ・活動に参加する機会がある	・多様な活動、サービスがある ・活動に参加する／活躍する機会が ある	・活動に参加する	・活動に参加する	・活動に参加する ・情報を入手する
個人	・活動に参加する ・情報を入手する	・活動に参加する	・活動に参加する	・活動に参加する	・活動に参加する	・活動に参加する ・情報を入手する
基本施策	1 地域への関心を高める		2 子どもから大人まで 地域ぐるみで「健幸」を目指す		3 地域の包括的な 充実	
施策	① 地域活動に関する意識啓発と情報発信 ② 地域活動・交流のきっかけづくり		① 健康づくり・生きがいづくり ② 市民活動・ボランティア活動への支援		① 地域福祉推進委員会の推進	

【施策体系の見直し】

本計画では、目指す地域像から逆算してアウトカムやアウトプットを設定し、類似したアウトカムやアウトプットとなったものを統合しました。その結果、目指す地域像を8つから5つに、基本施策を6つから5つに整理しました。

市の実現(←多摩市版地域包括ケアシステムの構築)

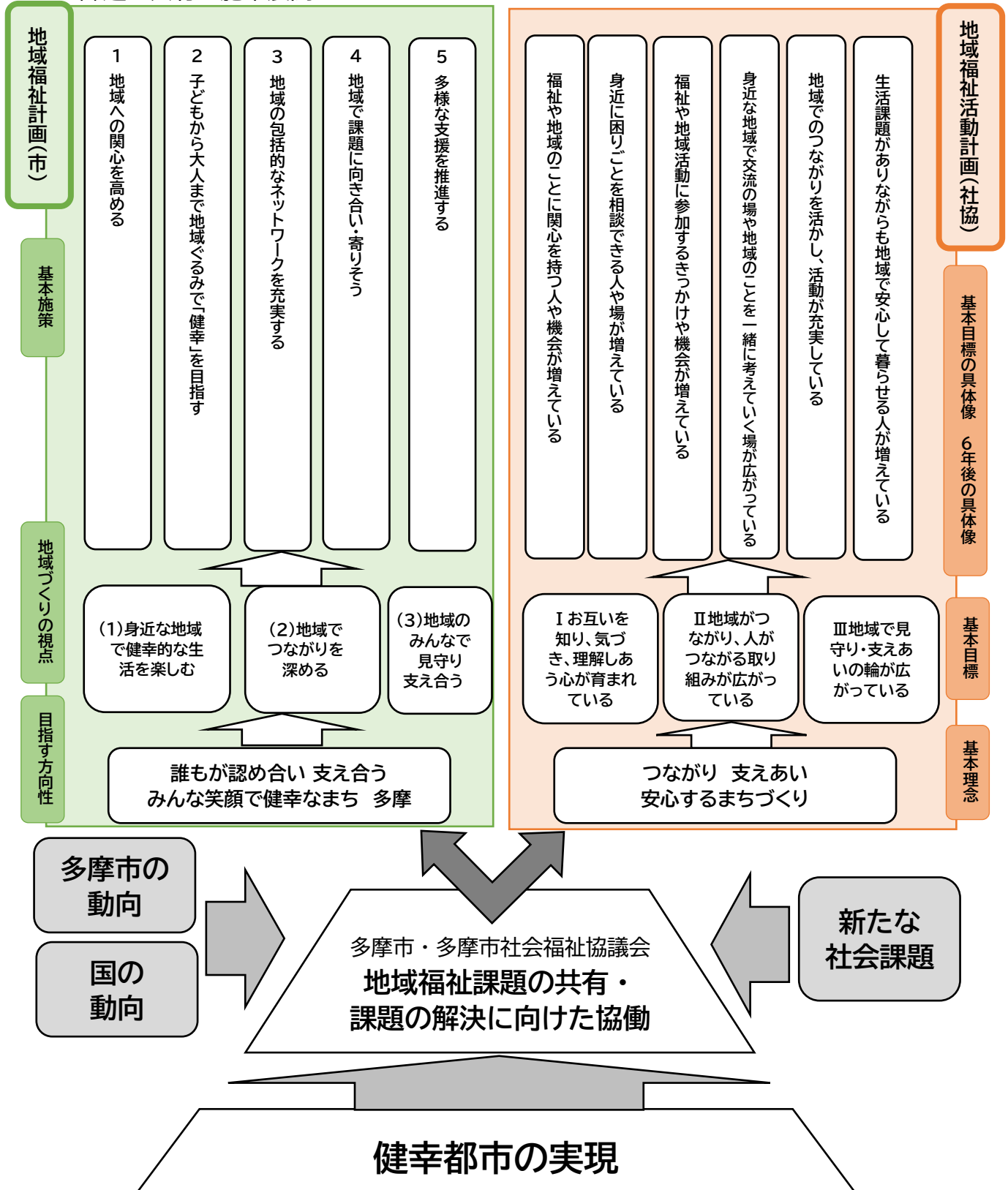
え合う みんな笑顔で健幸なまち 多摩

地域でつながりを深める		Ⅲ 地域のみんなで見守り支え合う
たとしても、 クにつながる 域	4 市民同士の助け合いや 行政との協働により、 地域の課題が解決される 住みよい地域	5 個人の権利が尊重され、 誰もがいきいきと参加できる地域
事業者)のネッ クが広がっている 居場所がある クにつながって え手となるきつ 動している 交換が行われ 流している ける活動がある (する) 流している	・地域(市民・団体・事業者)のネット ワークが強い ・市民主体の活動が広がっている ・人とのつながり、居場所がある ・生活の困りごとがない(少ない) ・困りごとを相談できている ・相談機関が必要に応じて連携しな がら支援している ・市民同士の情報交換が行われて いる ・多様な主体と交流している ・行きたいときに行ける場所がある ・適切なサービスを利用している ・相談先を知っている	・社会参加が促進される ・社会的弱者が生きがいを持っている ・自己決定が尊重される ・社会的弱者への理解が浸透する ・社会的弱者との交流が増えている ・障がい者の外出時の支障がなくなっている ・社会的弱者が適切なサービスを利用している ・社会的弱者への理解が浸透している ・社会的弱者との交流が増えている
ビスがある 活躍する機会が ある	・多様な活動、サービスがある ・活動に参加する／活躍する機会が ある	・社会的弱者について学ぶ機会がある ・社会的弱者と交流する機会がある
	・活動に参加する ・情報を入手する	・活動に参加する ・情報を入手する
ネットワークを する	4 地域で課題に 向き合い・寄りそう	5 多様な支援を推進する
(2)地域の多様な主体の活動の推進	(1)重層的な支援体制づくりの推進 (2)地域を支える人材・組織の育成強化	(1)生活困窮者・支援が必要な若者等への支援 (2)自殺対策の推進 (3)権利擁護の推進 (成年後見制度利用促進基本計画) (4)「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援 と活躍を推進する条例」・「多摩市障がい 者への差別をなくし共に安心して暮らす ことのできるまちづくり条例」の推進 (5)防災・防犯体制の強化と再犯防止に向けた 取組の推進(多摩市再犯防止推進計画) (6)多様性の尊重・ユニバーサルデザイン

例えば、前期計画に掲載していた基本施策5「困難を抱える当事者や家族を見守り・支える」は、アウトカムを地域のネットワークが強いことや困りごとが少ないこと、困りごとを相談できていること等と整理したため、基本施策3及び基本施策4に統合しました。

多摩市では、「健幸都市の実現」をひとつのまちづくりの目標として定めており、多摩市と多摩市社会福祉協議会は、この考え方と、その実現のために取り組むべき地域福祉に関する課題を共有しています。そこから、多摩市では地域福祉計画（本計画）、多摩市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を通じて、それぞれの役割に応じた取組を展開します。

■課題の共有と施策展開のイメージ



第5節 地域福祉計画における重点事項

本計画では、次の3つを重点事項として推進します。

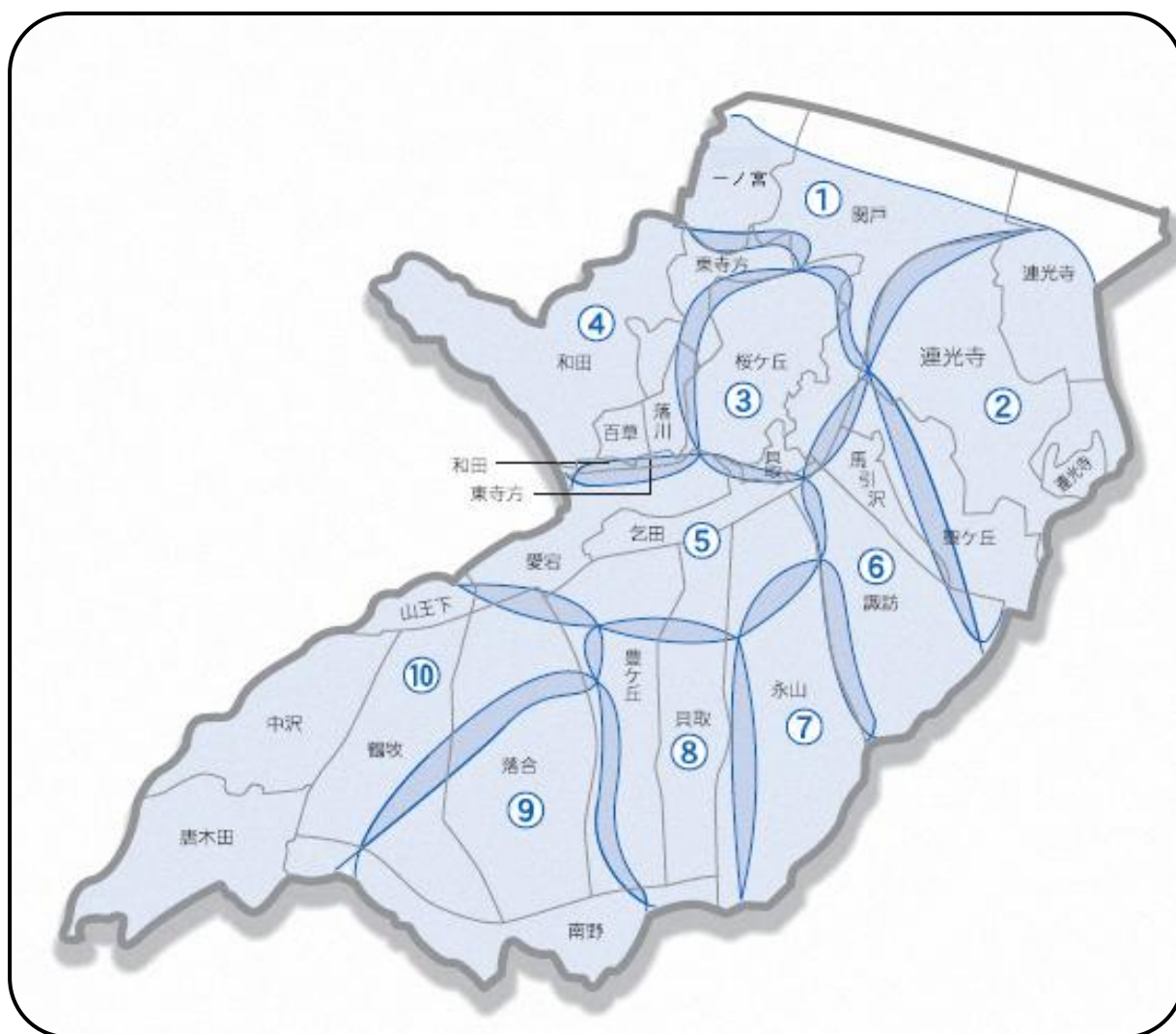
重点事項	対応する施策
<p>1 地域活動・交流のきっかけづくり</p> <p>地域で支え合う機能の維持・充実に向けて、地域への関心を高めるとともに、若者や子育て世代をはじめ、多様な世代の地域活動へ参加と交流を促す取組を推進します。</p>	<p>基本施策 1—(2)</p>
<p>2 重層的な支援体制づくりの推進</p> <p>多様化・複雑化する課題への対応に向けて、市民同士の助け合いや行政との協働により、重層的な支援体制の充実を図るとともに、支援を必要としながら支援を受けられずにいる人たちに対して、アウトリーチによる課題の早期発見と支援を推進します。</p>	<p>基本施策 4—(1)</p>
<p>3 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の推進と多様性の尊重</p> <p>「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」など、多様性を尊重するまちづくりを推進しています。今後これら条例等の周知をはじめ、多様な支援を推進します。</p>	<p>基本施策 5—(4)、(6)</p>

第6節 地域福祉の圏域について

(1) 10のコミュニティエリアに基づく地域づくりの推進

- 多摩市では、地域のつながりの深い圏域として、2001（平成13）年度から、10のコミュニティエリアを設定し、まちづくりの拠点としてのコミュニティセンターを中心に、コミュニティ環境の整備を進めています。
- コミュニティエリアごとに地域福祉推進委員会が発足しており、エリアごとに特徴あるコミュニティ活動、地域福祉の推進が図られています。
- 一方で、10のエリアは、それぞれ居住環境や年齢構成が異なるため、地域ごとの特徴に合わせた福祉ニーズへの支援と対応が求められます。また、各エリアにおいて、地域福祉の担い手となる人材の発掘・養成と活動の支援に取り組む必要があります。

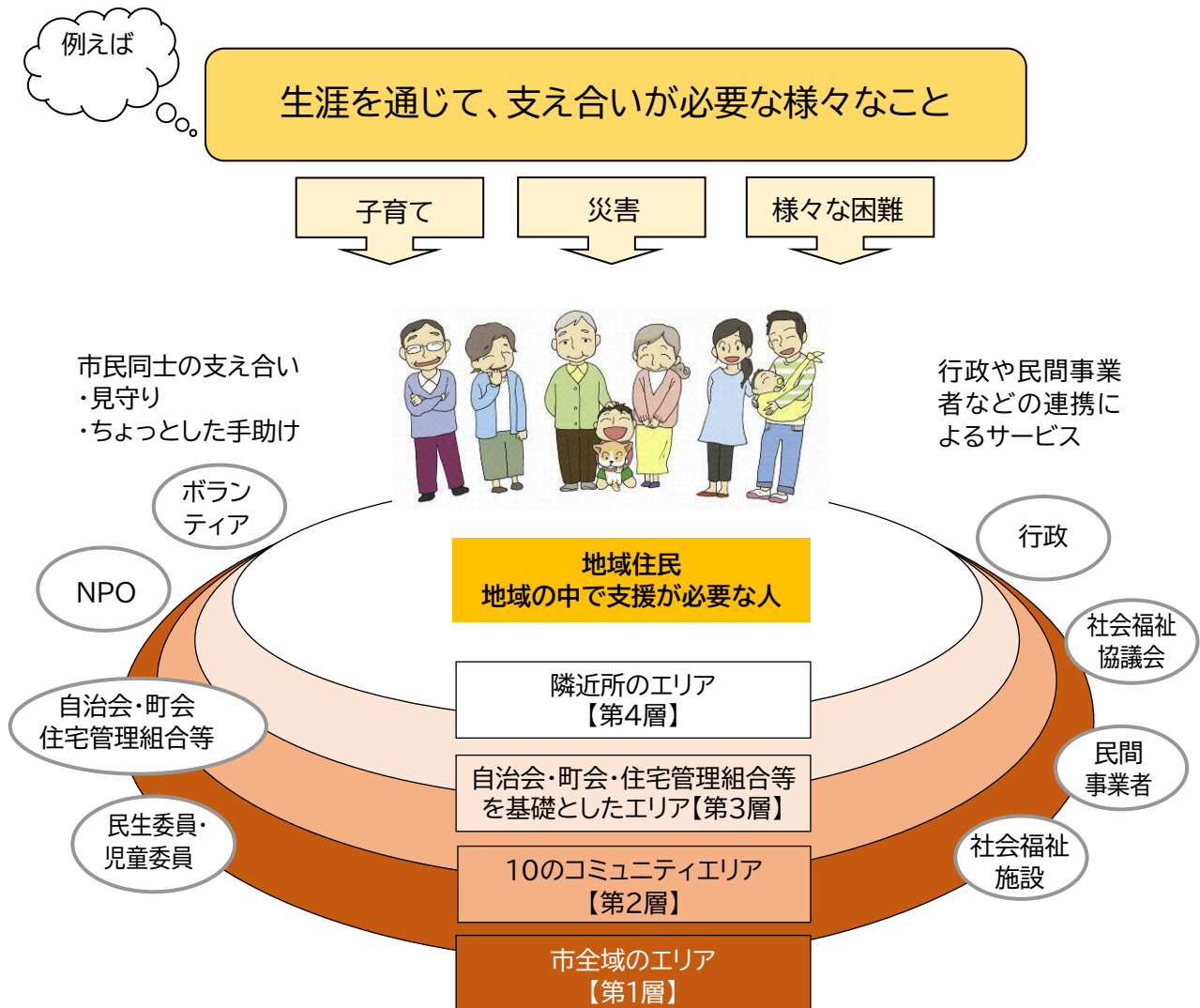
■コミュニティエリアのゾーニング図



(2) 重層的な地域の捉え方

- 隣近所や自治会・町会・住宅管理組合など、市民に最も身近な活動から全市的な活動まで、取組内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりが重要となります。
- また、地域の暮らしにおけるニーズが多様化する中、特に市民の支え合いが効果的な問題解決につながる「互助」を進めることが、地域福祉の重要なポイントとなります。
- そして、よりきめ細かい地域福祉活動を推進していくためには、対象や事象によって地域の範囲の捉え方を変え、その範囲に応じた課題を把握し、解決に向けて取り組んでいくことが重要であると考え、地域を4つの層として重層的に捉えて課題の把握と取組の検討を行っています。

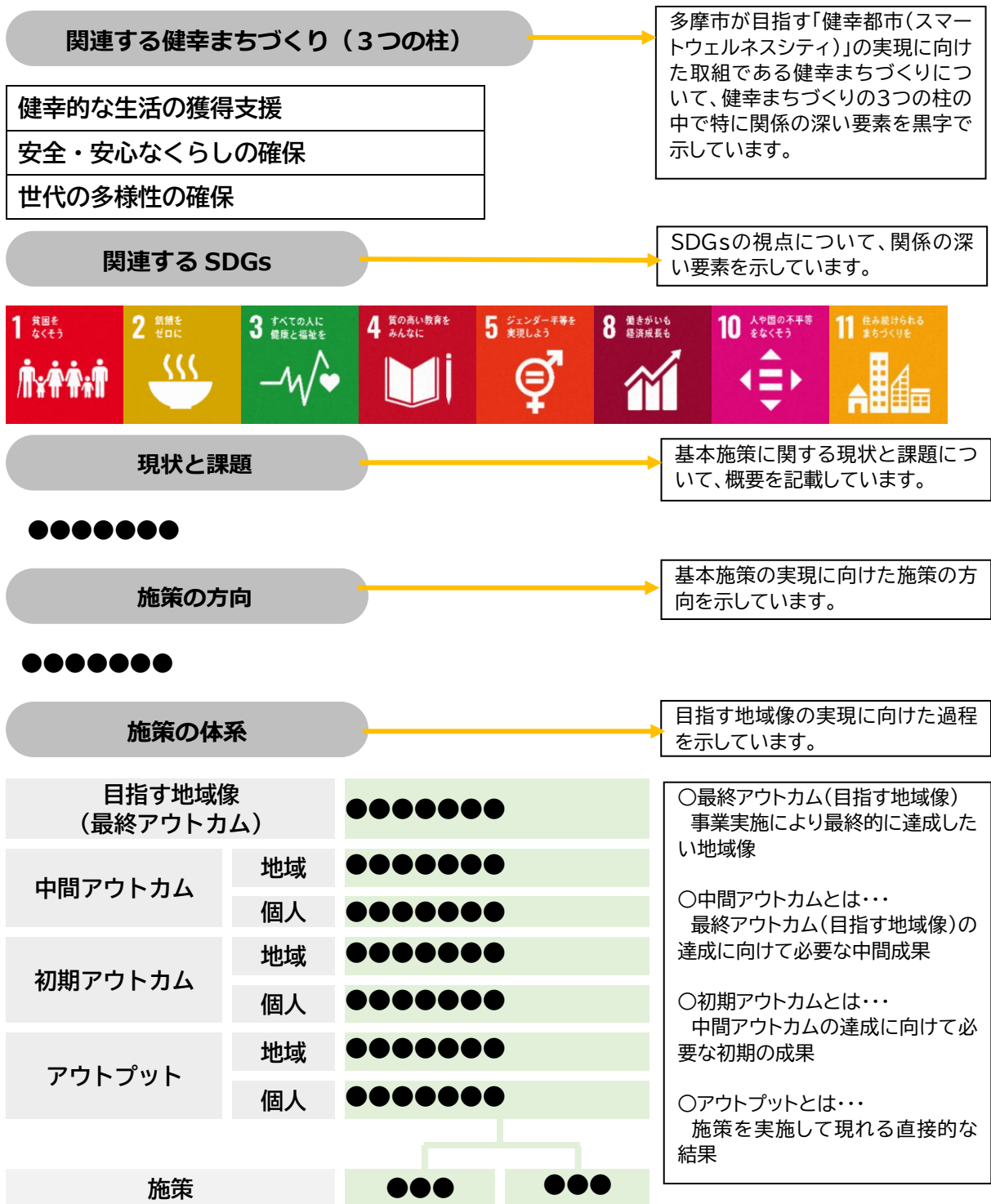
■多摩市の地域福祉における4つの層



第4章 施策の展開

施策ページの説明

基本施策1 地域への関心を高める



目指す地域像の実現に向けてできること

市	●●●●●●●●
社会福祉協議会	●●●●●●●●
市民・地域	●●●●●●●●

「目指す地域像」の実現に向けて、それぞれにできることを記載しています。

目標指標

基本施策の達成に関連する目標指標を記載しています。
※2025(令和7)年10月時点での数値となります。

	指標	現状		目標
		2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2028年度 (令和10)
施策(1)	●●●●●●●●	●●	●●	●●

施策(1) 地域活動に関する意識啓発と情報発信

基本施策に関連する施策名、主な事業を記載しています。

主な事業について

取組の方向	担当
●●●●●●●●	●●課

基本施策1 地域への関心を高める

関連する健幸まちづくり（3つの柱）

健幸的な生活の獲得支援

安全・安心な暮らしの確保

世代の多様性の確保

関連する SDGs



現状と課題

- 近所付き合いの希薄化が進む中、地域への関心や関わりも弱くなっています。
- 地域コミュニティの担い手・支え手の不足が一層深刻化する見込みです。
- 町会・自治会・住宅管理組合への若年層の加入者不足、組織の高齢化など、現役世代との交代が課題です。
- 集会所やコミュニティセンター等、地域活動の拠点の確保が必要です。
- 多摩市では、社会福祉協議会が推進している「地域福祉推進委員会」が起点となり、サロン活動が広がっているなど、地域主体の活動が地域福祉の推進に役割を果たしています。
- 地域の共有財として地縁に基づく地域活動が見直されている中、身近で日常的な交流の活発化が課題です。
- 各世代を取り巻く環境が変化する中、個々の価値観の違いに即した活動参加へのアプローチを充実させることが課題です。
- 地域やジャンルを超えた連携を促進することが課題となっています。

施策の方向

地域で支え合う機能の維持・充実に向けて、地域への関心を高めるとともに、若者や子育て世代などの地域活動へ参加を促す取組を推進します。

具体的には、地域活動に関する意識啓発と情報発信、地域活動や交流のきっかけづくりを行います。

施策の体系

目指す地域像 (最終アウトカム)		1 地域コミュニティの参加者が多く、 年代問わず、地域活動が活発な地域
中間アウトカム	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の活動が広がっている ・世代や属性を問わず活躍している ・中間支援組織が構築されている
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手・支え手となるきっかけがある ・自発的に参加、活動している
初期アウトカム	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・行きたいときに行ける活動がある ・市民同士の情報交換が行われている ・多様な主体と交流している
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・知り合いが増える ・多様な主体と交流している
アウトプット	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な活動、活動場所がある ・活動に参加する機会がある
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加する ・情報を入手する
施策	(1) 地域活動に関する 意識啓発と情報発信	(2) 地域活動・交流の きっかけづくり

目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な機会・媒体を活用した情報発信を行います。 ○地域には様々な人がいるという福祉意識を醸成します。 ○地域活動の場や機会を提供します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○広報媒体を拡充し、情報発信を行います。 ○福祉を身近に感じる機会を提供します。 ○地域活動への参加のきっかけづくりを行います。 ○多世代の交流の場づくりを行います。 ○ネットワークを活かした地域活動を推進します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の情報を把握しましょう。 ○インターネット、公報、会報、地域の掲示板など、様々な媒体を活用し、普段から情報の入手を心がけましょう。 ○無理のない範囲で、興味のある分野、経験や知識を活かせる分野の地域活動に参加・協力しましょう。 ○地域の活動の楽しさを積極的に発信しましょう。

目標指標

	指標	現状		目標
		2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2028年度 (令和10)
施策 (2)	コミュニティルーム利用者数 及び事業参加者数	356,447人	371,265人	285,765人
	集会所延べ利用者数	57,313人	60,103人	57,000人
	市民活動・交流センター延べ 来館者数	127,320人	136,153人	135,400人

施策（１）地域活動に関する意識啓発と情報発信

主な事業について

取組の方向	担当
多世代共生型のコミュニティづくりの推進に向け、地域を「支える」「つなぐ」「掘り起こす」しくみ・しかけの構築（職員制度、補助制度、中間支援、地域プラットフォーム、多世代共生型コミュニティ施設整備、共助の可視化（※））に取り組みます。	協創推進室

※地域の共助活動が可視化できるツール（地域ポイント・地域通貨）の導入

ITツールを活用し、地域参加をポイント化するなど、可視化し、そのポイントを地域で地域通貨として使用できるしくみを導入することにより、大学生や若い世代の参加促進につなげることを想定

施策（２）地域活動・交流のきっかけづくり

主な事業について

取組の方向	担当
コミュニティセンターを活用しながら、利用者、活動団体、地域の方々が交流する場、機会となるように、活動を支援します。（コミュニティ担当）	協創推進室
子どもから高齢者まで、市民同士が身近で支え合うための場として、集会所を活用しています。今後もさらに、多摩市社会福祉協議会や関係所管と連携を取りながら、集会所を活用し、自治会・町会の活動を支援します。	協創推進室
<ul style="list-style-type: none"> ・学校跡地施設において、恒久的な活用方針が決定するまでの間、暫定活用として市民に開放し、市民活動の場を提供します。 ・2022（令和4）年4月に開館した市民活動・交流センターにおいて、貸室や各種生涯学習講座を開催する等、市民活動の場を提供します。また、市民活動を支援し市民の交流を促進することにより、いきいきとした豊かな地域社会づくりに寄与します。 	文化・生涯学習推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が地域活動やボランティア活動に関心を持つきっかけづくりとして、地域出前事業（福祉体験学習等）を展開し、子どもから大人までが福祉を身近に感じられる機会の充実を図ります。特に、福祉体験学習メニューの充実や、企業・大学等が持つ知識や専門性を活かした出前講座のメニューを一元化し、子ども・若者が地域や社会と関わる力を育む機会の充実につなげます。 ・子ども向けボランティア通信の発行や、各種イベント等におけるボランティア団体による体験の場の提供、市民活動入門講座や夏のボランティア体験の拡充などにより、参加の裾野を広げていきます。 	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

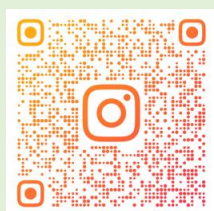
コラム デイサービス等における取組

公団聖ヶ丘商店街で、地域密着型通所介護「デイサービス聖ヶ丘」（定員7名）を運営、商店街にあるので地域の子供たちが顔を出してくれる施設です。

月一回子ども食堂とおもちゃライブラリー&おもちゃの広場を開催。（開催日は以下インスタグラムの二次元コードからご確認ください）。土曜日には、地域等から集められた食材等をひとり親のお母さんや子どもたちにお届けしています。

併設の聖ヶ丘商店街の「ボランティアできるコインランドリーあらあら」も、利用することでのフードパントリーの支援になる仕掛けも作っています

地域の橋渡し役をしながら、支援者も支援される人もなく、認知症の方もボランティアの方も、ひとり親さんも一緒にアクリルたわしを作って販売する企画など、出来ることをし合いながら一方通行でないお互いを支え合う縁を創り出しています。



子ども食堂、おもちゃライブラリーおよびおもちゃの広場については、二次元コードよりご覧ください。

（インスタグラム「子ども食堂 ほくの家」のアカウントにアクセスします）

一般社団法人祥鶴 荒井さん（多摩市地域福祉計画推進市民委員会委員）

コラム 移動販売を通じた街の賑わい、健幸都市へ

京王電鉄では「住んでもらえる・選んでもらえる沿線」づくりとして、多世代が共存する魅力的で活力のある沿線づくりに取り組んでいます。生鮮品や冷蔵品などの食料品を積み込んで買い物不便地域をまわる移動販売では、日頃から買い物を済ませたご高齢のお客様が井戸端会議を楽しむ様子が見られます。食料品販売以外にも、不要となった運転免許の自主返納を促す施策のほか、学校と連携した「フレイル予防・熱中症対策」イベントなど、少子高齢化が進む地域のコミュニティ活性化と課題解消につながる施策も推進しております。

京王電鉄株式会社 鳥田さん（多摩市地域福祉計画推進市民委員会委員）

コラム 「地域協創」とは・・・

多摩市自治基本条例に規定する多摩市らしい市民主体のまちづくりを進めていくために、世代や関心領域を越え、ともに生活する市民、NPO、市民団体、事業者、大学そして行政など、地域の多様な主体同士が、将来の自分たちのまちのイメージや課題を共有し、その実現に向けて互いを理解し、ゆるやかにつながり合い、支え合う持続可能なネットワークを構築していく必要があります。このための地域を支え、つなぎ、地域の中を掘り起こすしくみを「地域協創」と呼んでいます。

多摩市協創推進室

コラム 出前講座とは・・・

多摩ボラセンでは、福祉への理解と助け合いの心を育むための体験講座を市内各地域に出向いて実施しています。

小中学校で障がい・高齢者の理解のほか、ボランティア活動や昔遊び体験、食の支援活動、平和・防災学習など、さまざまな立場の方にご協力いただき多様なメニューを用意しており、近年依頼が増加しています。また、多摩地域・企業大学等連絡会（ゆるたまネット）や多摩市内社会福祉法人ネットワーク連絡会では、加盟団体が持つ専門性や人材・設備などを活かし、依頼に応じて皆さまの暮らしに役立つ出前講座や相談会などを開催できるよう、メニュー表を作成するなどの活動を進めています。

多摩市社会福祉協議会

コラム 「つどう、まなぶ、つながる」公民館での取り組み

公民館では、子どもから大人まで様々な世代に向けた講座を企画・開催しています。

例えば、障がいがある青年を対象に、余暇の仲間づくりや社会参加の一步を踏み出すきっかけをつくる教室があります。そのほか、その時々課題をタイムリーにとらえた講座実施を行っています。継続した学びを通して知識を得るだけでなく、参加者同士がつながるきっかけの場にもなっています。

講座に参加したことで、「自分の居場所ができた」「多くの情報を知ることができてよかった」「また講座に参加していきたい」など、地域課題への関心や学習意欲の向上にもつながり、コミュニティの輪も広がっています。

興味あるテーマの講座があれば、ぜひ気軽にご参加ください。

多摩市公民館

基本施策2 子どもから大人まで地域ぐるみで「健幸」を目指す

関連する健幸まちづくり（3つの柱）

健幸的な生活の獲得支援

安全・安心な暮らしの確保

世代の多様性の確保

関連する SDGs



現状と課題

- 多摩市は都内でも健康寿命が長く、元気な高齢者の割合が高くなっています。
- 多摩市は豊かな緑地に恵まれ、健康づくりなど様々な活動の基盤が存在します。
- ライフステージなど一人ひとりの状況に応じた適切な健康づくり・生きがいづくりの機会を充実する必要があります。
- 社会に貢献する活動に参加することで、自身の健康づくりにもつながるとともに、市が推進する健幸まちづくりにもつながることから、多様なボランティア活動・市民活動への支援を充実する必要があります。

施策の方向

誰もが幸せを実感し、自分らしく毎日いきいきと暮らせるよう、市民と関係団体・機関等が密接に連携し、健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取組を推進します。

具体的には、健康づくり、生きがいづくりを行います。また、ボランティア活動・市民活動への支援を行います。

施策の体系

目指す地域像 (最終アウトカム)	2 子育て中であっても、障害があっても、 子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できる地域	
中間アウトカム	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・人とのつながり、居場所がある ・世代や属性を問わず活躍している
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な状態を維持している ・生きがいを持っている
初期アウトカム	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市民同士の情報交換が行われている ・多様な主体と交流している ・行きたいときに行ける場所がある
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なサービスを利用している ・相談先を知っている ・「健幸」への関心が高まっている
アウトプット	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な活動、サービスがある ・活動に参加する／活躍する機会がある
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加する ・情報を入手する
施策	(1) 健康づくり・生きがいづくり	(2) 市民活動・ボランティア活動 への支援

目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> ○健幸都市の実現に向け、ライフステージや状況に応じた保健・医療・福祉の適切な支援、健康づくりの取組の推進を図ります。 ○ボランティア・市民活動を支援します。 ○シルバー人材センターへの支援を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への参加のきっかけづくりを行います。(再掲) ○地域活動の創出を支援します。 ○ニーズに応じた担い手を発掘・育成します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の健康づくりの取組に参加しましょう。 ○地域活動への参加を通じ、外出し、交流をすることにより、いきいきと過ごしましょう。 ○シルバー人材センターを積極的に活用しましょう。

目標指標

	指標	現状		目標
		2023 年度 (令和 5)	2024 年度 (令和 6)	2028 年度 (令和 10)
施策 (1)	健康づくり推進員地区活動の 開催数 ※ウォーキングは雨天中止を 含む)	59 回	58 回	50 回
	月 1 回以上開催されている通 いの場参加者実人数	6,539 人	5,394 人	増加
施策 (2)	介護予防ボランティアポイン ト事業登録者数	557 人	586 人	増加

施策（1）健康づくり・生きがいづくり

主な事業について

取組の方向	担当
誰もが多様な文化芸術に触れられる・体験できる環境の創出や活動への支援を通じ、生きがいや市民の交流のきっかけを創出します。	文化・生涯学習推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりについて、さらなる機会の充実を図るため、広報の強化等により、スポーツ推進委員の実施するスポーツ教室にて参加者増を目指します。 ・スポーツ施設について適切な管理を行うことで利用者の安全を確保し、より多くの市民が健康づくりとしてスポーツに参加できるような施設の運用を図ります。 	スポーツ振興課
健康づくり推進員との協働による、ウォーキングや各種講座などの健康づくり事業を企画・実施します。加えて健康づくり推進員の人材の確保と育成を行います。	健康推進課
多摩市全体の歯科口腔保健を推進し、もって市民保健の向上に寄与することを目的として、令和7年4月に「多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例」を施行し、歯科口腔保健に関する施策を推進しています。	健康推進課
地域介護予防教室やうんどう教室等の高齢者の通いの場を支援し、高齢者の健康づくりを推進します。	高齢支援課

コラム 多摩市シルバー人材センターとは

多摩市シルバー人材センターは、設立後45年以上の歴史を持つ東京都認定の公益社団法人です。市内の60歳以上の方々が会員となり、多摩市役所や市内の民間企業、家庭等から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に請負や派遣という形態で仕事を提供しています。

高齢者が住み慣れた地域で働くことを通じて、第2の現役世代として地域社会を支えることで、元気に生きがいを持って暮らし、それが介護予防にもつながる「健幸就業」の好循環を目指し、高齢者の自己実現と共生の機会づくりに努めています。

多摩市シルバー人材センター

■健康づくり・生きがいくくり（高齢者の介護予防事業）に関するロジックモデル

※ロジックモデルの導入目的や評価サイクルについては、P 19において記載しています。

※目指す地域像（最終アウトカム）はさまざまな施策が関連し合って達成されますが、その一例として、高齢者の介護予防事業に関するロジックモデルを作成しました。

		評価指標(1年ごと)	評価指標(3年ごと)
最終ゴール	地域共生社会の実現 ≡ 健幸都市の実現 (←多摩市版地域包括ケアシステムの構築)		
目指す方向性	誰もが認め合い 支え合う みんな笑顔で健幸なまち 多摩		
地域づくりの視点	I 身近な地域で健幸的な生活を楽しむ		
目指す地域像 (最終アウトカム)	2 子育て中であっても、障害があっても、 子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できる 地域		<ul style="list-style-type: none"> ・主観的幸福感(ニーズ調査) ・主観的健康感(ニーズ調査) ・新規要介護認定率・健康寿命 ・孤独を感じることがある人の割合(ニーズ調査) ・日常生活で困りごとがある人の割合(ニーズ調査)
中間 アウトカム	地域	人とのつながり、居場所がある	社会参加率(ニーズ調査)
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持っている ・フレイルのリスクが低下している(介護予防) ・困りごとを相談することができる ・住民同士の信頼感が向上する 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動への継続参加率 ・活動を楽しんでいると感じている人の割合 ・生活機能を維持・改善できている高齢者の割合 ・地域の人から役割を期待されたり頼られていると感じる人の割合(ニーズ調査) ・心配事等を聞いてくれる、聞いてあげる相手の数(ニーズ調査) ・家族や友人・知人以外の相談先の数(ニーズ調査) ・住民同士の信頼感(ニーズ調査)
初期 アウトカム ②	地域	住民同士のつながりができる	社会参加率(ニーズ調査)
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で選択できている ・適切なサービス・活動が利用できている ・必要なサービス・活動を選択しながらやりたいことを実現している(重度化防止) ・相談先を知っている ➡セルフマネジメントできるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービスの利用者数 ・社会活動の参加人数 ・セルフケアできている高齢者の割合 ・通いの場の参加率 ・介護サービス以外のサービスの利用者の割合 ・セルフケアできている高齢者の割合
初期 アウトカム ①	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に多様なサービス・活動がある ・活動に参加する機会がある ・活躍する機会がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・創出された介護予防の機会、活動の数 ・創出された活躍の機会、活動の数 ・創出された生活支援の活動の数 ・団体の活動継続率 ・通いの場の数 ・活躍の機会の数 ・地域資源の数
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイルを理解する ・多様な選択肢を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイルを理解している人の割合 ・フレイルの認知度、理解度(ニーズ調査) ・事業の認知度
アウトプット	各事業の実施	各事業の実施回数	

施策（２）市民活動・ボランティア活動への支援

主な事業について

取組の方向	担当
令和7年度から「ツナたま補助金（多摩市地域協創市民活動事業補助金）制度」を創出し、多世代・多分野の地域コミュニティ形成につながる新規事業創出によって地域活動団体の活性化や新たな担い手の掘り起こしを支援する取組みを行います。	協創推進室
<ul style="list-style-type: none"> 単体の組織や団体では解決できない課題等に対応していくため、多摩地域企業・大学等連絡会（ゆるたまネット）、多摩ボランティア・市民活動支援センター登録団体連絡会、多摩市内社会福祉法人ネットワーク連絡会等の多様なネットワークを活用し、団体間の情報共有や連携を促進します。 大規模災害時に備え、行政との連携に加え、NPO、企業、大学等の民間セクターと連携した支援体制の構築に取り組みます。 子ども・若者応援事業として事業助成金を交付し、子ども食堂や学習支援、多様な体験機会の提供等を通じ、地域全体で子ども・若者の健やかな成長を支える取組みを推進します。 	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会
介護予防ボランティアポイント事業において市内施設等における高齢者のボランティア活動に対しポイントを付与することで、役割を持った社会参加の機会を増やし介護予防を促進するとともに、地域における互助の促進を図ります。	高齢支援課

コラム ボランティア・市民活動について

ボランティア・地域活動は、特別なことではなく、誰もが日常の中でできる範囲で行っている支援活動です。例えば、子どもへの支援として、多摩地域の企業等で構成する「ゆるたまネット」では、生活にお困りの子どもがいる世帯に、食料を配布する取り組みをおこなっています。こうした食品は、「子どもたちを応援したい」という想いで寄せられたものが中心です。

食品の寄付（フードドライブ）に加えて、不要になった日用品を集める「日用品ドライブ」、学用品や学びを応援する「スタディドライブ」も新たにスタートし、一人ひとりの取り組みや団体の活動がつながることで、支え合いの輪が広がっています。

多摩市社会福祉協議会

基本施策3 地域の包括的なネットワークを充実する

関連する健幸まちづくり（3つの柱）

健幸的な生活の獲得支援

安全・安心な暮らしの確保

世代の多様性の確保

関連する SDGs



現状と課題

- 多摩市では、急速に進む高齢化や社会的孤立、見守り、災害時の助け合いなど制度だけでは解決できない課題に対し、多摩市社会福祉協議会による「地域福祉推進委員会」の設置と活動を支援し、地域住民が主体となって、課題の解決に向けた検討や活動に取り組んでいます。
- 令和4年に実施した市民アンケート調査では、全体の約7割の方が町会・自治会・住宅管理組合に加入していますが、若い世代で「現在加入しておらず、今後も入りたいとは思わない」の割合が多くなっています。
- 地域コミュニティの担い手・支え手の不足が一層深刻化する見込みです。
- 民生・児童委員の充足が課題となっています。

施策の方向

地域福祉推進委員会や多摩市社会福祉協議会をはじめとする、地域の多様な主体の活動と連携し、地域の包括的なネットワークの充実を推進します。

施策の体系

目指す地域像 (最終アウトカム)		3 困りごとがあったとしても、 支援のネットワークにつながる地域
中間アウトカム	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（市民・団体・事業者）のネットワークが強い ・市民主体の活動が広がっている ・人とのつながり、居場所がある
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・支援のネットワークにつながっている ・地域の担い手・支え手となるきっかけがある ・自発的に参加、活動している
初期アウトカム	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市民同士の情報交換が行われている ・多様な主体と交流している ・行きたいときに行ける活動がある
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りをする（受ける） ・知り合いが増える ・多様な主体と交流している
アウトプット	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な活動、サービスがある ・活動に参加する／活躍する機会がある
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加する ・情報を入手する
施策	(1) 地域福祉推進委員会の推進	(2) 地域の多様な主体の 活動の推進

目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進委員会の活動を推進します。 ○町会・自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会など、地域の多様な主体の活動を推進します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の創出を支援します。(再掲) ○ネットワークを活かした地域活動を推進します。(再掲) ○同じ課題や関心事を持つ人の居場所をつくります。 ○見守り・支えあい活動を支援します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を考えましょう。 ○日頃から地域における関係づくりに取り組みましょう。 ○地域の課題を解決するため、地域での話し合いや活動の場に参加しましょう。 ○自治会・町会等、民生・児童委員等、老人クラブ・多摩市青少年問題協議会地区委員会活動、地域福祉推進委員会、多摩市社会福祉協議会など、地域で活躍する様々な人・団体に関心を持ち、諸活動に参加しましょう。 ○困りごとを抱えている場合は、関係機関や行政に相談してみましょう。 ○身近に困っている人がいたら、身近な相談窓口を教えるか、本人に代わって関係機関や行政に相談しましょう。

目標指標

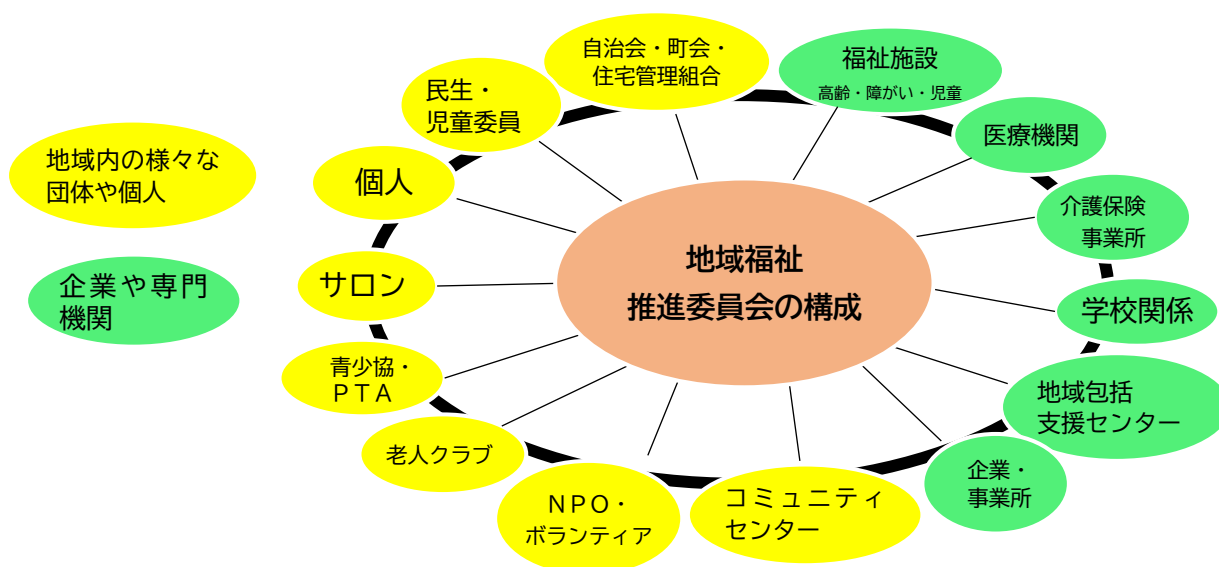
	指標	現状		目標
		2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2028年度 (令和10)
施策 (2)	民生委員・児童委員人数(各 年12月1日時点)	92人	82人	112人
	まるっと協議体の参加者延べ 数	230人	259人	増加

施策（１）地域福祉推進委員会の推進

主な事業について

取組の方向	担当
社会福祉協議会に対し、人件費及び福祉活動事業経費、運営経費等を対象に助成金を交付することで、地域に適した良質な福祉活動及び効果的な事業展開を図り、10 地域に設置された地域福祉推進委員会の地域課題解決に向けての取り組みを推進します。	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

■地域福祉推進委員会構成イメージ



コラム 地域福祉推進委員会について

関戸・一ノ宮地域福祉推進委員会（まち育てネットワーク・関一）は、高い防災意識の観点から、日頃から地域の繋がりを大切にしています。特に世代間交流の場としてまちの縁側活動に取り組んでいます。

地域の子どもから高齢者、障がいの方、外国人までもが気軽に参加できる場になるよう、各グループが協力して取り組みを進めています。



地域福祉推進委員会の詳細は、二次元コードよりご覧ください。
（多摩市社会福祉協議会の公式ホームページにアクセスします）

まち育てネットワーク・関一 中村さん（多摩市地域福祉計画推進市民委員会委員）

施策（２）地域の多様な主体の活動の推進

主な事業について

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て世帯、高齢者等、助言・援助が必要な方からの相談内容に応じ、民生・児童委員が適切な福祉サービス・関係機関につなげるため必要な情報の提供及び関係機関との調整を行い、活動内容等を市民へ周知するとともに、欠員解消に向けて PR 活動を行います。 ・民生委員・児童委員による訪問等の活動を通じて、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行います。民生委員と地域包括支援センターが連携して高齢者の見守りを行うことで、平時だけでなく災害時等の支援が円滑に行える体制を整備します。 	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業等を活用し、関係部署と連携し、地域課題の解決にむけた取組を進めます。 ・生活支援体制整備事業において高齢者を取り巻く地域課題や地域ニーズを把握・整理するとともに、第 1 層生活支援体制整備事業における「多摩市まるっと協議体」等を実施することで多様な主体の参画を促進し、地域課題等の解決及び多様な主体によるサービスや活動の充実を目指します。 	高齢支援課

コラム 民生・児童委員について

民生・児童委員は誰もが地域で安心して暮らせるよう、「住民の立場に立った相談・支援者」であり、地域住民の一員として、担当の地域において高齢者や障がい者の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけや福祉情報の提供などを行うとともに、関係機関とのパイプ役を担っています。

また、民生委員は 75 歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日頃の様子をお聞きする友愛訪問活動をしています。人々が支え合う地域共生社会の実現に向け、より一層、地域住民に寄り添い、支援を必要とする人が孤立することのないよう、委員同士の連携や地域住民との協働などにより地域ぐるみの活動を図ってまいります。

民生・児童委員には、守秘義務が課されています。安心してご相談ください。



民生・児童委員の詳細は、二次元コードよりご覧ください。
(多摩市の公式ホームページにアクセスします)

民生・児童委員 小山さん（多摩市地域福祉計画推進市民委員会委員）

基本施策4 地域で課題に向き合い・寄りそう

関連する健幸まちづくり（3つの柱）

健幸的な生活の獲得支援

安全・安心な暮らしの確保

世代の多様性の確保

関連する SDGs



現状と課題

- 令和4年に実施した市民アンケート調査では、不安や悩み、地域の問題や課題を相談できる相手がいるかについては、約2割が「いない」となっており、女性に比べ男性で多く、単身の方が多くなっています。自ら相談しにくい方や単身の方への気づき、専門機関へつなげる体制が求められます。また、「相談に行く時間を作れない」「相談できる相手や窓口がそばに無い」など、既存の窓口相談の形式に合致しないニーズの存在がうかがえます。
- 障がいのある人やその家族をはじめ、様々な困難を抱える人たちが気軽に相談できる場が地域の中で求められています。誰もが日常生活上の不安や悩み事、課題などを安心して相談し、支援を受けられる相談支援体制の構築を図る必要があります
- ひきこもりや8050問題など多様化、複雑化する課題への支援やアウトリーチによる課題の早期発見・支援が課題となっています。
- 相談窓口等について、各年代やターゲットに応じた効果的な情報発信が課題となっています。

施策の方向

- ・ 多様化・複雑化する課題への対応に向けて、重層的な支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチによる課題の早期発見・支援と、地域を支える人材育成を推進します。
- ・ 困難を抱える当事者だけでなく、その家族や保護者を、地域全体の力を合わせて見守り支えることで、安心して暮らせる生活の基盤づくりを推進します。

施策の体系



目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的な相談支援体制を整備し、相談支援体制の充実を図ります。 ○アウトリーチによる課題の早期発見と支援を図ります。 ○関係機関と連携し、当事者や家族に関する情報提供の充実を図ります。 ○困難を抱える当事者の見守り、支援体制の充実を図ります。 ○地域に根差す人材を育成します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な（多種多様な）相談を受けられる窓口を強化します。 ○潜在・複合的な課題へのアプローチをします。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な関係機関や行政の相談窓口を把握しましょう。 ○地域の課題を解決するため、地域での話し合いや活動の場に参加しましょう。（再掲） ○困りごとを抱えている場合は、関係機関や行政に相談してみましょう。（再掲） ○身近に困っている人がいたら、身近な相談窓口を教えるか、本人に代わって関係機関や行政に相談しましょう。

目標指標

	指標	現状		目標
		2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2028年度 (令和10)
施策 (1)	「多摩市 DV 防止及び被害者保護に関する連絡会」の開催回数（女と男がともに生きる行動計画）	年2回	年2回	年2回
施策 (2)	自治連合会事業延べ参加団体数	240 団体	276 団体	200 団体
	介護予防リーダー養成講座修了者数（累計）	211 人	230 人	増加

施策（１）重層的な支援体制づくりの推進

主な事業について（重層的支援体制整備事業ほか）

（包括的相談支援事業）地域包括支援センターの運営

所管課	高齢支援課
設置箇所数	<ul style="list-style-type: none"> ■委託：市内5圏域に各1箇所センターを設置 1圏域のみ支所を一つ設置 ■直営：高齢支援課内に基幹型地域包括支援センターを設置
実施形態	基本型 <ul style="list-style-type: none"> ■委託：各圏域の地域包括支援センター ■直営：基幹型地域包括支援センター
取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議等を活用し、関係機関と連携して相談体制の構築に努めます。また、地域包括支援センターと高齢者見守り相談窓口において、市民が気軽に相談できる、包括的な相談支援の整備を推進します。 ・地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口、第1・2層生活支援コーディネーター等を配置し、住民や企業等とのネットワークを構築することで支援が必要な人の早期発見に努めます。

（包括的相談支援事業）障害者相談支援事業

所管課	障害福祉課
設置箇所数	1箇所
実施形態	基本型：直営
取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口等で相談を受けた際、本人だけでなく家族状況も聞き取り、世帯全体の課題の把握に努めます。必要であれば他の部署への情報提供や、連携により支援します。 ・発達に課題があるケースについて、医療・保健・学校等の関係機関と連携し、早期発見を行い、必要な支援やアウトリーチを行います。

（包括的相談支援事業）利用者支援事業

所管課	基本型：こども家庭センター、児童青少年課 母子保健型：こども家庭センター
設置箇所数	基本型：10箇所 母子保健型：1箇所 ※令和5年11月時点
実施形態	基本型：委託2箇所、直営8箇所 母子保健型：直営1箇所
取組の方向	地域子育て支援拠点において、子育てについて気軽に相談ができ、親子の仲間づくりや子育ての情報を得ることができる「子育てひろば」を実施することで、身近に相談できる環境を整えます。また、こども家庭センターの「子どもと家庭に関する総合相談」において、複合的な課題を抱える相談者及びヤングケアラー等の新たな課題を抱える家庭について、関係機関と連携しながら支援を行います。

(包括的相談支援事業) 生活困窮者自立相談支援事業

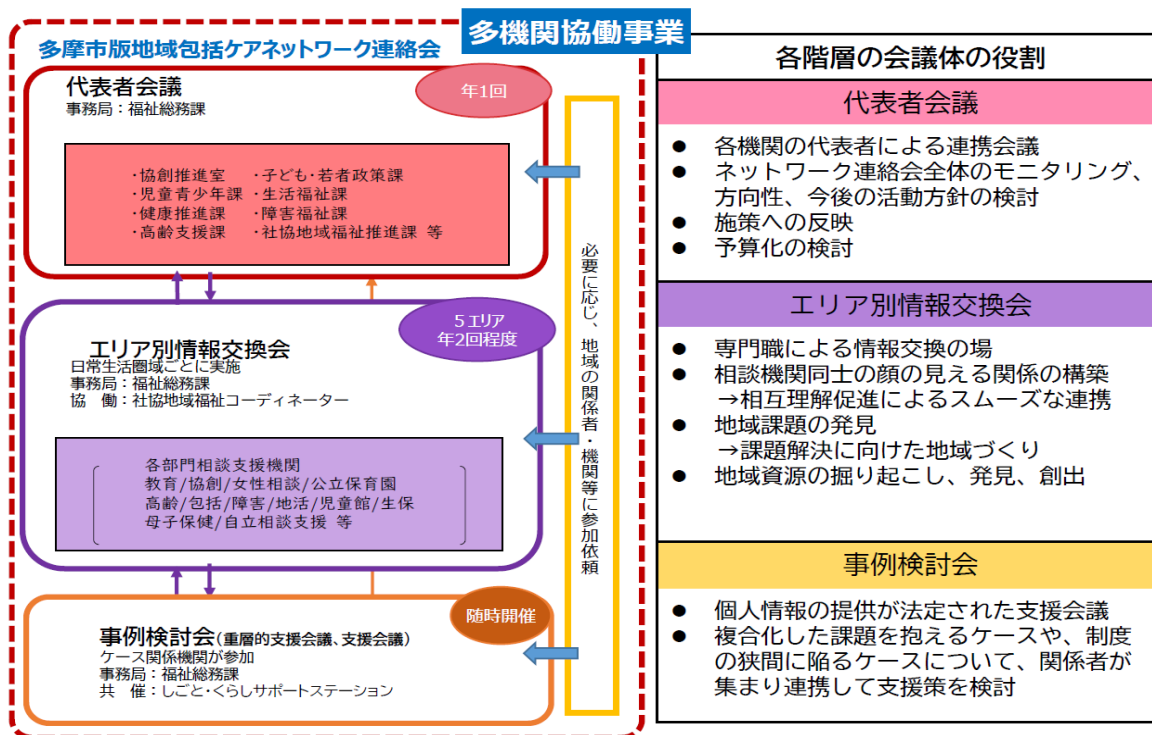
所管課	生活福祉課
設置箇所数	1箇所
実施形態	基本型：委託
取組の方向	最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び助言・就労支援等を行います。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

所管課	生活福祉課
実施形態	委託
取組の方向	複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人及びその家族等に対し関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集、事前調整、関係性構築に向けた支援、家庭訪問、同行支援を行います。

多機関協働事業

所管課	生活福祉課
実施形態	直営（多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会）
取組の方向	2022（令和4）年度に設置した多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会により、様々な関係機関が連携し、支援につながっていない相談者の発見、情報の共有、関係機関の役割分担の明確化等を行い、加えて、地域課題解決に向けた検討を行うなど、適切かつ効果的な相談支援体制を構築していきます。連絡会の各会議は、必要に応じて重層的支援会議及び支援会議として行います。



(図) 多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会

参加支援事業

所管課	生活福祉課
実施形態	委託
取組の方向	多摩市社会福祉協議会の取り組む小地域福祉活動や、生活困窮者自立相談支援でのひきこもり支援などの取組と連携しながら、社会的孤立など、関係性の貧困から地域との接点が希薄になり、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯が、地域や社会資源とつながりを持ち、社会に参加できるようにするための支援を行います。

(地域づくり事業) 地域介護予防活動支援事業

所管課	高齢支援課
実施形態	委託・補助
取組の方向	地域における介護予防の取り組みを強化するため、専門講師による講座の実施を委託し、介護予防を推進する担い手（介護予防リーダーやうんどう教室指導員）を養成するとともに、地域介護予防教室をはじめとした住民主体の通いの場の立ち上げやその運営の継続に資する支援を補助しています。また、ボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績に対しポイントを付与することで社会参加による介護予防を促進します。

(地域づくり事業) 生活支援体制整備事業

所管課	高齢支援課
設置箇所数	市内全域（活動エリア）
実施形態	委託
取組の方向	生活上の支援が必要な状態になっても地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）やその活動を支える協議体を中核に、地域における高齢者の課題やニーズを把握し、それぞれの地域に必要な支え合いや生活支援サービス等の創出を行います。

(地域づくり事業) 地域活動支援センター事業

所管課	障害福祉課
設置箇所数	2箇所
実施形態	委託
取組の方向	障がい者等の生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的として、福祉サービスの利用援助や専門機関紹介等の相談支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(地域づくり事業) 地域子育て支援拠点事業

所管課	こども家庭センター、児童青少年課
設置箇所数	10箇所 ※令和5年11月時点
実施形態	委託2箇所、直営8箇所
取組の方向	妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を行う身近な拠点として、親子の交流、子育てマネージャーによる子育てに関する相談や地域情報の提供などを行います。

(地域づくり事業) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

所管課	協創推進室、生活福祉課
設置箇所数	10箇所(地域福祉推進委員会)
実施形態	委託、補助
取組の方向	<p>10のコミュニティエリアごとに設置した地域福祉推進委員会を隔月毎に開催し、地域のニーズ把握や地域課題の解決に向け、グループワーク等を開催し、居場所づくり、各種講座の開催、見守り活動等を実施します。NPO や専門機関、事業所などが参加し、地域住民と連携し、地域の中で課題を持った人を発見し地域の中で支援をしていく取組を行います。また、地域の中で解決できないことについては、行政や専門機関へつなげていきます。</p> <p>既存の地域づくり関係の事業に加え、多世代共生型コミュニティによる地域課題解決、あらたなまちの魅力・価値創造に取り組む「地域協創」を実施します。</p>

取組の方向	担当
「多摩市 DV 防止及び被害者保護に関する連絡会」を定期的で開催し、DV 被害者の安全確保に向けて関係機関と連携体制を強化します。また、相談において緊急性が高い場合などには、国や都等の機関と連携して対応します。	平和・人権課 TAMA 女性センター
民生委員・児童委員による訪問等の活動を通じて、地域の誰もが安心してすごせるよう見守り活動を行います。民生委員と地域包括支援センターが連携して高齢者の見守りを行うことで、平時だけでなく災害時等の支援が円滑に行える体制を整備します。	福祉総務課

施策（２）地域を支える人材・組織の育成強化

主な事業について

取組の方向	担当
多摩市自治連合会で行ったアンケート調査結果を踏まえ、多摩市自治連合会の事業である合同部会において、自主防災や高齢者の見守りなど地域課題を取り上げ、情報共有を行います。	協創推進室
住民主体による介護予防活動を推進し、地域における支え合いの促進及び介護予防に取り組む機会を拡充するため介護予防リーダーを養成します。	高齢支援課
地域で介護保険を担う優秀な人材を確保・養成するため、介護保険事業所の運営に資する研修や、介護支援専門員や介護職員を対象としたケアマネジメント及び介護サービスの質の向上を目的とした研修を実施します。	介護保険課
市内介護サービス事業所に就労する者に対し、介護資格等の取得に必要な研修受講費その他の費用を補助することにより、市内事業所における人材の確保及び就労の定着並びに介護職員の資質の向上を促進し、もって多摩市内における安定的な介護サービス等の提供の確保及び質の向上を図ります。	介護保険課
「障がい者・児支援を行う事業所に向けて各種研修の開催情報を提供するほか、事業所等連絡会においてケースの検討や研修を通じ 障害に応じた支援や対応が適切に行えるよう、支援の向上を図ります。」	障害福祉課
市内障害福祉サービス事業所等に就労する者に対し、その業務に必要な資格等を取得する研修の受講費その他の費用を補助することにより、人材の確保及び就労の定着並びに従事者の資質の向上を促進し、もって多摩市内における安定的な障害福祉サービス等の提供の確保及び質の向上を図ります。	障害福祉課

基本施策5 多様な支援を推進する

関連する健幸まちづくり（3つの柱）

健幸的な生活の獲得支援

安全・安心な暮らしの確保

世代の多様性の確保

関連する SDGs



現状と課題

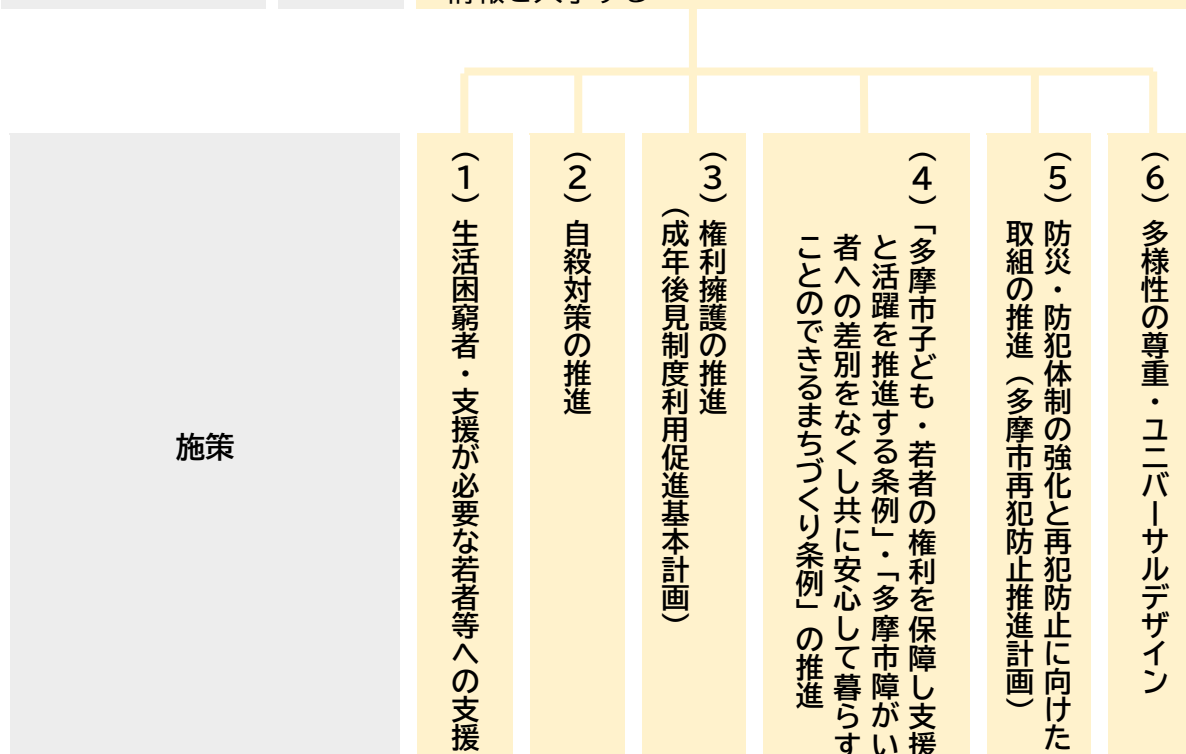
- 本人の希望や特性に応じた就労機会を確保していくためには、引き続き支援が必要な状況です。地域の関係機関・企業・事業所等と連携し、就労機会の拡大を図っていく必要があります。
- 近所付き合いが希薄化している中、孤立することによって、自殺やひきこもりのリスクが高まることが懸念されています。
- 成年後見制度について、事前に理解を深めておくことが重要であり、当事者や家族などへ、様々な機会を通じた普及・啓発が必要です。
- 犯罪をした人の再犯率が高く、社会生活に復帰するためには社会全体の理解と協力が不可欠なことから、再犯防止に向けた理解の普及・啓発が重要です。
- 多摩市では、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の制定、インクルーシブ社会の実現に向けた取組など、弱者を守り、多様性を尊重するまちづくりを推進しています。今後これら条例等の周知をはじめ、多様な支援を推進する必要があります。

施策の方向

生活困窮や自殺対策、権利擁護、再犯防止に向けた取組をはじめ、防災・防犯体制の強化や多様性の尊重・ユニバーサルデザインなど、個別の福祉分野における支援にとどまらない、多様な視点と地域連携による支援を推進します。

施策の体系

目指す地域像 (最終アウトカム)	5 個人の権利が尊重され、誰もがいきいきと参加できる地域
中間アウトカム	地域 ・ 社会参加が促進される
	個人 ・ 社会的弱者が生きがいを持っている ・ 自己決定が尊重される
初期アウトカム	地域 ・ 社会的弱者への理解が浸透する ・ 社会的弱者との交流が増えている ・ 障がい者の外出時の支障がなくなっている
	個人 ・ 社会的弱者が生きがいを持っている ・ 社会的弱者が適切なサービスを利用している
アウトプット	地域 ・ 社会的弱者について学ぶ機会がある ・ 社会的弱者と交流する機会がある
	個人 ・ 活動に参加する ・ 情報を入手する



目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> ○就労機会の確保に向けた支援をし、生活困窮者や若者等の自立支援を推進します。 ○自殺を防ぐため、悩みを相談できる体制の充実を図ります。 ○子ども・若者の権利を保障し、活躍を応援します。 ○災害時の支援体制の充実を図ります。 ○再犯防止に向け、支援のあり方を示すとともに、必要性を啓発します。 ○年齢、性別、国籍、障害の有無等を問わず、すべての人の人権が尊重されるよう、意識啓発や情報提供を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワークを活かした地域活動を推進します。(再掲) ○見守り・支えあい活動を支援します。(再掲) ○生活支援に係る事業を強化します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○身近に困っている人がいたら、身近な相談窓口を教えるか、本人に代わって関係機関や行政に相談しましょう。(再掲) ○災害時の行動について把握しましょう。 ○地域の自主防災組織の活動を理解し、積極的に参加しましょう。 ○認知症や虐待、成年後見制度などに関心を持ち、権利擁護について理解を深めましょう。 ○再犯防止の取組について、理解を深めましょう。 ○年齢、性別、国籍、障害の有無等を問わず、すべての人の人権を尊重しましょう。 ○障害及び障がい者に対する理解を深め、差別の解消及び共生社会を実現しましょう。 ○子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重しましょう。 ○子ども・若者を見守り、ともに活動し、応援するよう努めましょう。

目標指標

	指標	現状		目標
		2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2028年度 (令和10)
施策 (2)	ゲートキーパー養成者数(各年度養成者数)	1,584人	1,199人	1,520人
施策 (4)	「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」について、「知っている」と回答した市民の割合(多摩市政世論調査)	-	-	20% ※令和8年度の目標値

	指標	現状		目標
		2023 年度 (令和 5)	2024 年度 (令和 6)	2028 年度 (令和 10)
施策 (6)	性的指向や性自認（SOG I）に関する意識啓発事業の 実施回数（女と男がともに生 きる行動計画）	5 回	5 回	2 回
	情報誌「たまの女性」の発行 回数（女と男がともに生きる 行動計画）	2 回	2 回	2 回

施策（１）生活困窮者・支援が必要な若者等への支援

主な事業について

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度は「第2のセーフティネット」として、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方を対象とし、自立相談支援事業や就労準備支援事業等の実施により対象者を支援します。 ・生きづらさを抱える人、ひきこもり等様々な課題を抱える人などを対象とした、生活困窮者相談及び生活保護相談を行うとともに、対象者の状況に応じ訪問相談を行います。 ・ひきこもり等で自立に悩みを抱える方及びその家族等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供、適切な支援機関の紹介等を行うことにより、自立及び社会参加の促進を図ります 	生活福祉課
被保護者世帯に対して、小学4年生～高校3年生の学習塾等の費用、大学等の受験にかかる費用を支給し、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
多摩市居住支援協議会を通じて、居住支援相談窓口等により、高齢者、障がい者、子育て世帯など、誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けた支援の充実を図ります。	都市計画課

コラム ひきこもり支援について

当所には、当事者のご本人やそのご家族から、またはそのご近所の一般市民の方や各相談窓口など様々な形でご相談が寄せられております。相談内容も一般的なひきこもり相談から発達障害などの相談、最近では社会問題になりつつある 8050 問題などに直面されている世帯からの相談と多岐にわたっております。同じひきこもりのケースでも、そこに至る原因が各ケースで異なるので、ケースをしっかりと個別化し、個々のケースに合った適切な支援をするために、市内の各相談窓口と連携しながら相談支援を行っております。

多摩市 しごと・くらしサポートステーション（くらサポ）

コラム 生活困窮者支援について

当所では生活面での不安や悩みをよく聞き、困りごとを整理し、解決策を一緒に考えていく自立相談支援をはじめとして、就労支援、就労準備支援、家計改善支援など様々な支援をしています。住居確保給付金は申請件数が90倍（2020（令和2）年度前年比）になり、その他の現金給付型の支援が新設されました。現金給付によりダイレクトに家計を支援することで、生活再建の一助となった反面、当所から生活保護相談・申請につながるケースが増加傾向であり、2022（令和4）年度は、10月までの半年間の前年比では1.8倍となっています。また、家賃滞納での強制退去により、住居喪失となるケースも増えているため、関係機関との連携強化をさらに密にし、切れ目のない支援を心掛けております。

また、さまざまな理由で生きづらい、家庭に居場所がない、相談相手がいない等、日々生活の中で困っている方のために、日中を安心して過ごせる居場所としての専用スペースを確保しています。

まずは「しごと・くらしサポートステーション」へお気軽にご相談ください。

多摩市 しごと・くらしサポートステーション（くらサポ）

施策（２）自殺対策の推進

主な事業について

取組の方向	担当
「女性を取り巻く悩みなんでも相談」「LGBT電話相談」「犯罪被害者等相談窓口」において相談者が抱える課題等について関係部署及び関係機関と連携して対応します。	平和・人権課 TAMA 女性センター
相談先の周知、ゲートキーパーの養成など、自殺を未然に防ぐ手立てを効果的に実行していく他、事後予防として自殺未遂者支援や自死遺族支援にも積極的に取り組んでいきます。	健康推進課

施策（３）権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

①成年後見制度利用促進検討会議

取組の方向	担当
成年後見制度の利用を促進するため、消費生活等他分野との連携により、庁内外横断的に制度を周知する仕組みの構築を目指します。	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

②権利擁護意識の醸成と普及啓発

取組の方向	担当
子ども、高齢者、障がい者・児等への身体的・経済的虐待等による権利侵害などを早期に発見し、本人・関係者が早い段階で必要に応じて任意後見や法定後見制度の利用を選択することができるように、市民の権利擁護意識の向上に取り組みます。	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会
地域包括支援センターの総合相談の中で、高齢者への制度やサービス、地域資源に関する情報を提供します。また、認知症等への正しい知識の普及啓発を行っていきます。	高齢支援課
必要に応じて多摩市社会福祉協議会権利擁護センターの紹介、連携を行います。また権利擁護センターと共催で「成年後見のつどい」を開催し、制度の周知を図ります。	障害福祉課

③相談機能の充実

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が十分でない方、身体障がいや高齢で支援が必要な方に、福祉サービス利用援助事業を活用した日常的金銭管理、福祉サービス利用支援、判断能力に応じた成年後見制度の利用支援を行います。 引き続きアウトリーチを行い、相談体制の充実を図ります。 	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

④成年後見ニーズ・候補者検討の場の設置

取組の方向	担当
権利擁護支援検討会議や、地域ケア会議・ケースカンファレンスなど既存の会議体を活用し、適切な成年後見制度利用の検討や、成年後見人等の候補者マッチングへの支援をします。	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

⑤モニタリング

（相談後の本人の生活の支援や支援ニーズの変化等について継続して見守る体制）

取組の方向	担当
後見等利用に至らなかった方について、将来を見据えたモニタリングを実施します。また、権利擁護センターにおいて、個々の状況を把握し、地域包括支援センターや、障がい者地域活動支援センター等関係機関への情報提供を行いながらモニタリングしていく体制を	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

整備し、成年後見制度利用後も、利用者及び家族、後見人等の相談支援を行います。	
--	--

⑥市長申立てに関する後見等候補者検討の場の設置・運営

取組の方向	担当
権利擁護支援検討会議等の場を活用して市長申立の必要性を慎重に判断し、後見人等候補者について検討します。	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

⑦地域連携ネットワークの構築

取組の方向	担当
調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市で構成する多摩南部成年後見センターが広域的な中核機関としての役割を担いつつ、多摩市社会福祉協議会権利擁護センターを多摩市の地域連携の要としての中核機関に位置づけ、後見人等を支援するチームづくりや、チームへの支援を行っていくための地域連携ネットワークを構築します。	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

⑧被後見人等への費用助成の実施

取組の方向	担当
資力のない被後見人等に対し、報酬の全額または一部を助成します。	福祉総務課

⑨地域の担い手の養成と権利擁護センターの機能充実

取組の方向	担当
多摩南部成年後見センターにおいて市民後見人の養成、法人後見監督を行います。また、日常生活自立支援事業から成年後見への移行検討への支援、親族後見人への支援、市民後見人の育成・支援、後見監督としての機能などについて、引き続き権利擁護センターの機能充実を図ります。	○福祉総務課 ◎多摩市社会福祉協議会

コラム 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や障害などで判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が失われたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

成年後見制度に関する相談は権利擁護センターの窓口や訪問、専門職による相談会の開催によりお受けしています。また、家庭裁判所への申立て支援や後見人候補者の紹介、後見人の活動支援などにも取り組んでいます。また、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市が共同運営をしている一般社団法人多摩南部成年後見センターでは、市民後見人の養成や支援等を行っています。

制度について知りたい方、ご家族に後見人の選任を考えている方などお気軽にご連絡ください。

権利擁護センター（多摩市社会福祉協議会）

施策（４）「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」・「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」の推進

主な事業について

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を通じ、子ども・若者の権利について市民に広く周知・啓発を行います。 ・子どもの権利擁護について、子ども自ら相談先につながることで、相談しやすい仕組み構築に向け検討・実施を進めていきます。 	子ども・若者政策課
2020（令和2）年7月に制定した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき、障がい当事者とともに作成した「心つながり・はんどがっく」の活用、市民協働による障がい者美術作品展の開催等、障害理解・差別解消の取組を推進します。また、障がい者差別解消支援地域協議会でさらなる取組を検討します。	障害福祉課
情報のバリアフリー化の推進にあたり、障害の状態に応じた情報発信・提供を行うとともに、令和7年1月に施行した「多摩市手話言語条例」等を踏まえ、手話や要約筆記のコミュニケーション支援による情報保障に努めます。	障害福祉課

コラム 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」とは・・・

子ども・若者が抱えるさまざまな生きづらさや困難の深刻化を背景に、本条例を2022（令和4）年4月1日に施行しました。本条例は、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とし、子ども・若者の①権利の保障、②切れ目のない支援、③意見表明・まちづくり参画、④さまざまな主体の相互協力・相互支援を基本理念に掲げています。子どもの権利擁護、意見表明・まちづくり参画などに関する取組を推進しています。



本条例に関する詳しい内容は、二次元コードからご覧ください
（多摩市公式ホームページにアクセスします）

多摩市子ども・若者政策課

コラム 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」とは・・・

多摩市では、障がいのある方への差別や偏見、生活する上でのバリアを無くすため、約2年かけて市民・事業者の皆様と一緒に検討を重ね、2020（令和2）年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を施行しました。

この条例に基づき、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、差別に関する相談について解決策を話し合ったり、障がい当事者の声を反映した「心つなぐ・はんどぶっく」の発行等、差別解消・障害理解を広げるための取組の検討を行っています。



本条例に関する詳しい内容は、二次元コードからご覧ください
(多摩市公式ホームページにアクセスします)

多摩市障害福祉課

■障がい者の差別解消事業に関するロジックモデル

※ロジックモデルの導入目的や評価サイクルについては、P 19において記載しています。

※目指す地域像（最終アウトカム）はさまざまな施策が関連し合って達成されますが、その一例として、障がい者の差別解消事業に関するロジックモデルを作成しました。

		評価指標(1年ごと)	評価指標(2~3年ごと)
最終ゴール	地域共生社会の実現 ≡ 健康都市の実現 (←多摩市版地域包括ケアシステムの構築)		
目指す方向性	誰もが認め合い 支え合う みんな笑顔で健康なまち多摩		
地域づくりの視点	I 身近な地域で健康的な生活を楽しむ		
目指す地域像 (最終アウトカム)	5 個人の権利が尊重され、誰もがいきいきと参加できる地域		<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者が安心して暮らせるまちだと思いますか」で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合(世論調査) ・市政の満足度「障がい者福祉施策」で「満足」「やや満足」の割合(世論調査)
中間 アウトカム	地域	障がい者の社会参加が促進されている	<ul style="list-style-type: none"> ・差別を感じた経験の有無 ・外出頻度(いずれも実態調査)
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が生きがいを持っている ・障がい者の自己決定が尊重される 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを感じている障がい者の割合 ・自己決定が尊重されると感じる障がい者の割合(不明) ・現在の住まいに住み続けたい人の割合(実態調査)
初期 アウトカム	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への理解が浸透している ・障がい者との交流が増えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業におけるアンケート結果 ・合理的配慮の助成件数 ・外出の頻度(実態調査) ・まわりの人の障害に対する理解や認識が低い割合(実態調査)
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への理解が浸透している ・障がい者との交流が増えている 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業におけるアンケート結果 ・当事者の障がい者差別解消法・条例の認知度(実態調査) ・当事者が日常生活で差別等を感じる割合(実態調査) ・各事業のアンケート結果の経緯
アウトプット	地域	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者について学ぶ機会がある ・障がい者と交流する機会がある 	各事業の実施回数
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が活動に参加する ・障がい者が情報を入手する ・障がい者について知る、学ぶ 	各事業への参加者数

施策（５）防災・防犯体制の強化と再犯防止に向けた取組の推進 （多摩市再犯防止推進計画）

主な事業について

取組の方向	担当
多摩市再犯防止推進計画の認知度の向上や再犯防止に関する意識啓発に取り組みます。	福祉総務課
有事の際に、限りある医療資源を適切に分配するため、多摩市医師会等の関係機関と連携し、緊急医療救護所の設置運営訓練を行い、災害時の支援体制の整備をします。	健康推進課
高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ「個別避難計画」等を作成することにより、災害時の円滑かつ迅速な避難を図ります。	介護保険課 障害福祉課

コラム 自主防災組織とは・・・

東日本大震災を受けて“災害時における要支援者への取組”は大きな課題に浮上し、多摩市でも東日本大震災を受けて“災害時における要支援者への取組”は大きな課題に浮上し、多摩市自治連合会も2012（平成24）年より取組を開始しました。

2022（令和4）年2月、本会では、自治会・管理組合の活動として最も関心の高い防災関連の取組について、現状の活動実態を把握し、その調査結果の情報共有及び参考となる活動事例の紹介を行うことにより、各自治会・管理組合の活動支援を図るため、「自治会・管理組合の自主防災活動に係るアンケート調査」を実施し、その調査報告書を作成しました。

他の団体の自主防災活動を参考に、地域の皆様の防災活動にご活用いただければ幸いです。

多摩市自治連合会 千葉さん（多摩市地域福祉計画推進市民委員会委員）

施策（6）多様性の尊重・ユニバーサルデザイン

主な事業について

取組の方向	担当
日本語教室や生活相談をはじめとする在住外国人支援を今後も継続して行うことで、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の推進を図ります。	文化・生涯学習推進課
性的指向や性自認（SOGI）による差別や偏見の解消に向けて、市民や事業者等に意識啓発や情報提供を行います。	平和・人権課
<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」で男女平等に関する様々な取組等を紹介し、広く市民に情報を提供していきます。 ・「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の基本理念に基づき、様々な理由で困難な状況に置かれている市民が安心して暮らせるよう、男女平等参画の視点からきめ細やかな相談や具体的な支援を行います。 	平和・人権課
建物・道路・公園など、多くの方が利用する一定規模の施設について、「多摩市福祉のまちづくり整備要綱・整備指針」に基づいたバリアフリーの環境づくりを推進します。	福祉総務課

コラム 女性支援について

2014（平成 26）年1月に施行された「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第9条による「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（令和3年～令和12年）」に基づき、男女平等参画の推進に取り組んでいます。

1999（平成 11）年9月には、多摩市立 TAMA 女性センターが開設され、女性問題の解決や男女平等参画の推進に向けての拠点として、講座・講演・映画上映・パネル展示等による情報発信の他、「女性を取り巻く悩みなんでも相談」を中心とした相談事業により、悩みや課題を抱える女性へのエンパワーメントを行っています。

多摩市平和・人権課（TAMA女性センター）

関連資料 1

第1節 近年の地域福祉に関する法令改正等

「改正児童福祉法」成立 【2022（令和4）年6月】

※2024（令和6）年4月施行

- 子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として市町村に「こども家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実が努力義務とされました。多摩市でも、2025（令和7）年度より、「こども家庭センター（にじたま）」を開設しました。

「こども基本法」施行・「こども家庭庁」発足【2023（令和5）年4月】

- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）の策定や「こども基本法」（令和5年4月）の施行と同時に、こども家庭庁が発足しました。

孤独・孤立対策推進法成立【2023（令和5）年6月】

※2024（令和6）年4月施行

- 近時の社会の変化を踏まえ、日常生活もしくは社会生活において、孤独を覚えることにより、または社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について定められました。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）等について
【2023(令和5)年12月】

- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」については、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた報告書」（令和4年12月16日）に示された基本理念や改革の方向性及びその後の状況の変化等を踏まえ、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させたものです。

今後の取り組みとして、『「地域共生社会」の実現』について下記のとおり方向性が示されています。

（一部抜粋）

3. 「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられ

る側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人一人に寄り添い、伴走支援するという視点である。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付け、必要な制度的対応を検討していく。

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」公布【2024（令和6）年4月】

- 単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置等を行うこととされました。

具体的には、生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施、社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等の措置を講ずることとされました。

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」公布【2024（令和6）年6月】

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度が創設されました。

「住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律」公布【2024（令和6）年6月】

- 単身世帯の増加、持家率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される一方、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、賃貸の空き室は一定数存在しますが、単身高齢者など要配慮者に対する大家の貸し渋りなどの課題があります。

このような状況の中、改正住宅セーフティネット法（平成29年）の施行後、全国で700を超える居住支援法人が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加しています。

こうした状況を踏まえ、大家と要配慮者のいずれもが安心して利用できる市場環境の整備、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を目的とし、法律が改正されました。

「地域共生社会の在り方検討会議」発足【2024（令和6）年6月】

- 上記1（1）の令和2年社会福祉法の改正附則において、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることから、厚生労働省社会・援護局が「地域共生社会の在り方検討会議」を設置しました。（令和6年度は9回実施）

今後の地域共生社会を実現するため、重層的支援体制整備事業の整備や効果検証、地域づくりやアウトリーチ、生活困窮者への住居支援、ひきこもりや孤独・孤立対策、身寄りのない高齢者へのサポート（生前～死後のサポート）、成年後見制度の利用促進、子どもや子育て世帯への支援等、地域共生社会の実現に向けた課題や今後の方策について幅広く議論されています。

「高齢社会対策大綱」閣議決定【2024（令和6）年9月】

- 今後、高齢者の割合がこれまで以上に大きくなっていく社会を前提として、全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくため、社会の持続可能性を確保するため、高齢社会対策大綱が閣議決定されました。

■国・多摩市の動向

年月	国の動向	多摩市の取組
2021 (R3) 4	「改正社会福祉法」施行	2024（令和6）年度より、重層的支援体制整備事業の開始を予定しており、包括的な相談とアウトリーチによる支援体制の構築を推進。
2022 (R4) 6	「改正児童福祉法」成立	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として市町村に「こども家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実が努力義務とされたことを踏まえ、多摩市でも2025（令和7）年度より、「こども家庭センター（にじたま）」を開設。

第2節 統計データでみる地域福祉の状況

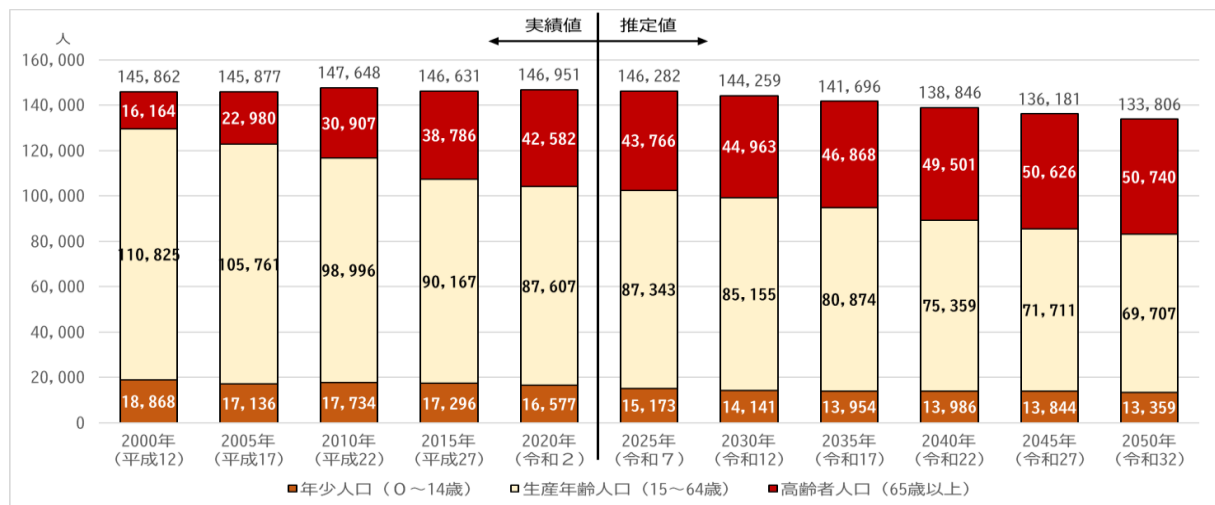
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

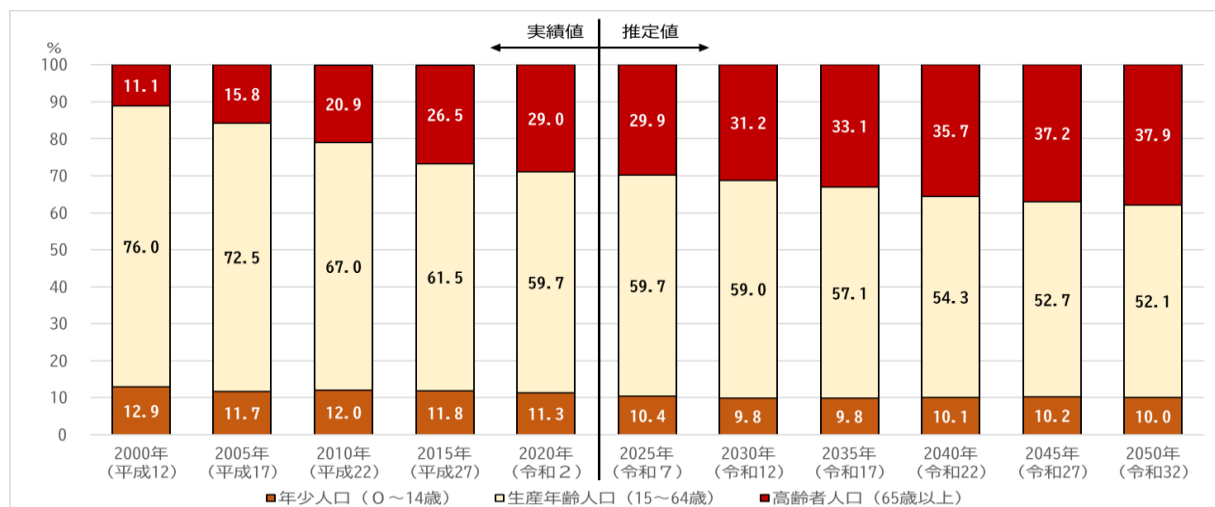
○多摩市の人口は、2020（令和2）年から2050（令和32）年にかけて、約1.3万人減少すると見込まれます。

○年齢3区分比率では、同期間中、高齢者人口割合のみ増加し、29.0%から37.9%へと8.9ポイント増加すると見込まれます。

■年齢3区分人口の推移・推計



■年齢3区分比率の推移・推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）」

○年齢3区分比率の東京都との比較では、2020（令和2）年時点で6.3ポイント上回っていましたが、2050（令和32）年には8.3ポイント上回る見込みであり、東京都の伸びを上回っています。

■年齢3区分比率の推移・推計（東京都・多摩市・全国比較）

%		2020年 (令和2)	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)	2050年 (令和32)
東京都	0-14歳	11.2	10.7	10.3	10.1	10.2	10.2	10.0
	15-64歳	66.1	66.5	66.1	64.7	62.5	61.2	60.4
	65歳以上	22.7	22.8	23.6	25.2	27.3	28.6	29.6
多摩市	0-14歳	11.3	10.4	9.8	9.8	10.1	10.2	10.0
	15-64歳	59.7	59.7	59.0	57.1	54.3	52.7	52.1
	65歳以上	29.0	29.9	31.2	33.1	35.7	37.2	37.9
全国 (参考)	0-14歳	12.0	11.1	10.3	9.9	9.9	9.9	9.8
	15-64歳	57.3	56.6	56.2	55.0	52.5	50.8	50.0
	65歳以上	30.7	32.3	33.6	35.1	37.6	39.2	40.3

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）」

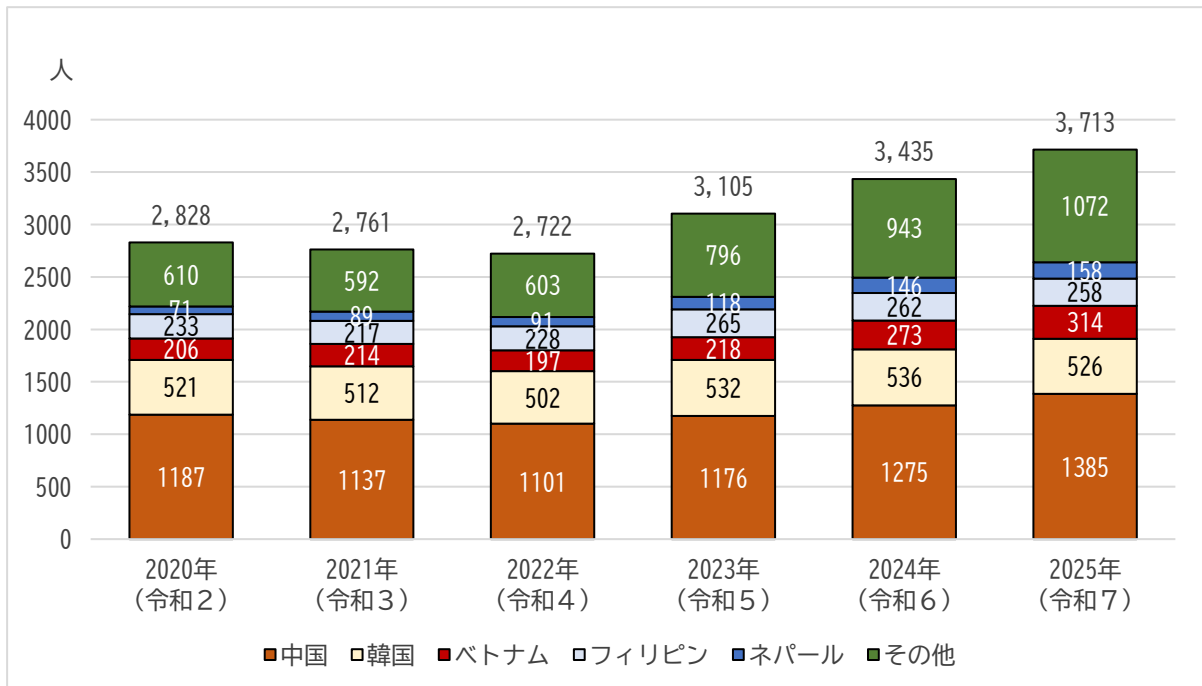
（2）外国人住民人口の推移

○多摩市の外国人住民人口は、2022（令和4）年に向けて減少傾向にありましたが、その後2023（令和5）年以降増加傾向に転じています。国別では、中国及び韓国で全体の約5割を占めています。

○国籍数は、2012（平成24）年から2025（令和7）年にかけて、62カ国から76カ国に増えています。

○2025（令和7）年4月1日現在の国籍・地域別外国人人口の比較では、多摩市の外国籍人口は26市中14位となっています。

■外国人住民人口の推移



資料：東京都総務局統計部（各年4月1日現在）

■国籍別外国人人口（上位10位）

	総数	中国	韓国	ベトナム	ネパール	フィリピン	ミャンマー	台湾	米国	インド	インドネシア	その他	前年同月との比較	
													総数	増減数
総数	729,401	281,798	90,210	53,875	50,514	37,101	30,772	23,641	21,888	19,028	13,166	107,408	659,098	70,303
区部	612,436	245,876	76,794	40,359	42,455	27,338	27,423	20,689	17,960	17,562	9,026	86,954	553,120	59,316
市部	115,184	35,756	13,293	13,206	7,978	9,432	3,281	2,933	3,841	1,448	3,945	20,071	104,375	10,809
八王子市	16,919	5,852	1,765	2,047	920	1,547	509	319	352	157	586	2,865	15,483	1,436
町田市	10,197	3,460	1,046	1,133	399	805	179	219	275	182	440	2,059	9,195	1,002
府中市	6,436	1,845	777	632	244	621	137	200	281	76	238	1,385	5,971	465
西東京市	6,280	2,284	927	536	453	368	213	226	184	63	169	857	5,613	667
立川市	6,235	2,405	759	729	446	435	134	145	182	51	207	742	5,687	548
小平市	6,150	1,920	963	554	338	369	224	167	157	70	158	1,230	5,658	492
調布市	5,645	1,775	966	540	239	351	154	201	203	57	182	977	5,134	511
三鷹市	4,843	1,390	665	322	292	200	100	239	384	60	127	1,064	4,401	442
福生市	4,634	449	157	1,222	847	454	194	95	108	103	68	937	4,091	543
武蔵野市	4,260	1,511	546	208	405	111	64	238	321	72	49	735	3,914	346
日野市	4,221	1,395	506	538	182	302	168	60	122	49	234	665	3,784	437
東村山市	4,221	1,375	465	375	507	379	96	81	60	33	110	740	3,754	467
小金井市	3,722	1,312	318	276	590	151	88	99	189	26	96	577	3,335	387
多摩市	3,713	1,385	526	314	158	258	120	87	75	102	79	609	3,435	278
昭島市	3,650	853	458	502	451	421	124	47	85	55	117	537	3,280	370
国分寺市	3,294	1,366	425	241	406	121	87	74	110	24	71	369	2,879	415
青梅市	3,057	378	200	701	128	535	185	90	71	14	127	628	2,603	454
東久留米市	2,924	869	334	276	132	279	75	88	252	97	116	406	2,681	243
武蔵村山市	2,164	693	135	392	46	428	22	19	43	3	154	229	2,056	108
稲城市	2,081	631	271	217	168	65	35	47	48	51	151	397	1,888	193
国立市	2,055	745	321	230	117	89	25	57	82	19	74	296	1,923	132
羽村市	1,929	218	74	361	161	292	87	20	55	26	71	564	1,774	155
清瀬市	1,776	549	160	199	95	241	83	32	36	18	68	295	1,508	268
狛江市	1,714	456	205	206	142	148	57	35	62	31	69	303	1,523	191
あきる野市	1,578	214	90	340	40	187	99	25	78	7	146	352	1,393	185
東大和市	1,486	426	234	115	72	275	22	23	26	2	38	253	1,412	74

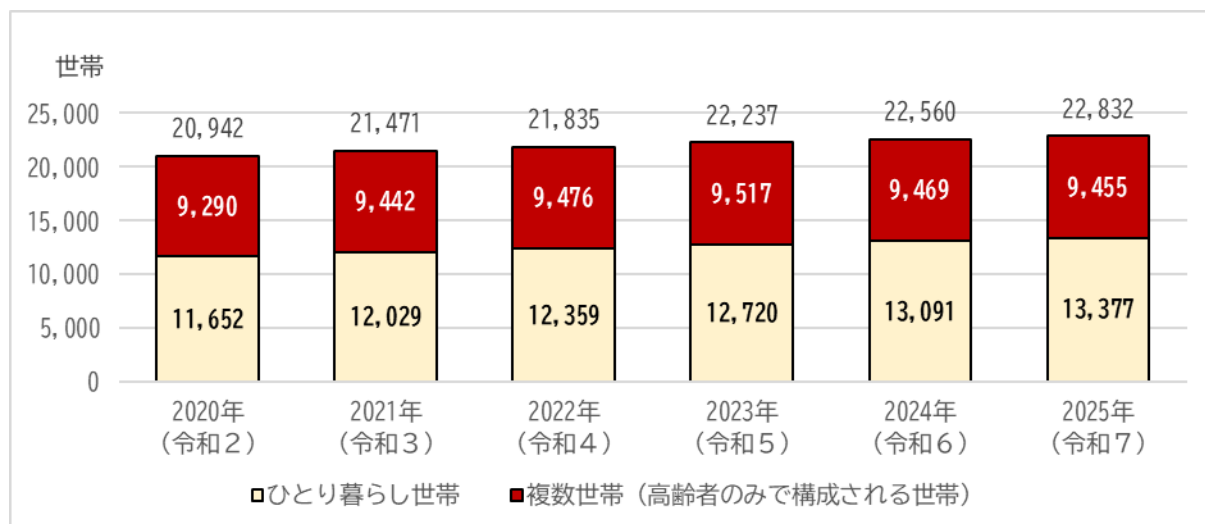
※国籍・地域の名称は在留管理制度に基づく在留カード等の「国籍・地域」欄の表記による。
資料：東京都総務局統計部（2025（令和7）年4月1日現在）

2 高齢者・障がい者・地域等の状況

(1) 高齢者世帯の状況

○2020（令和2）年から2025（令和7）年にかけて、ひとり暮らし世帯（65歳以上）及び複数世帯（高齢者のみで構成）の数は増加傾向にあり、ひとり暮らし世帯は約1,700世帯、割合は1.05倍に増加しています。

■高齢者世帯数の推移

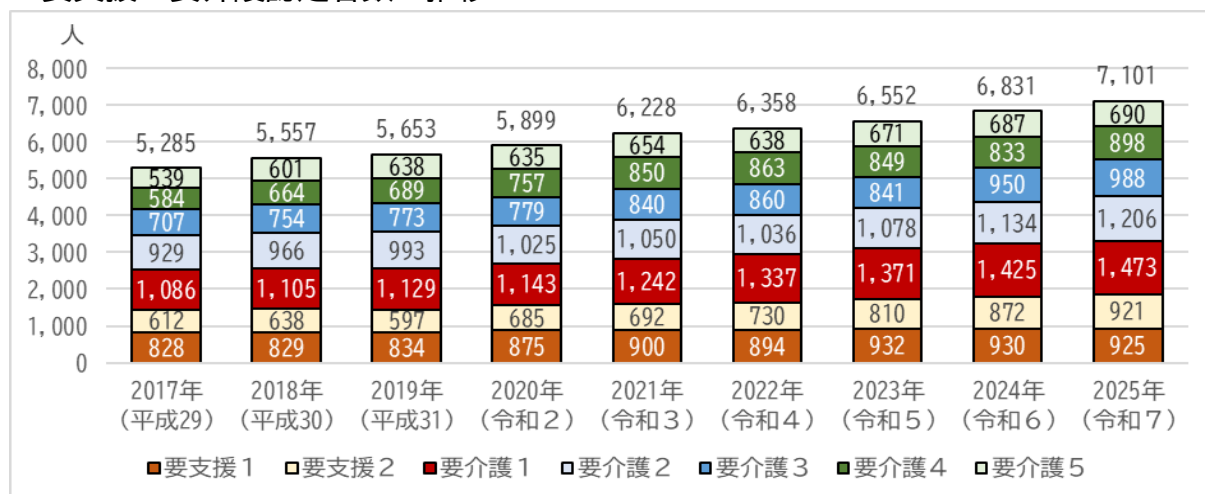


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 要支援・要介護認定者の状況

○2017（平成29）年から2025（令和7）年にかけて、要支援・要介護認定者数はいずれの介護度も増加傾向にあり、同期間中に、総数では1.34倍に増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険課（各年4月1日現在）

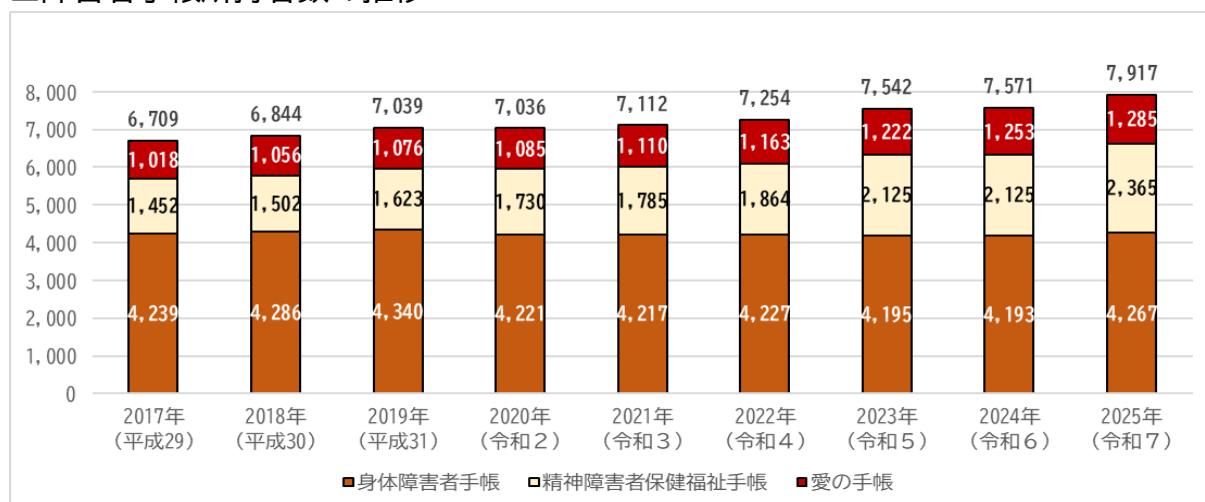
(3) 障害者手帳所持者の状況

○身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、2025（令和7）年4月現在、7,917 人となっています。このうち、身体障害者手帳所持者が 4,267 人で全体の約 5割強を占めており、精神障害者保健福祉手帳所持者が 2,365 人、愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者が 1,285 人となっています。

○年齢別に各手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者では 65 歳以上が約 7割を占めています。愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者では、18 から 64 歳の人 が 7割強を占めています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、18 から 64 歳の人 が 8割強を占めています。

○障害支援区分別に手帳所持者数をみると、2021（令和3）年から 2025（令和7）年にかけて、特に愛の手帳4度が 120 人、精神障害者保健福祉手帳2級が 213 人、3級が 339 人と大きく増加しています。

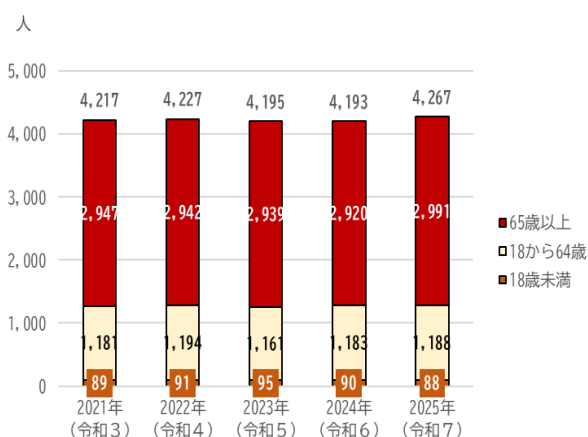
■障害者手帳所持者数の推移



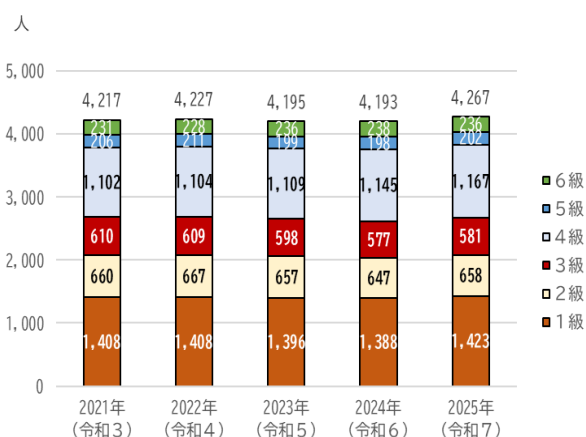
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移

【年齢別】



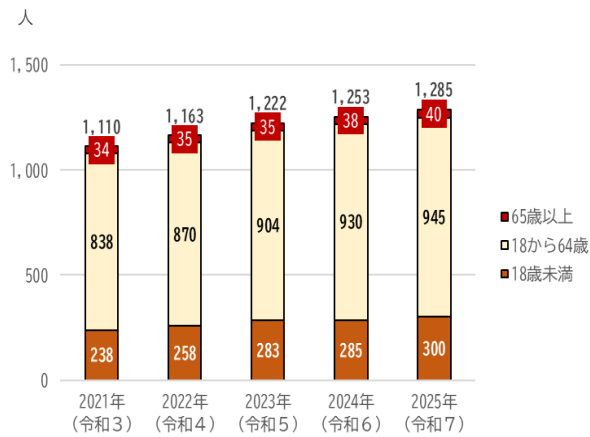
【支援区分別】



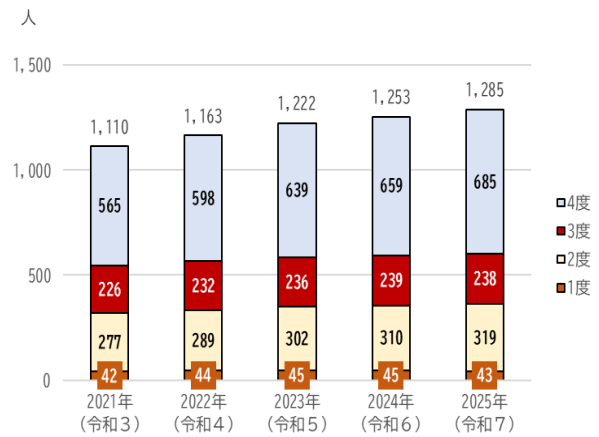
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

知的障害者『愛の手帳』（東京都療育手帳）所持者数の推移

【年齢別】



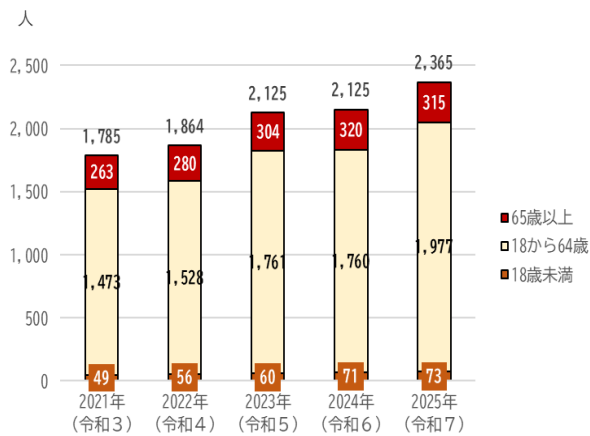
【支援区分別】



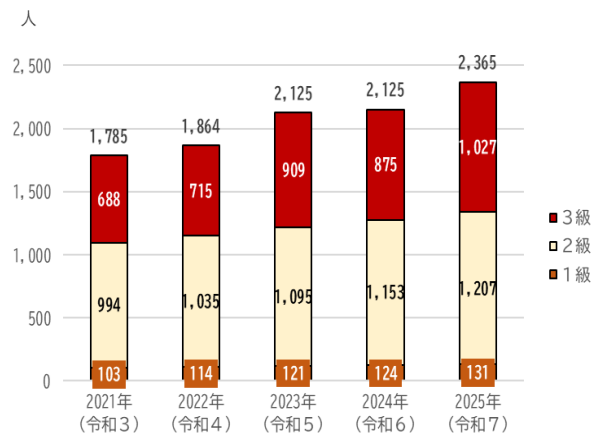
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

【年齢別】



【支援区分別】



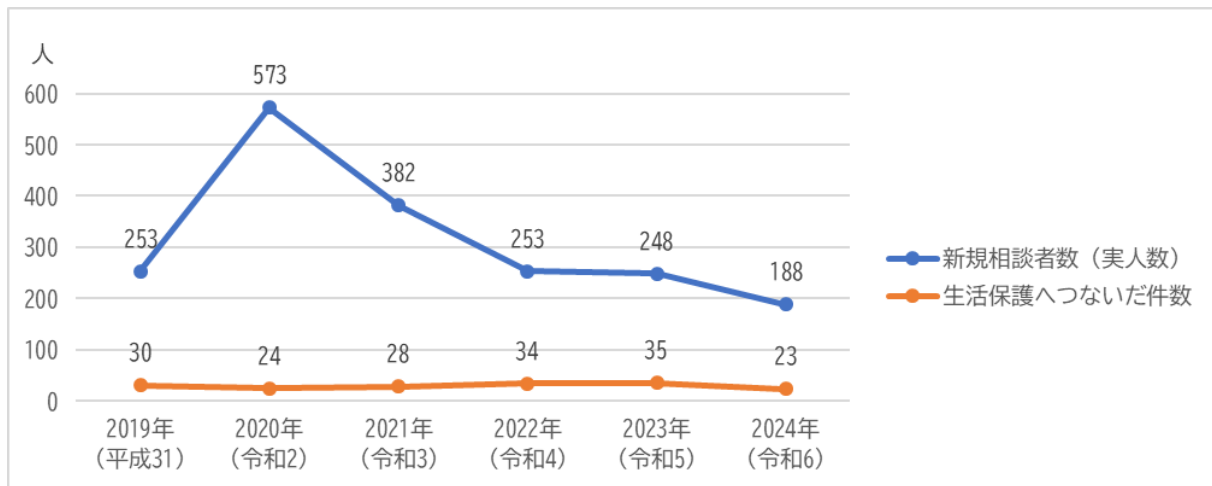
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

(4) 生活困窮者・生活保護の状況

○2020（令和2）年度、生活困窮者等自立相談支援事業における新規相談受付数は、2019（令和元）年度と比べて2倍以上に増加しました。その後は、減少傾向にあり、2024（令和6）年度は、2020（令和2）年の約3分の1程度まで減少しました。

○相談内容については、コロナ禍では「家賃やローンの支払のこと」が大幅に増加しましたが、「収入・生活費のこと」や「住まいについて」「仕事探し・就職について」が主な相談内容となっています。

■生活困窮者等自立相談支援事業における新規相談受付数（実人数）



資料：福祉総務課（各年度末時点）

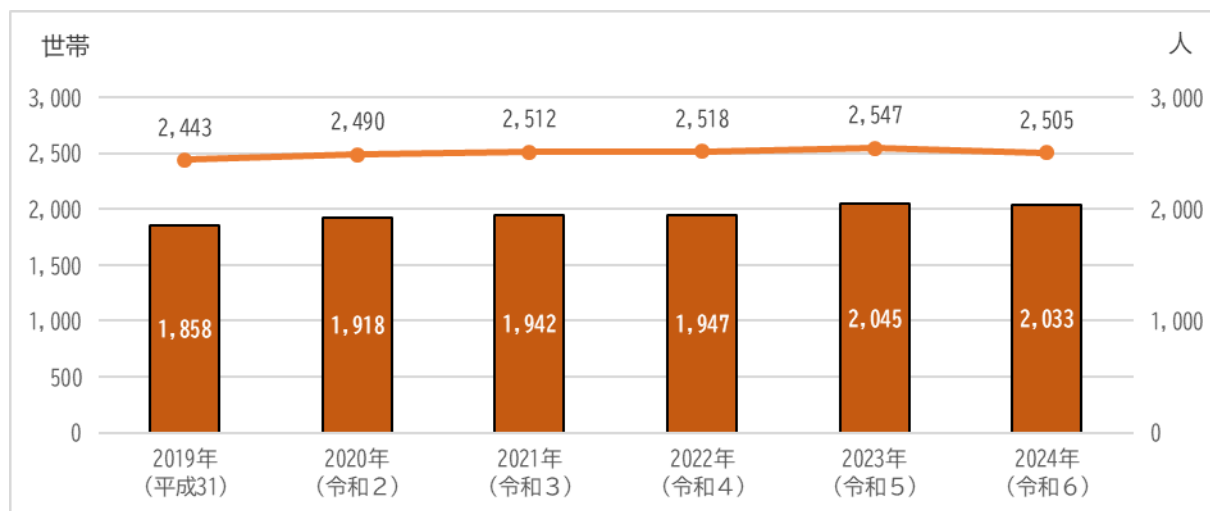
■生活困窮者等自立相談支援事業における主な相談内容（複数回答）

	2019年（平成31）	2020年（令和2）	2021年（令和3）	2022年（令和4）	2023年（令和5）	2024年（令和6）
収入・生活費のこと	151人	248人	196人	117人	128人	92人
住まいについて	67人	111人	80人	72人	85人	54人
仕事探し・就職について	98人	101人	105人	83人	79人	49人
家賃やローンの支払のこと	66人	309人	146人	84人	76人	47人
病気や健康、障害のこと	58人	53人	61人	44人	56人	45人
税金や公共料金等の支払のこと	35人	74人	43人	29人	43人	31人
家族との関係について	29人	24人	33人	18人	31人	21人
債務について	23人	19人	31人	15人	29人	20人
ひきこもり・不登校	22人	30人	13人	11人	24人	19人
食べるものがない	5人	6人	11人	5人	15人	10人
仕事上の不安やトラブル	18人	18人	15人	14人	20人	9人
その他	21人	70人	15人	8人	8人	5人

資料：福祉総務課（各年度末時点）

○生活保護受給世帯数・被保護人員ともに、2019（平成 31）年から 2023（令和 5）年にかけて増加傾向となっていますが、2024（令和 6）年は減少しました。

■生活保護受給世帯数・被保護人員の推移

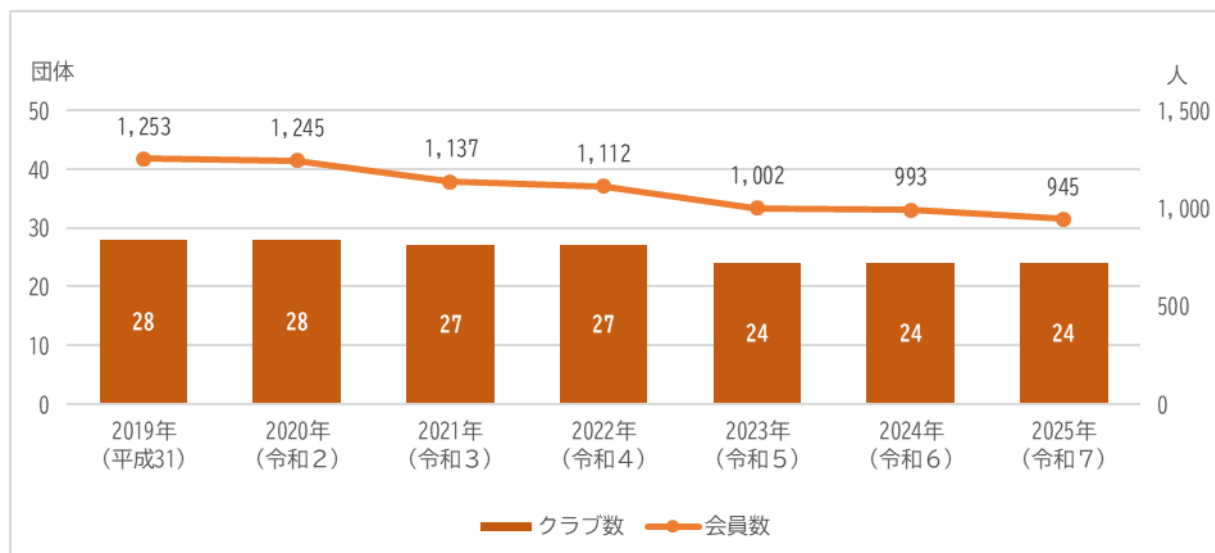


資料：生活福祉課（各年度末時点）

（5）老人クラブの状況

○2019（平成 31）年から 2025（令和 7）年にかけて、老人クラブ数、会員数ともに減少傾向となっています。

■老人クラブ数と会員数の推移

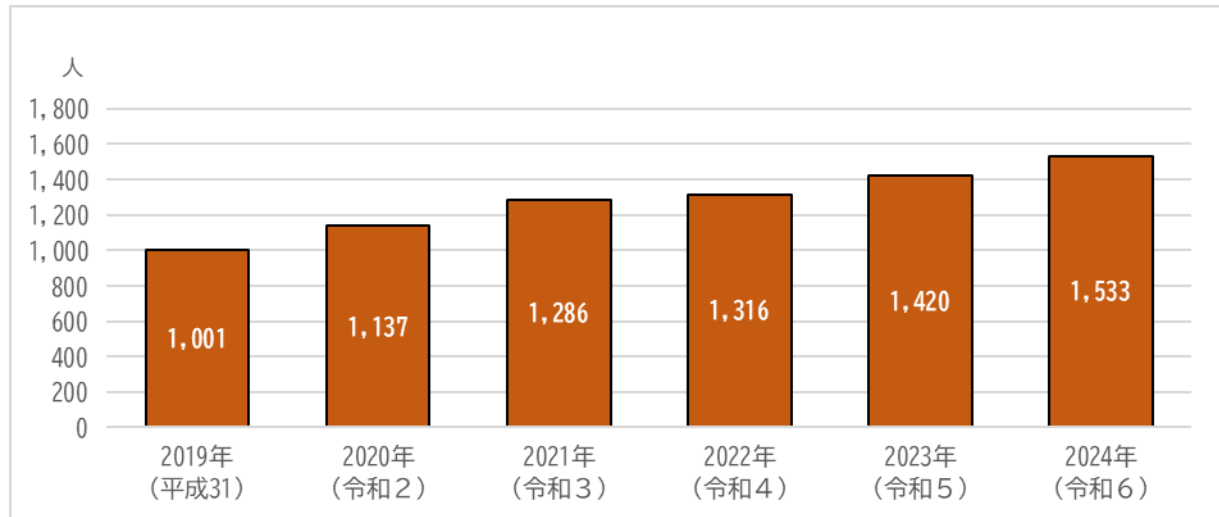


資料：高齢支援課（各年 4 月 1 日現在）

(6) シルバー人材センターの状況

○2019（平成 31）年度から 2024（令和 6）年度にかけて、シルバー人材センター会員数は増加傾向にあり、同期間中に約 1.5 倍に増加しています。

■シルバー人材センター会員数の推移

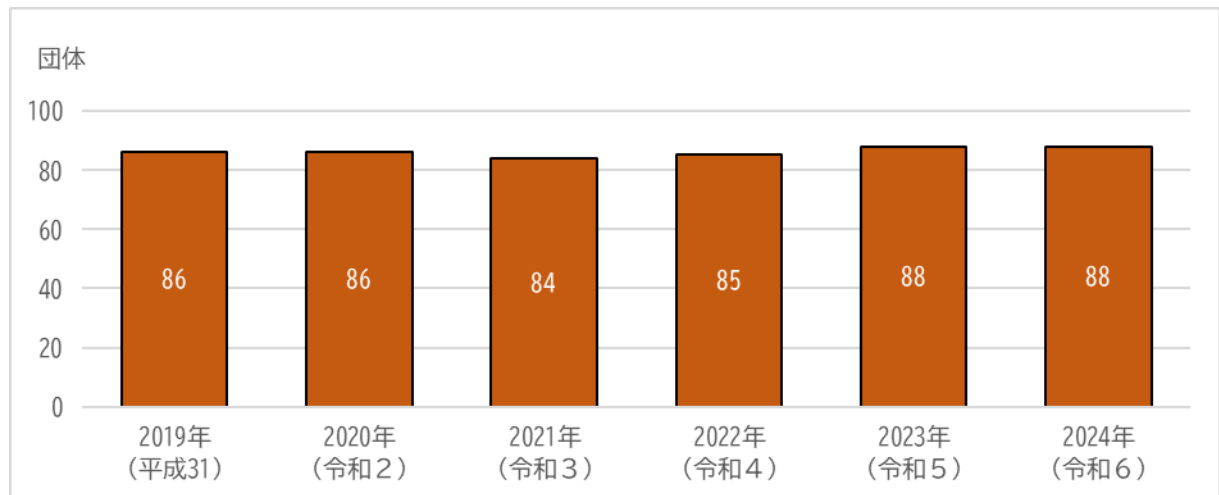


資料：高齢支援課（各年度末現在）

(7) NPO 法人数

○2019（平成 31）年から 2024（令和 6）年にかけて、NPO 法人数は横ばいで推移しています。

■NPO 法人数の推移



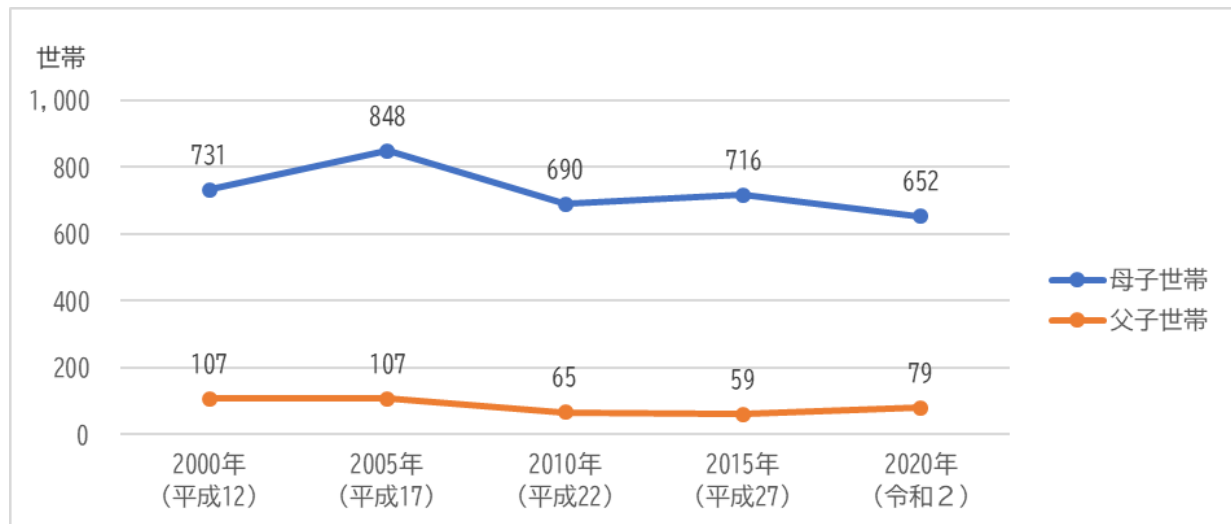
資料：多摩・島しょ地域データブック～多摩・島しょ地域主要統計表～

(8) 子どもに関するデータ

○ひとり親世帯数については、2000（平成12）年から2020（令和2）年にかけて、母子世帯が731世帯から652世帯に、父子世帯が107世帯から79世帯に推移しています。

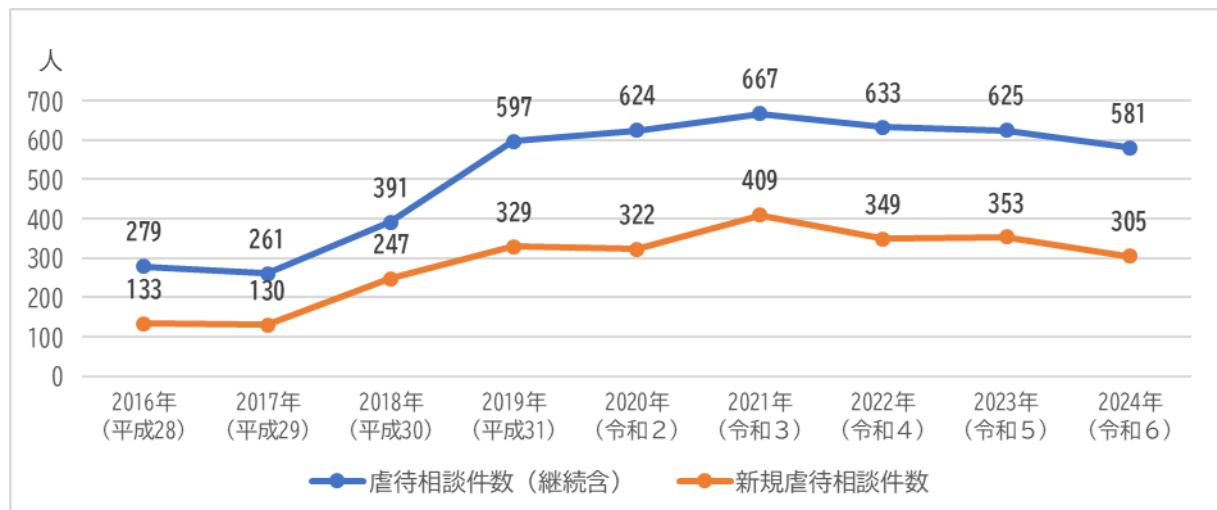
○新規虐待相談件数については、2016（平成28）年から2024（令和6）年にかけて、133件から305件に増加しています。

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

■新規虐待相談件数の推移



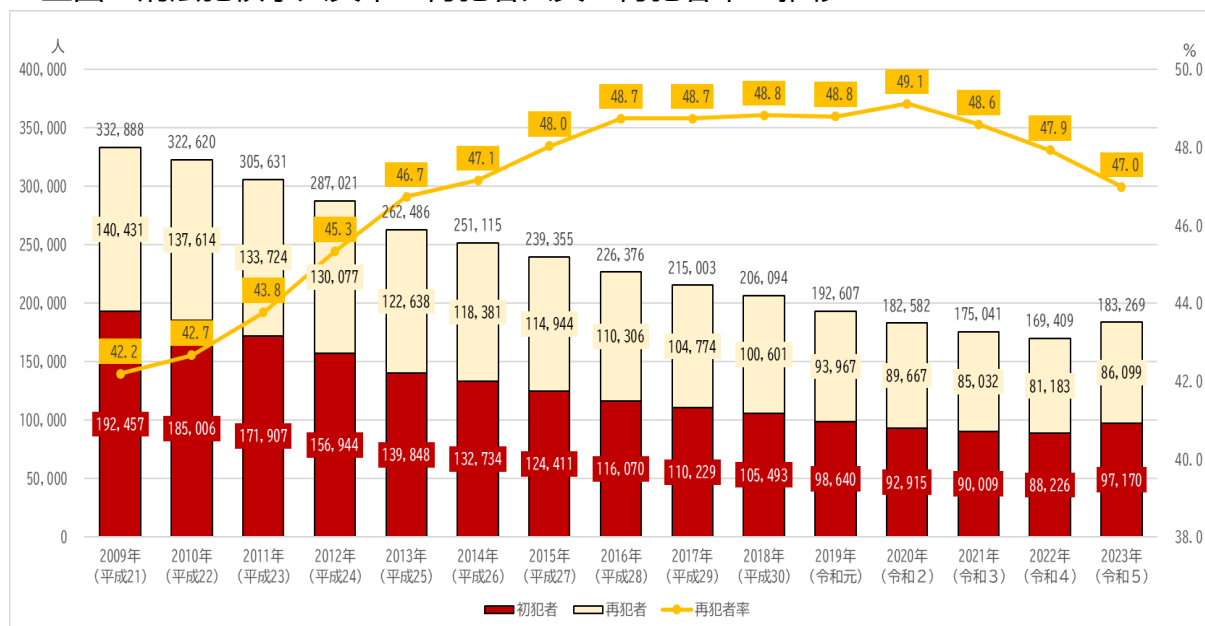
資料：多摩市こども家庭センター

(9) 再犯に関するデータ

○近年、再犯者数は少なくなっているものの、全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は約5割で推移しており、上昇傾向にあります。

○多摩中央警察署管内における再犯者率では、統計を取り始めた2017（平成29）年以降減少を続け、2019（令和元）年には46.3%と全国的な割合を下回っています。しかし、2021（令和3）年には50.5%と全国的な割合を上回っています。

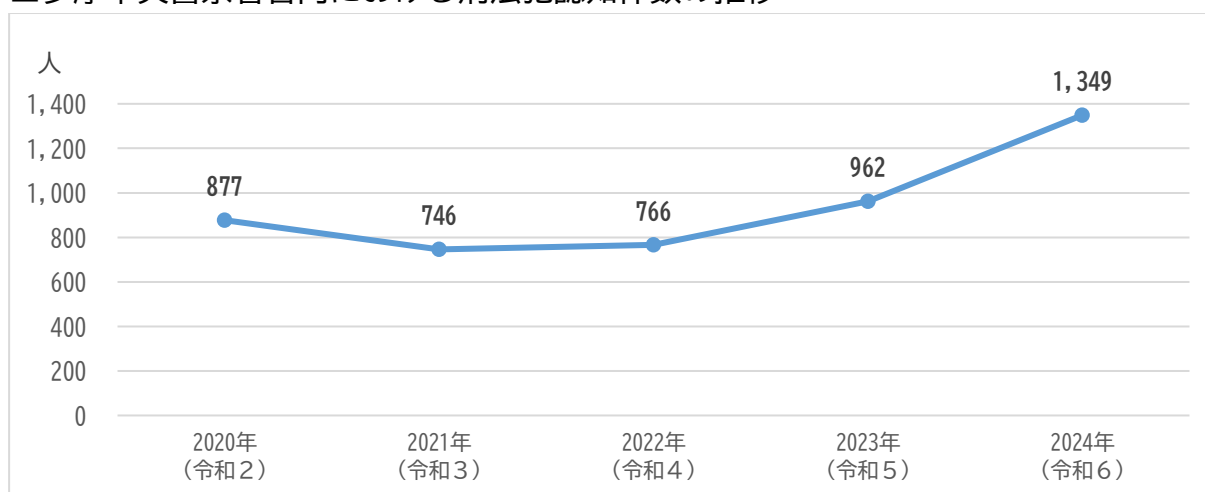
■全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料：令和6年版犯罪白書（法務省）

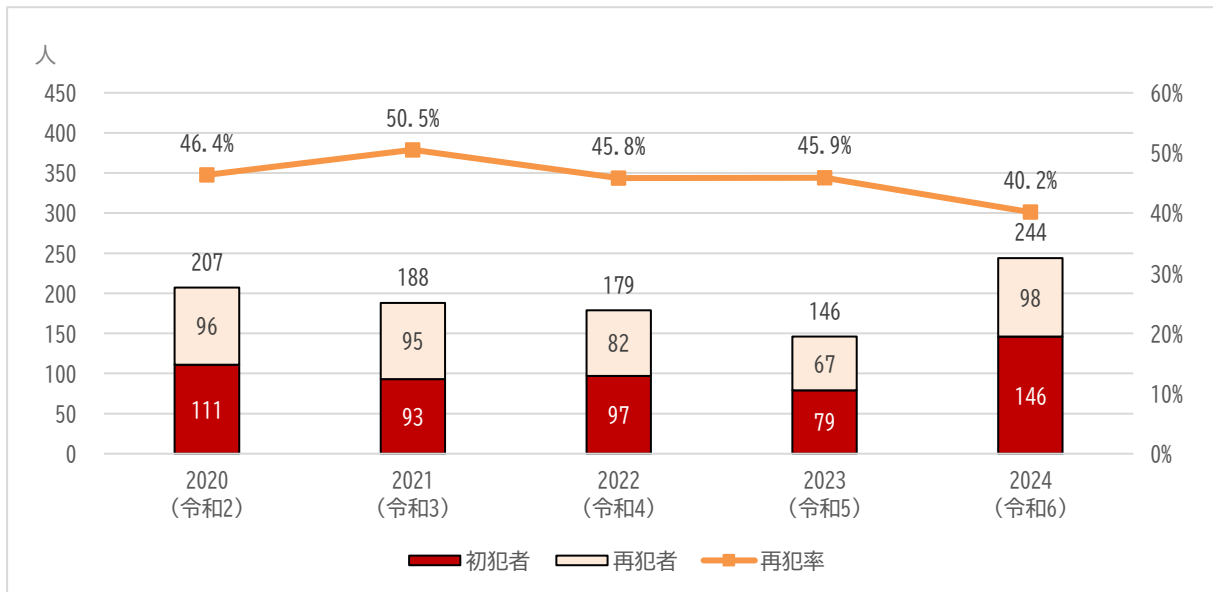
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

■多摩中央警察署管内における刑法犯認知件数の推移



資料：多摩中央警察署ホームページ（2025（令和7）年11月13日閲覧）

■多摩中央警察署管内における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

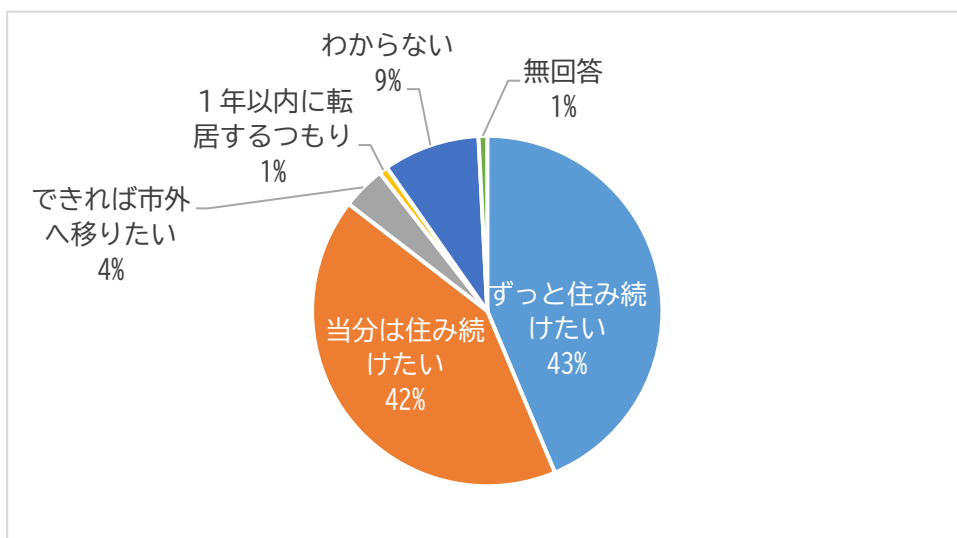


資料：法務省東京矯正管区

(10) 市の強みに関するデータ

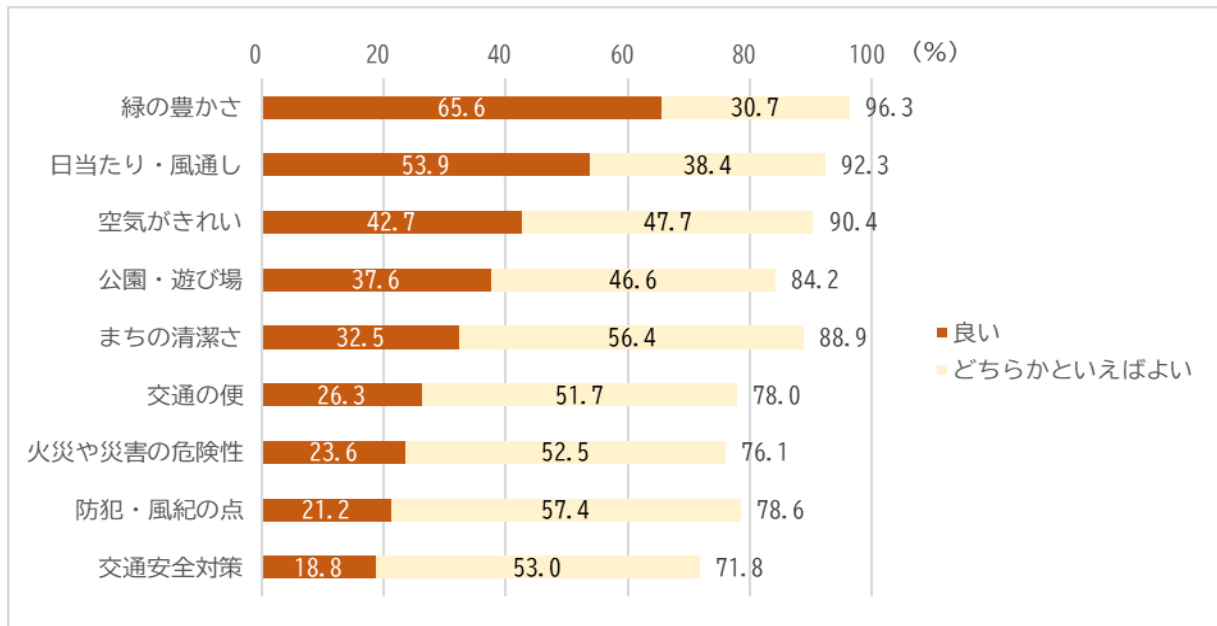
- 2024（令和6）年実施の市政世論調査によると、「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』が8割を超えています。
- 住みよさの要素については、「緑の豊かさ」「日当たり・風通し」「空気がきれい」がそれぞれ9割以上となっています。
- 市民1人あたりの市立公園面積の26市比較では、2021（令和3）年4月1日現在、多摩市が1位となっています。

■定住意向



資料：第40回多摩市政世論調査報告書（2024（令和6）年1月）

■住みよさの総合評価【肯定的評価】



資料：第40回多摩市政世論調査報告書（2024（令和6）年1月）

■市民1人あたりの市立公園（都市公園）の面積（26市比較）

(㎡)

多摩市	稲城市	八王子市	町田市	福生市	羽村市	府中市	青梅市	昭島市	日野市	東大和市	立川市	武蔵村山市	あきる野市	国立市	小平市	東久留米市	武蔵野市	狛江市	調布市	東村山市	西東京市	国分寺市	清瀬市	三鷹市	小金井市
13.6	11.0	10.1	7.7	7.1	6.2	5.0	4.7	4.3	3.9	3.6	3.2	3.1	2.3	2.0	1.8	1.8	1.3	1.3	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.5

資料：東京都建設局公園緑地部管理課「公園調書（令和3年4月1日現在）」
（2021（令和3）年10月）

3 多摩市の健幸データ

(1) 「平均寿命」と「健康寿命」

「健康寿命」の定義は様々ありますが、ここでは、東京保健所長会方式による「65歳健康寿命（要介護2）」をご紹介します。東京保健所長会方式では、各区市町村が業務で把握する介護保険認定者数をもとに算出できることから、健康づくりと介護予防事業の行政指標として活用が可能です。

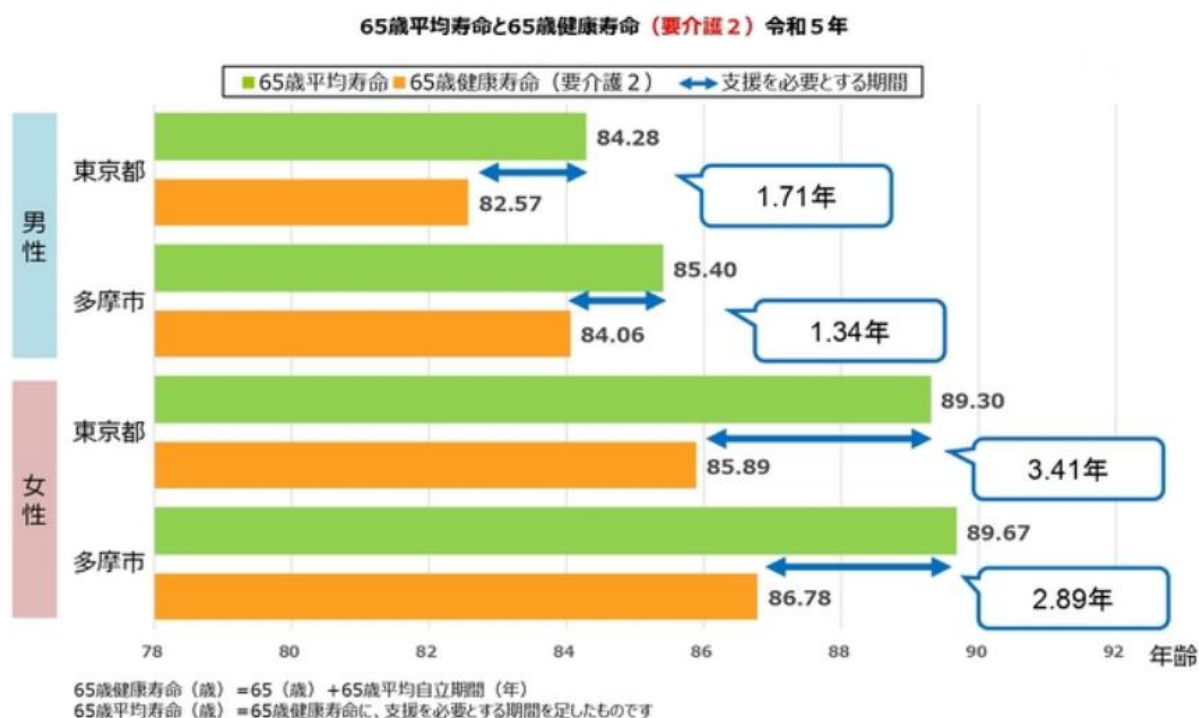
「65歳平均寿命」は、65歳の人の、平均寿命を示しています。

「65歳健康寿命（要介護2）」は、65歳の人々が、要介護2以上の認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その認定を受けた年齢を平均的にあらわすものです。

「65歳平均寿命」から「65歳健康寿命」を引いた年数が、支援を必要とする期間です。

2023（令和5）年のデータでは、東京都平均と比較して、多摩市は、「65歳平均寿命」・「65歳健康寿命」とともに長く、支援を必要とする期間も短いことが示されており、多摩市の健康寿命は都内トップレベルです。

■ 65歳平均寿命と65歳健康寿命（要介護2）



資料：企画課

(2) 要支援・要介護認定率

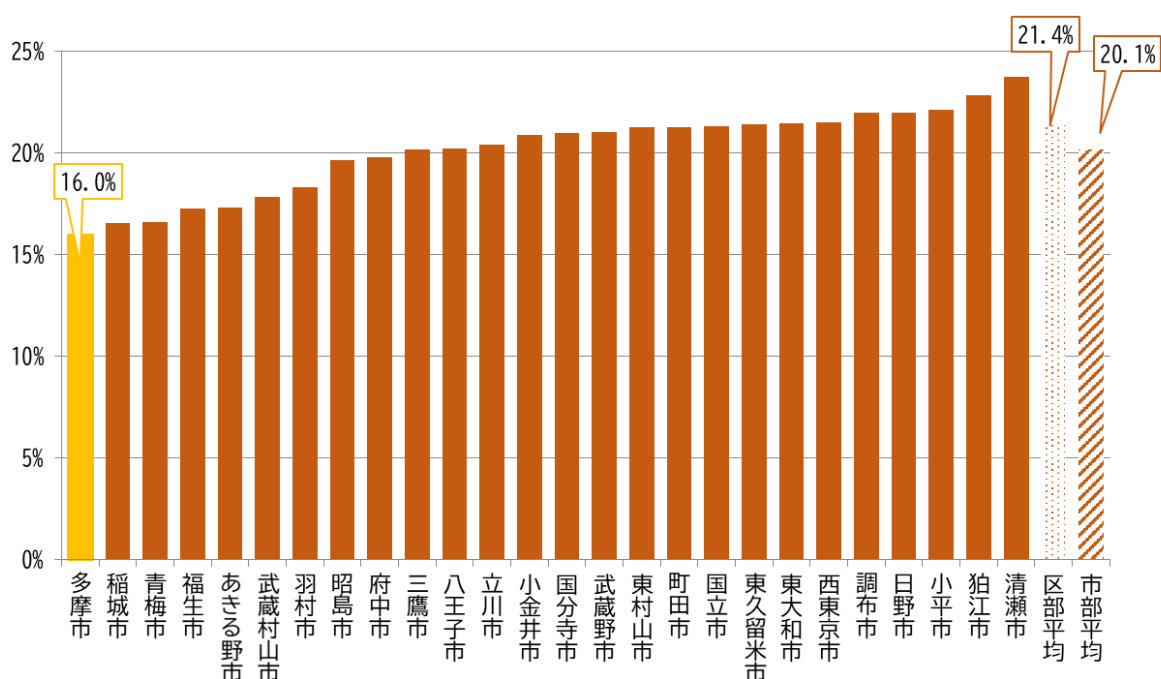
要介護認定率とは、65歳以上の方のうち、要介護認定を受けている方の割合を示すものです。

2024（令和6）年度末時点の多摩市の要支援・要介護認定率は、16.0%と、都内の区部と市部を合わせた49自治体の中で4位、市部の26自治体の中では最も低い割合です。これらのデータから、多摩市は元気な高齢者が多いまちであると言えます。

多摩市では、市民活動やNPO活動などが活発に行われているなど、地域でいきいきと生活されている方が多いことも要因の一つと考えられます。

■要介護認定率

要介護認定率（令和6年度末時点）



資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（月報）（2025（令和7）年3月）

第3節 アンケート調査結果にみる地域福祉の状況

市民や地域活動団体、福祉サービス利用者および従事者を対象に、地域福祉活動等に関する状況やご意見等を広くお聞きし、多摩市地域福祉計画及び多摩市第5次地域福祉活動計画の中間見直しに反映していくため、2025（令和7）年2月28日～3月25日にかけて、アンケート調査を実施しました。

（1）調査概要

調査名	対象	配付数	回収数	回収率
市民アンケート調査	・一般市民（民生委員・児童委員含む） ・多摩市社会福祉協議会会員、地域福祉推進委員会委員	1,691	541	32.0%
地域活動団体・福祉サービス提供者調査	・市内で活動する団体（自治会・住宅管理組合役員、ふれあい・いきいきサロン、ボランティア・市民活動団体、福祉サービス提供団体、その他）	633	269	42.5%
福祉サービス利用者・従事者調査	・市内にある福祉サービス事業所の従事者及び利用者（たすけあい有償活動利用者・従事者、訪問型サービスB利用者・従事者、同行援護従事者、生活支援員）	200	83	41.5%

（2）主な調査結果

【市民アンケート調査】（福祉サービス利用者・従事者アンケート含む）

●近所付き合いの状況について【基本施策1】

- 「困ったときお互いに助け合えるような付き合いがある」「家庭・家族について話題にする程度の付き合いがある」が前回調査時よりも増加しており、コロナ禍により希薄化していた近所付き合いの状況が回復していることが想定されます。一方、10・20歳代と30歳代の若い世代で「ほとんど近所付き合いをしない」が高くなっています。福祉サービス利用者・従事者アンケートでも「挨拶や立ち話をする程度の付き合いがある」が42.2%と最も多くなっています。
- 地区別にみると、第1～第8エリアでは「挨拶や立ち話をする程度の付き合いがある」、第9エリアでは「困ったときお互いに助け合えるような付き合いがある」、第10エリアでは「ほとんど近所付き合いをしていない」が最も高くなっています。特に第10エリアでは「ほとんど近所付き合いをしていない」が約4割となっており、他の地区に比べ高くなっています。
- 暮らしの中で地域のつながりは必要だと思うかについて、『必要』（「必要だと思う」＋「ある程度必要だと思う」）の割合がいずれの年代でも7割を超えています。

●地域の中での困りごとについて【基本施策3・4】

- 「日常の防災対策や災害が起きた際のこと」が最も高くなっていますが、地区別にみると、第2エリアでは「日常の防犯対策、治安に関する課題」「高齢者、障がい者への支援」が最も高く、第5エリアでは「空き家や公共施設の都市整備」が最も高くなっており、地区によって困りごとの状況に違いが見られます。

●自殺対策について【基本施策5】

- 自殺防止対策は社会全体で取り組む問題だと思うかについては、『思う』（「思う」＋「どちらかといえば思う」）が約8割となっています。
- 必要だと思う自殺対策については、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が最も高くなっていますが、「地域やコミュニティを通じた見守り・支えあい」や「子どもの自殺予防」が前回調査よりも大きく増加しています。

●再犯防止について【基本施策5】

- 再犯防止に協力する民間協力者の認知度については前回調査時よりいずれも増加しており、特に「保護司」の認知度が6割以上となっています。一方、「更生保護女性会」や「BBS会」の認知度が1割未満となっています。また、「いずれも知らない」が前回調査時よりも減少していますが、年代別にみると10・20歳代と30歳代で4～5割台と他の年代に比べ高くなっています。
- 犯罪をした人の立ち直り支援に協力したいかについては、『思わない』（「どちらかといえば思わない」＋「思わない」）が約4割となっており、理由については「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が最も多く、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」「具体的なイメージがわからないから」も理由として多くなっています。

●成年後見制度について【基本施策5】

- 成年後見制度の認知度については、『知っている』（「制度の内容をよく理解している」＋「制度の概要は知っている」＋「制度があることは知っているが、内容は知らない」）が約8割と、前回調査時よりも多くなっています。成年後見制度を利用するに当たって、市に期待することについては、前回調査時では「成年後見制度の広報・周知」が最も多かったものの、今回調査では「利用に当たっての相談支援」が最も多くなっています。

●福祉に関する情報や相談先について【基本施策4】

- 福祉やボランティア活動、地域活動に関する情報を得る機会について、「はい」（増えている）が5割強となっており、「多摩市社協の広報紙（ふくしだよりやボランティア通信、委員会だより等）やSNS等で福祉や地域活動の情報を得ることができた」が約9割、福祉サービス利用者・従事者アンケートで8割台半ばとなっています。また、福祉を身近に感じる機会が増えたと思う理由についても、「広報紙やSNS等で福祉に関する情報を目にする機会が増えた」が6割弱と最も多くなっています。
- 福祉に関する相談先が増えていると思うかについては、「はい」が約3割となっていますが、福祉サービス利用者・従事者アンケートでは約7割となっています。また、多摩市社協の相談窓口でご存じのもの（新たに知ったもの）について、「成年後見制度に関する相談、福祉に関する法律相談、ひとり暮らしの高齢者に関する相談等」が約9割である一方、その他の相談窓口についてはいずれも1～2割程度となっています。

●潜在・複合的な課題について【基本施策5】

○潜在・複合的な課題や問題が増えているかについて、「はい」が5割強、福祉サービス利用者・従事者アンケートでは約6割となっています。具体的な課題や問題については、「老老介護」が約8割と最も多くなっているほか、「8050問題」や「ひきこもり」、「不登校」も2割台となっています。

●地域活動や交流の場について【基本施策1】

○福祉や地域活動に参加する機会は増えているかについて、「いいえ」が7割弱となっています。活動に参加する機会が増えない理由については、「参加に至るまでのきっかけがない」が5割台半ばと最も多くなっています。
○地域での交流の場が増えたかについて、「いいえ」が6割強となっています。また、同じ課題や関心事を持つ人の居場所が増えているかについて、「いいえ」が約6割となっています。

【地域活動団体調査】

●民生委員・児童委員について

○「民生委員・児童委員については知っているが、自分が住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員は知らない」が約5割と最も多くなっており、相談したことはあるかについては「相談したことはない」が約8割と最も多くなっています。

●自殺対策について

○自殺防止対策は社会全体で取り組む問題だと思うかについては、『思う』（「思う」＋「どちらかといえば思う」）が約8割となっています。
○必要だと思う自殺対策については、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」と「地域やコミュニティを通じた見守り・支えあい」が共に約6割と多くなっています。

●再犯防止について

○再犯防止に協力する民間協力者の認知度については市民アンケートよりも高い結果となっていますが、「更生保護女性会」や「BBS会」の認知度が低くなっています。
○犯罪をした人の立ち直り支援に協力したいかについて、『思わない』（「どちらかといえば思わない」＋「思わない」）が約3割と市民アンケートに比べ低くなっています。理由については「時間的余裕がないから」が最も高くなっており、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」「具体的なイメージがわからないから」も市民アンケートと同様に多くなっています。

●福祉に関する情報や相談先について

○多摩市社協の相談窓口を利用したことがあるかについて、「いいえ」が5割半ばとなっており、利用したことがない理由については「多摩市社協の相談窓口を知っているが、相談（紹介）したことはない」が約7割と最も多いものの、「多摩市社協の相談窓口を知らない」も1割台半ばとなっています。

●潜在・複合的な課題について

- 潜在・複合的な課題や問題が増えているかについて、「はい」が9割弱となっており、市民アンケートに比べ高くなっています。具体的な課題や問題については、「老老介護」が9割弱と最も多く、ついで「ひきこもり」や「8050問題」等も多くなっています。
- 潜在・複合的な課題や問題に対応するために連携した相談機関はあるかについて、「はい」が4割台半ばとなっており、連携した機関は「地域包括支援センター」が約8割と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が4割弱となっています。

●地域活動や交流の場について

- 同じ課題や関心事を持つ人の居場所は増えているかについて、「はい」が4割台半ばとなっています。どのような交流の場が増えたと感じるかについては、「高齢者が参加できる場や機会が増えた」が8割台半ばと特に多くなっていますが、「子ども」や「障がい者や生きづらさを抱える方々」「活動者同士」の集う場や機会については、いずれも1～2割台となっています。
- 活動やニーズに応じた担い手の発掘・育成ができていくかについて、「いいえ」が5割台半ばと多くなっており、新たな人材の発掘・育成や活動者の高齢化や退会等が主な原因となっています。

第4節 多摩市地域福祉計画推進市民委員会における意見

本節では、多摩市の地域福祉を取り巻く主な現状・課題について、多摩市地域福祉計画推進市民委員会において出た意見を整理して紹介します。

近所付き合い・地域活動の状況について（基本施策1・2）

- ・地域や他者との交流は肝要。大事なことは、大きな目的のために集まるのではなく、日々の小さな積み重ねである。例えば、地域のお祭りでは、3世代が集って何気ない交流が生まれる。こうした自然発生的な交流が必要。
- ・コロナ禍で若い世代の集団行動の機会が減少した。そのため、必要なコミュニケーションが薄れていたり、コミュニケーションの形態が変化したりしている。こうした世代へのフォローが必要。
- ・近年はテーマ型ではなく、地縁型の地域活動へと回帰している。地域でのお祭り等による交流は、地域での共有財（コモン）になる。
- ・近年は人手不足等により、PTA や自治会等の組織が縮小しているが、組織が充実している方がコモンは間違いなく多く、コモンの重要性が近年見直されている。
- ・地域活動については、個々の組織は縮小しているが、エリアやジャンルを超えてつながりが生まれ、新たな取り組みにつながっている。いずれにせよ、地域活動への参加方法は、負担が少ない方法に見直していく必要がある
- ・若い世代の価値観は、タイムパフォーマンスやコストパフォーマンスを重視する方向に変化している。そのため、即効性があるように見せる意識づくり、働きかけが必要ではないか。
- ・他方、多世代交流をしたいと考える若者は多いというデータがあるため、若者目線で今後検討していくことも必要。
- ・ニュータウンの特性に応じた地域福祉のあり方を考える必要がある。団地はプライバシーが確保されており、しがらみのない生活を送ってきた。しがらみのなさ故に地域活動への参加を促すことが難しい
- ・自由を重視する時代の中、半強制的な仕組みも必要かもしれない。

福祉に関する情報や相談先について（基本施策3・4）

- ・福祉に関するオンライン相談等、窓口の周知をしていくとよいのではないか。
- ・情報を能動的に取得しているか、受動的に取得しているかを把握することが必要。また、得ている情報の種類についても把握することが必要ではないか。

潜在・複合的な課題について（基本施策4）

- ・複合的な課題への対応は困難さを増している。ケアマネジャーの高齢化等による離職が増加する一方、複合的な課題を抱える人が増加している。
- ・ケアマネジャーの従事者へのサポートが必要であり、現状のままでは課題が見過ごされるのではと危惧している。
- ・相談につながらないケースが減っている実感は薄い。つながらない理由としては、認知機能の低下、情報を取得できていない、そもそも相談するという発想にならない等理由はさまざまと考えられる。
- ・従来は、困りごとを抱えている対象者が分かりやすかったが、近年は人知れず困りごとを抱えているケースが増えている。社会が気づけていない生きづらさがたくさんあるため、さまざまな場所でニーズをキャッチすることが必要ではないか。
- ・サロン活動を行う中で、居場所が不足していることを感じている。

民生委員の友愛訪問は、ひきこもり等の若い世代に対象拡大していく必要があるのではないか。

- ・コロナ禍を経て、生活困窮等の金銭的な相談のハードルは下がったと感じる。一方、老老介護や 8050 等は親族からのサポートを受けにくくなり、より当事者だけの問題となっているように感じる。
- ・複合的な課題に陥る手前での相談支援が必要だが、当事者がサービスの内容を知らないことが多い。したがって、ケースごとの相談案内が必要だと感じている。
- ・今後の社会情勢からすると、マンパワーを増やすのは難しく、質的な部分でカバーすることが望ましいのではないかと。

関連資料 2

1 策定経過

年月日	事項
2025（令和7）年 6月19日	令和7年度 第1回多摩市地域福祉計画推進市民委員会 評価部会
7月7日	第1回多摩市地域福祉計画推進市民委員会
7月18日	第2回多摩市地域福祉計画庁内委員会
8月4日	第2回多摩市地域福祉計画推進市民委員会
9月29日	第3回多摩市地域福祉計画推進市民委員会
10月23日	第3回多摩市地域福祉計画庁内委員会
11月13日	第2回多摩市地域福祉計画推進市民委員会 評価部会
12月1日～ 12月25日	パブリックコメント
2026（令和8）年 1月19日	第4回多摩市地域福祉計画推進市民委員会
1月26日	第4回多摩市地域福祉計画庁内委員会

2 多摩市地域福祉計画推進市民委員会

■委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区分	氏名	所属
学識経験者	室田 信一 ◎	東京都立大学人文社会学部准教授
学識経験者	鈴木 裕介 ○	明星大学人文学部教授
学識経験者 ※評価部会のみ	清水 潤子	武蔵野大学人間科学部講師
民生委員・児童委員	小山 貞子	多摩市民生委員協議会
市民団体	千葉 胤昌	多摩市自治連合会
福祉関係団体	荒井 永理	一般社団法人祥鶴
福祉関係団体	中村 奈美	地域福祉推進委員会
福祉関係団体	川辺 一成 (令和6年度まで)	多摩市社会福祉協議会
	畔上 なつ美 (令和7年度より)	多摩市社会福祉協議会
商工関係団体	鳶田 智仁	京王電鉄株式会社

■多摩市地域福祉計画推進市民委員会設置要綱

令和5年6月2日多摩市告示第328号

(設置)

第1条 多摩市地域福祉計画（以下「計画」という。）に定める施策の推進並びに次期の計画の検討及び策定に当たり、地域福祉に係る市民の意見等を求めるため、多摩市地域福祉計画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議し、その内容を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 計画に定める施策の推進並びに次期の計画の検討及び策定に係る地域の状況及び市民のニーズに関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に定める施策の推進並びに次期の計画の検討及び策定に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 二人以内
- (2) 民生委員・児童委員 一人以内
- (3) 次に掲げる団体に所属する者のうちから当該団体が推薦するもの 7人以内
 - ア 市民団体
 - イ 福祉関係団体
 - ウ 教育関係団体
 - エ 商工関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(部会)

第7条 委員長は、委員会の下部組織として部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員会の求めに応じ、個別の事項について専門的な検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、検討内容に応じ、委員長が指名する委員又は市長及び委員長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、若しくは任命するもの（以下「部会員」という。）5人以内をもって構成する。
- 4 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は部会員のうちから委員長が指名し、副部会長は部会員のうちから部会長が指名する。
- 6 部会長は、部会を招集し、会議を主宰する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員長及び部会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年多摩市告示第147号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3 多摩市地域福祉計画庁内委員会

■委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区分	氏名
健幸まちづくり担当部長 健幸まちづくり担当課長事務取扱	林 亜衣子
協創推進室長・協創推進室次長事務取扱	田島 元
防災安全課長	柚木 則夫
経済観光課長	麻生 孝之
文化・生涯学習推進課長	垣内 敬太
平和・人権課長	西村 理恵子
子ども・若者政策課長	廣瀬 友美
児童青少年課長	長谷川 啓
福祉総務課長	松崎 亜来子 ◎
生活福祉課長	関 隆臣
健康推進課長	原島 智子
保険年金課長	河島 理恵
高齢支援課長	五味田 福子
介護保険課長	齊藤 義照
障害福祉課長	平松 涉 ○
発達支援担当課長	相良 裕美
住宅担当課長	西野 泰生
公民館長	伊藤 麻衣子

■多摩市地域福祉計画庁内委員会設置要綱

令和元年5月29日多摩市告示第20号

(設置)

第1条 多摩市地域福祉計画（以下「計画」という。）の施策の進捗状況を把握し、庁内における横断的な取組の実現に向けた課題及び情報の共有並びに連絡調整を行い、地域福祉に関する施策を総合的に検討するため、多摩市地域福祉計画庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する施策又は業務の相互連携及び情報交換に関すること。
- (2) 計画内容の見直し、検討及び調整に関すること。
- (3) その他計画に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部福祉総務課長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、委員会の会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年多摩市告示第140号）

この要綱は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年多摩市告示第326号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年多摩市告示第148号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策部健幸まちづくり担当課長 協創推進室次長 総務部防災安全課長 市民経済部経済観光課長 暮らしと文化部文化・生涯学習推進課長 暮らしと文化部平和・人権課長 子ども青少年部子ども・若者政策課長 子ども青少年部児童青少年課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部生活福祉課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部保険年金課長 健康福祉部高齢支援課長 健康福祉部介護保険課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部発達支援担当課長 都市整備部住宅担当課長 公民館長
--

4 用語説明

	用語	内容
あ	アウトカム (成果指標)	受益者(地域・市民)の観点からみた具体的な成果や効用を測る指標。
	アウトプット (活動指標)	事業実施による具体的な活動量や活動実績を測る指標。
	アウトリーチ	手を差し伸べるという意味で、潜在的なニーズや課題を抱える世帯に対して行政等が積極的に働きかけを行い支援につなげること。
か	介護予防リーダー	自主グループ活動などを通じ介護予防活動を主体的に行うボランティア。
	ケースカンファレンス	医師、看護師、ケアマネージャー、サービス事業者、介護福祉士、ときには本人や家族等が集まり、本人の身体状況の確認や新たな課題の有無、医療やサービスの検証などを行うための会議。事例研究、ケース検討会議、またはカンファレンスともいう。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
	健康づくり推進員	地域における市民の自発的な健康づくり活動の推進等を図るため、市が公募する人。
	健幸まちづくり	健幸まちづくりとは、世代の多様性があり、市民の誰もが生涯を通じて自分らしくいきいきと暮らせるまち・健幸都市の実現を目指す取組。 健康と幸せの獲得に繋がる知見をまちづくりに活かし、多摩市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちを、行政、市民、NPO、団体、事業者、大学等が主体的に、又は、ともに連携・協働し、つくっていく取組。
	権利擁護センター	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行い、成年後見制度など各種の総合相談等を行う機関。
	高齢化率	総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。
	コミュニティエリア	多摩市では、コミュニティ活動の推進のため、2001(平成13)年度から10のコミュニティエリアを設定し、コミュニティ環境の整備を進めている。
さ	自主防災組織	災害が発生した際に、地域の皆さんがお互いに協力し合い、初期消火や負傷者の救出救護・避難などを行うために自治会・管理組合などが母体となり、結成している組織。平常時から防災訓練や防災活動を行い、積極的な蓄えをしている。
	市民後見人	認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分で、親族がいない場合に、一定の養成講座を受講した人が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や契約などの法律行為を行う。
	社会的孤立	隣人や友人との付き合いに乏しく、日常的に人との交流がなく、地域や社会で孤立した状態。

	用語	内容
	重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業
	シルバー人材センター	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市区町村ごとにひとつ設置されている公益法人で、企業や家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材センターの会員に仕事を提供している。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事又は政令指定都市の市長が交付する手帳。障害の程度により1級から6級に分かれる。
	スポーツ推進委員	スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整並びに、住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導・助言を行う非常勤特別職員。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。
	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事又は政令指定都市の市長が交付する手帳。障害の程度により1級から3級までの3等級に分かれる。
	成年後見制度	認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する人を選任する制度。
	成年後見センター	判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送る上で必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担う機関。
	セーフティネット	市民が安心して暮らすことができるように、最低限度の生活を保障するしくみのこと。
た	ダブルケア	子育てと介護を同時に行っている状態。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	多摩市青少年問題協議会	子どもたちが健やかに成長することができるよう、関係機関・団体相互の連絡調整を図りながら、青少年を取り巻く諸課題について検討・審議を行う市長の附属機関。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指す社会。
	地域ケア会議	地域包括ケアシステムの実現に向けたひとつの手法であり、高齢者の抱える問題、地域で不足しているサービスなど、地域の課題を把握し、行政や各分野の関係機関が共に改善策を考える会議体。

	用語	内容
	地域福祉コーディネーター	本計画においては、住民の皆さんと一緒に地域福祉活動をすすめる社会福祉協議会の職員をいう。児童から高齢者、障がい者など様々な相談対応や専門機関・サービスへのつなぎ、居場所や見守りの仕組みづくり等地域課題の解決に向けた取組を行う。
	地域福祉推進委員会	コミュニティエリアごとに、地域課題の解決に向けた協働・連携の取組として、社会福祉協議会の働きかけを受けて発足した、地域住民主体の組織。
	地域包括ケアシステム	要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。
	知的障害者『愛の手帳』（東京都療育手帳）	東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する知的障がいのある人に、障害の程度によって最重度（1度）から軽度（4度）の4区分で交付される。
な	二次避難所	指定避難所で生活することが困難な要配慮者が避難するための施設。福祉避難所とも。
は	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート・たま）	高齢者や障がい者を対象に、福祉サービス利用支援や、金銭管理のお手伝い、大切な書類等を預かるサービス。
	フレイル	加齢により心身が弱ってきた状態。初期の段階ならば筋力トレーニングなどにより、一定の機能回復が可能とされている。
ま	民生・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給はなく無報酬（活動費に充てる費用弁償有）、ボランティアとして活動している（任期は3年、再任可）。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。なお、児童に関することを専門的に担当する民生・児童委員を主任児童委員という。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、言語、文化、国籍の違い、障害の有無などに関わらず、誰もが利用しやすい施設、製品、情報の設計（デザイン）。
	要介護認定者	身体又は精神の障害のため、入浴、排せつ、食事等の日常生活での基本的な動作が、6か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の人で、介護の必要度に応じて要介護1～5のいずれかに認定された人。
	要支援認定者	身体又は精神の障害のため、入浴、排せつ、食事等の日常生活での基本的な動作が、6か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のため支援を要すると見込まれる状態の人で、支援の必要度に応じて要支援1又は2に認定された人。
ら	ライフステージ	人間の一生における生活段階のこと。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる。

	用語	内容
A ～ Z	ESD	Education for Sustainable Development の略であり、「持続可能な開発のための教育」のこと。環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を、自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと（Think globally, Act locally）を身に付け、課題解決につなげる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
	SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインジケータで構成される。
0 ～ 9	65 歳健康寿命	65 歳の人何らかの障害のために要介護認定（要介護 2）を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受けるまでの年齢を平均的に表すもの。（東京保健所長会方式）
	8050 問題 （9060 問題）	80 代の高齢の親が、長期間引きこもる 50 代の子どもの生活を支えることで生じている 2010 年以降顕在化した社会問題。最近では、8050 問題の長期化による 9060 問題への移行も問題となっている。

印刷物番号

7-52

多摩市地域福祉計画

2026（令和8）年度～2028（令和10）年度

発行年月：令和8年3月

発行：多摩市

編集：多摩市健康福祉部福祉総務課

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

TEL：042-338-6839

FAX：042-338-6881

頒布価格：330円